

# 第4次烧津市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



令和3年3月



烧津市  
烧津市社会福祉協議会



## はじめに

今日の地域社会は、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などに加え、「8050問題」に象徴される地域社会からの孤立など、地域において個人や世帯を取り巻く生活課題は多様化、複雑化しております。

本市におきましても、同様の背景により支援を必要とする個人や世帯が抱える様々な生活課題を、制度の狭間に落とさず、多機関が連携して、支援していくための包括的支援体制の整備が求められております。

今回、新たな社会環境の変化や課題に対応し、本市の地域福祉を推進するうえでの指針とするため、第3次計画から引き続き、行政による「焼津市地域福祉計画」と社会福祉協議会による「焼津市地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

本計画は、「地域で育てる 支え合う ふだんの 暮らしの しあわせづくり」を基本理念とし、「安心というしあわせ」にあふれた焼津市を創り続けていくという思いを込めております。

この計画を市民の皆様と共有し、「支え手」「受け手」という関係を超えて、また、世代や分野を超えてつながる「共生」「共働」の地域社会の実現を目指し推進してまいります。市民の皆様の、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました策定委員会委員をはじめとする関係者の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月



焼津市長 中野 弘道

## 計画策定にあたって

令和3年4月に地域共生社会の実現のための社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス推進体制の整備を目指すこととされています。

また、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、人類が将来に渡って持続可能な社会を構築していくための世界共通の取組であるといわれています。

このような社会情勢の中、第3次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画に引き続き、行政と社会福祉協議会が車の両輪となり、地域を共に創る地域共生社会の実現を目指して、地域福祉をさらに推進し、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう第4次計画を策定しました。

基本理念である「地域で育てる 支え合う ふだんの 暮らしの しあわせづくり」の実現に向け、地域福祉をさらに推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました「焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」の皆様をはじめ、市民アンケートにご協力いただきました市民、福祉団体の皆様に感謝申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会  
会長 永田 實治



## 計画策定を終えて

みなさまの協力により、無事、第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されました。本計画にある地域福祉の取り組みが本格的になったのは、2000（平成12）年に社会福祉法の第4条「地域福祉の推進」に規定されたことによります。そして、それから約20年経った本計画が始まる2021（令和3）年4月に改正社会福祉法が施行され、この条文に新たに「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」という条文が加えられました。この条文は何かと言うと、「地域共生社会」の実現のための条文です。



地域共生社会とは、少子高齢や人口減少、地域社会の脆弱化などの社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる社会です。このような地域共生社会の実現のため、今後の地域福祉は新たなステージに向かうこととなります。そして、この地域共生社会の実現のための羅針盤となるのが、この第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画です。

地域共生社会の実現のために今回の計画策定では、新たに包括的な支援体制の整備に関する事項が新たに設けられました。これは、全ての地域住民が地域の課題に対して主体的に取り組むための環境整備を意味しております。つまり、この第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進するためには、地域住民のみなさんの力が不可欠となります。焼津市のより良い地域共生社会の実現のため、第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画のもと、地域住民と関係者が一丸となって「地域福祉の推進」に取り組んでいくことを切に願っております。

令和3年3月

静岡福祉大学 小林 哲也

# 目次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	1
1 計画策定の背景.....	3
2 計画の策定の趣旨.....	3
3 地域福祉とは.....	3
4 本計画の位置付け.....	5
(1) 法的な位置付け.....	5
(2) 関連計画との位置付け.....	6
5 計画期間.....	6
<b>第2章 地域福祉を巡る状況</b> .....	7
1 統計データ等からみえる現状・見込み.....	9
(1) 市全体の状況.....	9
(2) 地区別の状況（令和2年3月末時点の状況）.....	17
2 市民アンケート調査からみえる特徴.....	21
(1) 調査の概要.....	21
(2) 調査結果の分析.....	21
3 関係団体調査からみえる特徴.....	32
(1) 調査の概要.....	32
(2) 調査結果の分析.....	32
4 本市の地域福祉の課題.....	35
(1) 統計データ等からみえる課題.....	35
(2) 市民アンケート調査からみえる課題.....	35
(3) 関係団体調査からみえる課題.....	36
5 第3次計画の実施状況と課題.....	37
(1) 基本目標1 人創り.....	37
(2) 基本目標2 環境創り.....	37
(3) 基本目標3 しゅくみ創り.....	38
(4) 基本目標4 基盤創り.....	39
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	41
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	44
<b>第4章 施策の推進</b> .....	45
1 施策体系.....	47
2 施策の方向性・具体的な取り組み.....	48
<b>基本目標1 共生の意識づくり・人づくり</b> .....	48
(1) 福祉教育の推進.....	48

(2) 互助意識の醸成.....	52
(3) 人材育成（地域の担い手、ボランティアなど）.....	55
<b>基本目標2</b> 地域のきずなづくり.....	58
(1) 小地域福祉活動への支援・活性化.....	58
(2) 地域ネットワークの構築と周知.....	62
(3) 住民活動の支援.....	65
(4) 防災・防犯活動の促進.....	67
(5) 福祉団体、市民グループの活動の促進.....	70
<b>基本目標3</b> 地域福祉のしくみづくり.....	72
(1) 福祉施策実施体制の充実.....	72
(2) 包括的な相談支援体制の充実.....	75
(3) 福祉サービスの充実.....	79
(4) 重点的な対応が必要な市民への支援強化.....	83
(5) 情報提供の充実.....	87
<b>第5章 成年後見制度の利用促進.....</b>	<b>91</b>
1 制度の概要.....	93
(1) 成年後見制度利用促進基本計画とは.....	93
(2) 施策の推進と進捗確認.....	93
2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況.....	94
(1) 本市の制度利用が見込まれる高齢者の状況.....	94
(2) 本市の制度利用が見込まれる障害者の状況.....	94
(3) 本市の数値からみえる成年後見制度を取り巻く状況.....	95
(4) 3市1町市民後見人養成の取り組み状況.....	97
3 成年後見制度利用に関する本市の課題.....	98
(1) 現状からみえる本市の課題.....	98
(2) 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所へのアンケート結果からみえる課題.....	98
4 課題解決に向けた基本的な考え方、取り組み及び目標.....	99
(1) 基本的な考え方.....	99
(2) 基本的な取り組み及び目標.....	99
5 成年後見制度の利用促進に向けて、重点的に取り組む事項.....	102
重点取組1 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営.....	102
(1) 焼津市成年後見支援センターの概要.....	102
(2) 焼津市成年後見支援センターが中心となり推進していくこと.....	102
重点取組2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築.....	105
(1) ネットワーク構築の目的.....	105
(2) 今後の取り組み.....	106
(3) 広域（3市1町）での地域連携ネットワーク.....	108

<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>111</b>
1 推進体制.....	113
2 計画の指標・評価と進行管理.....	114
(1) 進行管理と検証の方法.....	114
(2) 進行管理体制（PDCAサイクル）.....	115
3 成果目標.....	116
<b>資料</b> .....	<b>121</b>
1 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会.....	123
(1) 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	123
(2) 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿.....	124
2 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会.....	125
(1) 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会要綱.....	125
(2) 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見利用促進施策懇話会委員.....	126
3 計画策定の経過.....	126
4 用語集.....	127

# 第1章 計画の策定に当たって

---



## 1 計画策定の背景

近年、福祉の各分野において制度の整備が進んだ一方で、『8050 問題』に象徴される地域社会からの孤立など、制度を超えた複雑で複合的な課題を抱える人の増加が大きな問題となっています。

このような中、国は令和 2 年 6 月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布しました。

改正の趣旨は、地域共生社会の実現を図るため、①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、④介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設、等の所要の措置を講ずることとなっています。

改正社会福祉法では、第 4 条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」と規定するとともに、第 6 条には「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」ことが盛り込まれました。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」社会を実現するための SDGs（持続可能な開発目標）の理念は福祉分野と共通し、積極的な取り組みが求められています。

## 2 計画の策定の趣旨

本市においては、平成 28 年 3 月に「第 3 次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、「第 3 次計画」の期間が満了することから、これまでの取り組みの評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく福祉課題に対して適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取り組みの方向性を示す総合的な福祉計画として、「第 4 次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

## 3 地域福祉とは

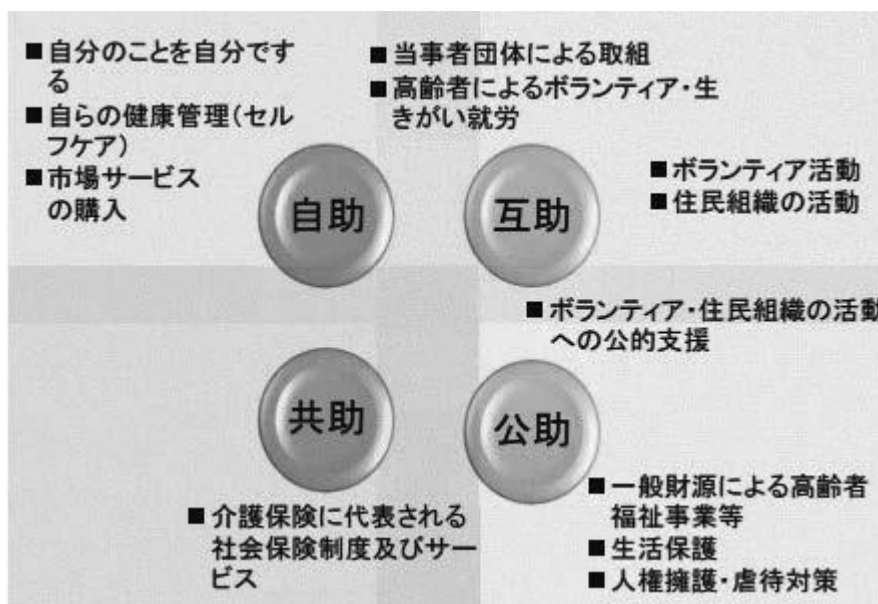
- 年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域の中で自分らしく日常生活を送るため、地域住民や事業者、市その他関連機関が、相互に協力し、補い合うことを「地域福祉」といいます。
- 地域福祉には、一人ひとりが、普段の暮らしの中で幸せを感じることができる地域を作っていくという意味が込められています。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、住民のみなさん一人ひとりが主役となって地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会や行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と

人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築くことが「普段の暮らしの幸せ」実現のために大切になります。

- これからも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などを進める必要があります。

**「地域共生社会」とは…**

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会。



## 4 本計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

「焼津市地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市が策定する行政計画であり、社会福祉法第 107 条に規定されています。

平成 30 年 4 月の社会福祉法改正により、「地域福祉計画」は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、保健福祉分野の上位計画として位置付けられました。また、計画策定は「任意」であったものが「努力義務」となり、その重要性が一層高まっています。

なお、改正された社会福祉法において、「市町村地域福祉計画」は以下のとおり位置付けられています。

#### (市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

「焼津市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、住民及び福祉関係団体等が地域福祉の推進に主体的に関わるために焼津市社会福祉協議会が中心となって策定する住民福祉活動の計画です。

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

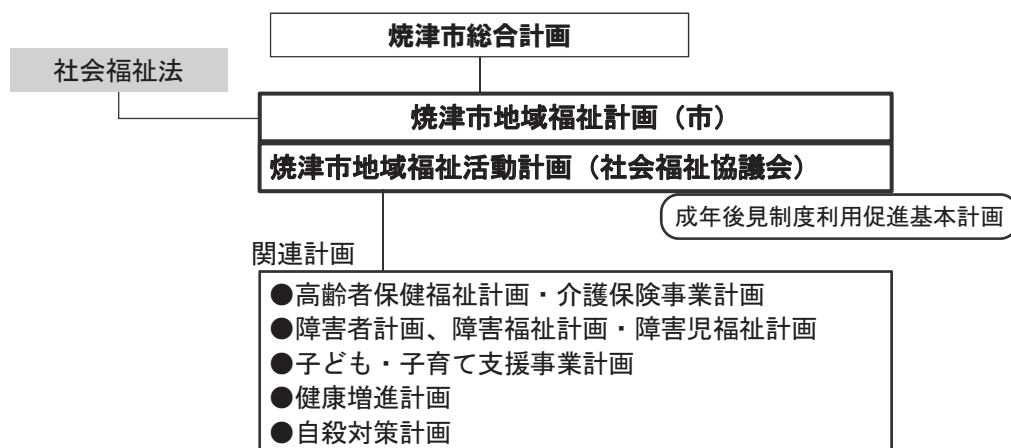
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (2) 関連計画との位置付け

本計画は、市の根幹をなす「焼津市総合計画」を基本とし、保健福祉分野の上位計画として関連計画との連携を図ります。

また、市と社会福祉協議会は車の両輪のように地域福祉の推進に取り組んでいますが、連携をより一層強化し、より効果的に地域福祉の推進を実現するため「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を第3次計画に引き続き、一体的に策定しました。

なお、新たに「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。



## 5 計画期間

本計画との関連性が高い高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間3年間）、障害者計画（計画期間6年間）、障害福祉計画・障害児福祉計画（計画期間3年間）と足並みを揃えて計画を遂行するため、本計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、社会状況の変化や社会保障、社会福祉制度の改正などの動向を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 第2章 地域福祉を巡る状況

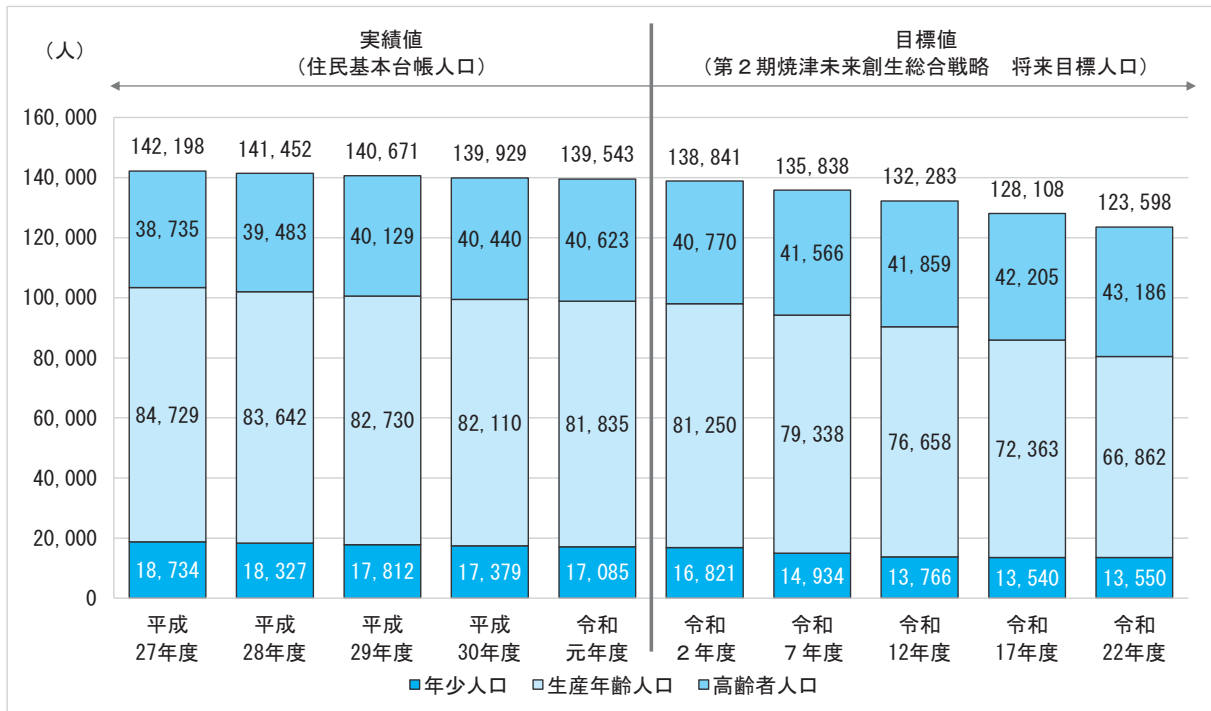
---

# 1 統計データ等からみえる現状・見込み

## (1) 市全体の状況

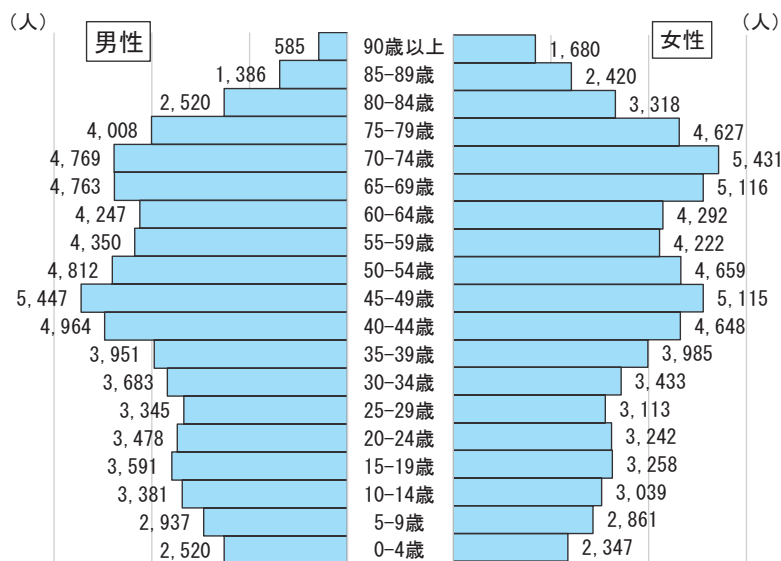
### ①人口の推移・見込み

本市の総人口は、減少傾向が続いており、令和元年度には139,543人となっています。今後も総人口の減少が続くとみられますが、第2期焼津未来創生総合戦略では、対策を施すことにより計画策定から10年後の令和12年度に132,283人、20年後の令和22年度に123,598人になると見込んでいます。



出典：住民基本台帳（各年9月末）、第2期焼津未来創生総合戦略

人口の年齢構成をみると、男性では60歳代後半から70歳代前半と40歳代後半、女性では70歳代前半と40歳代後半の2つのピークがみられます。なお、40歳代後半以下の人口は減少傾向が続いています。

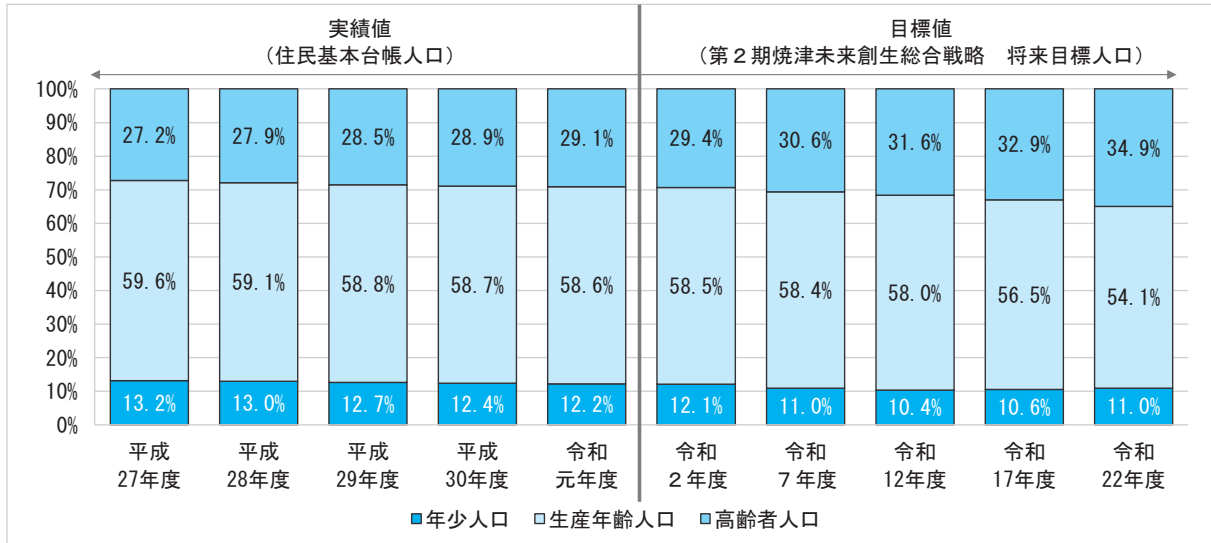


出典：住民基本台帳（令和元年9月末）

## ②年齢構成の推移・見込み

本市の年齢構成は、高齢者人口の割合の上昇が続き、生産年齢人口、年少人口の割合が低下しています。特に、地域の産業や福祉の中心となりうる生産年齢人口の割合が低下し、令和元年度には58.6%となっています。

今後も高齢者人口の割合の上昇は続くとみられ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度に30.6%、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度に34.9%へ上昇すると見込んでいます。

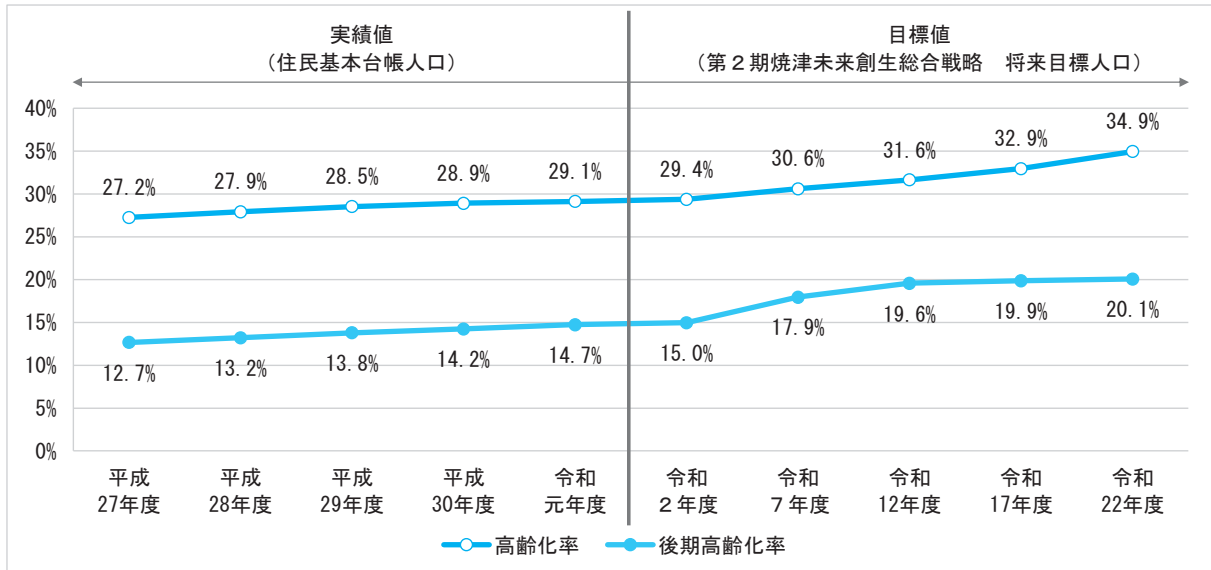


※小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%にならない項目があります。  
出典：住民基本台帳（各年9月末）、第2期焼津未来創生総合戦略

## ③高齢化率、後期高齢化率の推移・見込み

高齢化率は、年々上昇傾向が続き、令和元年度には29.1%となり、市民の1/4以上が高齢者となっています。また、後期高齢化率も同様に上昇傾向が続き、令和元年度には14.7%となり、市民の1/7以上が後期高齢者となっています。

今後も高齢化率、後期高齢化率の上昇は続くとみられ、令和7年度に高齢化率が30.6%、後期高齢化率が17.9%、令和22年度に高齢化率が34.9%、後期高齢化率が20.1%に上昇すると見込んでいます。

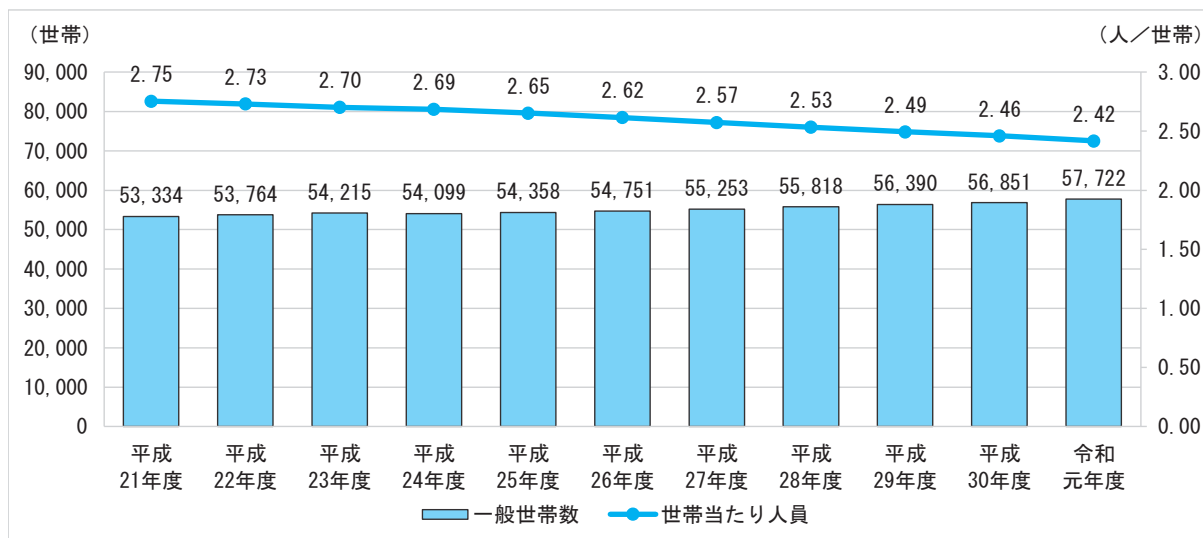


出典：住民基本台帳（各年9月末）、第2期焼津未来創生総合戦略

#### ④一般世帯数の推移

一般世帯数は、平成23年度から平成24年度にかけて一時的に減少したものの、概ね増加傾向が続き、平成21年度の53,334世帯から令和元年度には57,722世帯となり、10年間で4,388世帯（8.2%）増加しています。

また、世帯当たり人員は、平成21年度の2.75人以降低下傾向が続いており、令和元年度には2.42人となっています。

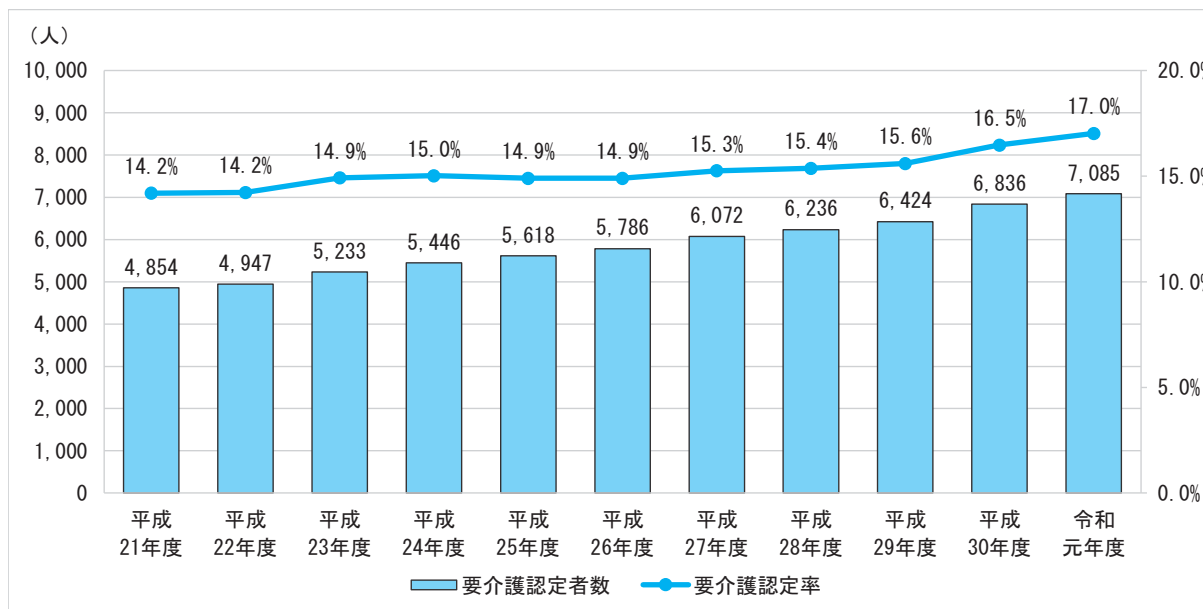


出典：住民基本台帳（各年9月末）

#### ⑤要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、平成21年度の4,854人以降増加傾向が続いており、令和元年度には7,085人となり、10年間で2,231人（46.0%）増加しています。

また、要介護認定率は、増減を繰り返しながらも上昇傾向がみられ、平成21年度の14.2%から令和元年度には17.0%となっています。



出典：介護保険事業報告（各年9月末）

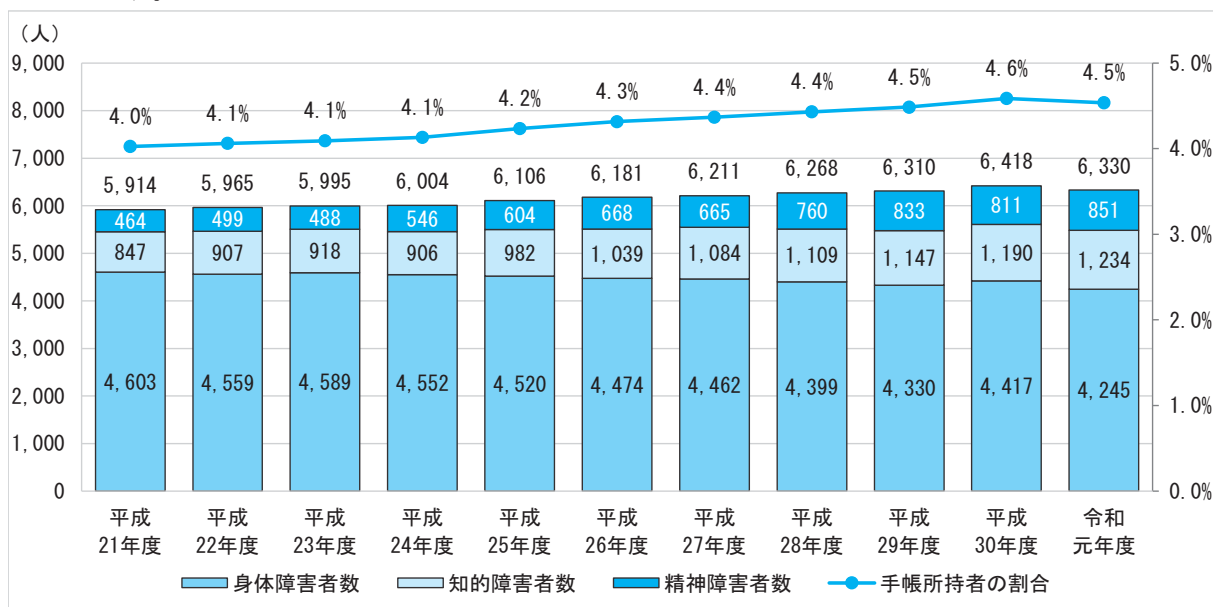


## ⑥障害者数の推移

障害者数（身体障害者、知的障害者、精神障害者の各手帳所持者の合計）は、平成21年度の5,914人から令和元年度には6,330人となり、10年間で416人（7.0%）増加しています。

このうち、身体障害者は平成21年度以降概ね減少傾向が続き、令和元年度までの10年間で358人（7.8%）減少しています。

なお、知的障害者と精神障害者は増加傾向が続いており、平成21年度から令和元年度までの10年間で、知的障害者が387人（45.7%）、精神障害者が387人（83.4%）増加しています。



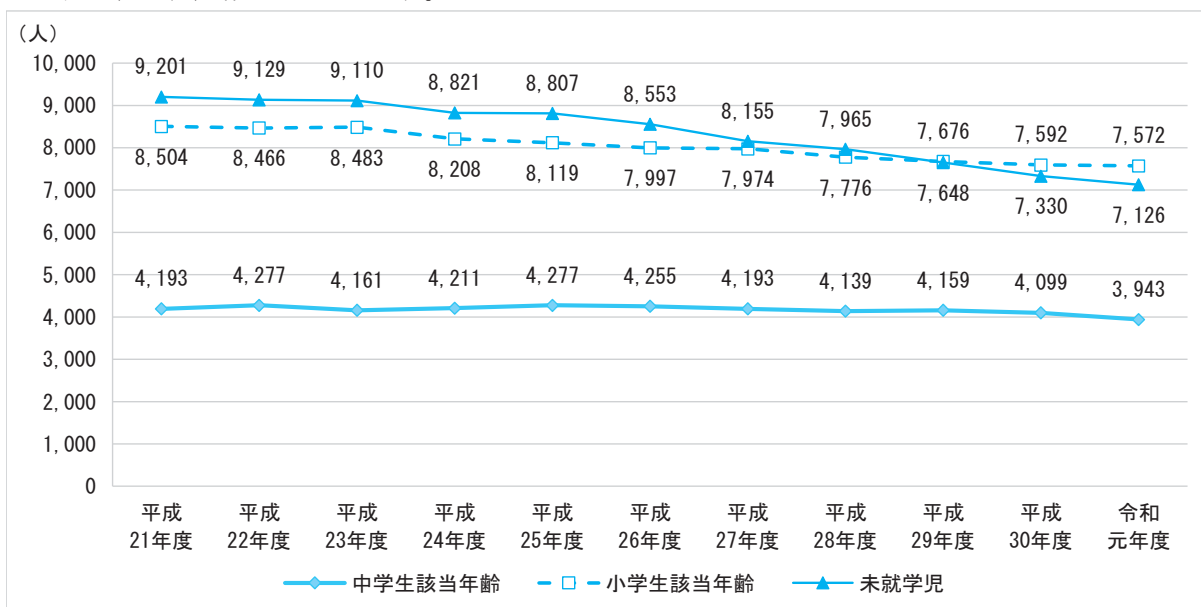
出典：市地域福祉課（各年度末）

### ⑦児童生徒該当年齢数の推移

未就学児の人数は、平成 21 年度の 9,201 人以降減少傾向が続き、令和元年度には 7,126 人となり、10 年間で 2,075 人（22.6%）減少しています。

小学生該当年齢の人数は、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて一時的に増加したものの、平成 21 年度以降は概ね減少傾向がみられ、平成 21 年度の 8,504 人から令和元年度には 7,572 人となり、10 年間で 932 人（11.0%）減少しています。

中学生該当年齢の人数は、平成 29 年度までは増減を繰り返しながら横ばいで推移し、令和元年度には 3,943 人となっています。なお、平成 21 年度の 4,193 人から、10 年間で 250 人（6.0%）減少しています。



出典：住民基本台帳（各年度末）

## ⑧子ども・子育てを巡る問題の動向

### ア 児童虐待認知件数

本市の児童虐待認知件数は、増減を繰り返しながら、平成30年度には155件となっています。

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認知件数	222	187	212	135	155

出典：福祉行政報告例

### イ いじめの認知・解消件数

小・中学校ともに、いじめの認知件数が平成26年度頃と比較して増加しています。これは学校が国の「いじめ」の定義に基づいて積極的に「いじめ」を認知して対応しているためです。

また、中学校において、平成28年以降いじめの解消件数が低下していますが、いじめの事象がなくなったことをいじめの解消とせず、いじめの事象がなくなってから3か月以上の経過観察を行ってからいじめの解消と判断するようになったことによります。

単位：件

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	認知件数	22	30	43	66	67	79
	解消件数	13	24	40	50	44	47
中学校	認知件数	36	36	69	45	61	65
	解消件数	23	29	61	38	41	32

出典：市学校教育課

### ウ 不登校児童生徒数（年間30日以上欠席者で、要因が不登校と学校が判断した人数）

不登校の小学生は、平成28年度以降大きく増加し、令和元年度には95人になっています。不登校の中学生は、各年度で90人以上みられます。

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	23	28	45	60	72	95
中学校	90	103	95	104	119	148

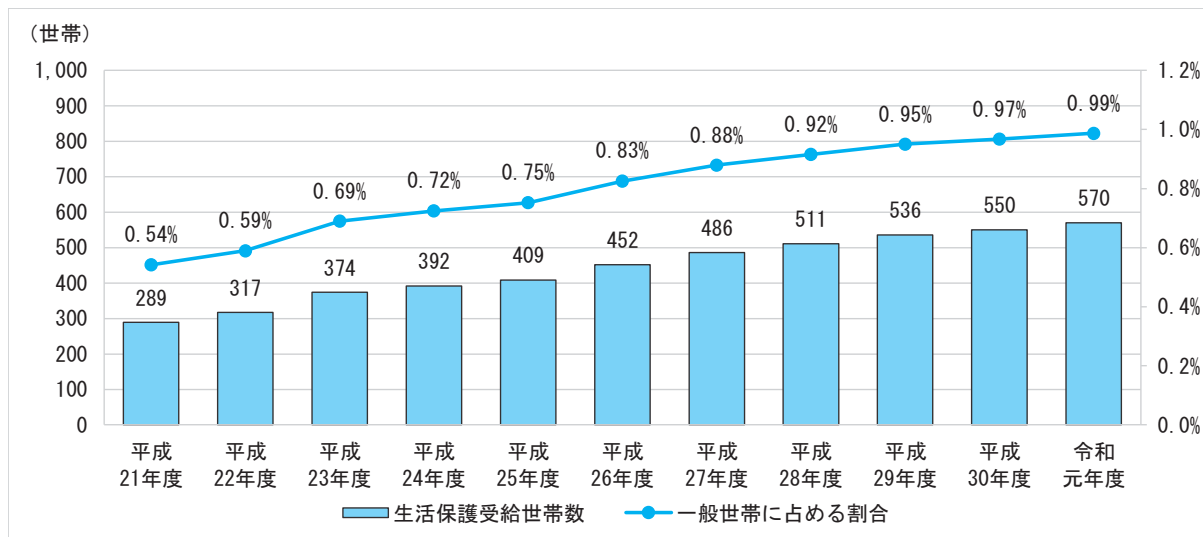
出典：市学校教育課

なお、不登校の状況としては、学校に係るものでは友人関係や学業不振、家庭に係るものでは親子関係、本人に係るものでは無気力・不安が主な要因となっています。

### ⑨生活保護受給世帯の推移

生活保護受給世帯は、平成21年度の289世帯以降増加傾向が続き、令和元年度には570世帯となり、10年間で281世帯（97.2%）と、2倍近い増加となっています。

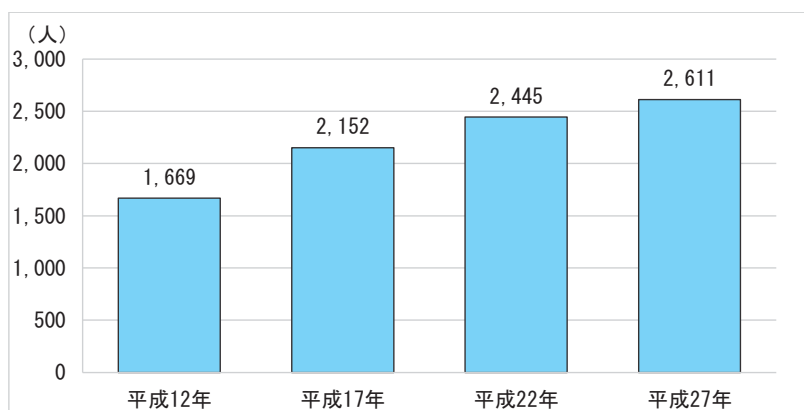
また、一般世帯に占める割合も上昇傾向が続き、平成21年度の0.54%から令和元年度には0.99%となっています。



出典：市地域福祉課（各年9月末）

### ⑩外国人人口の推移

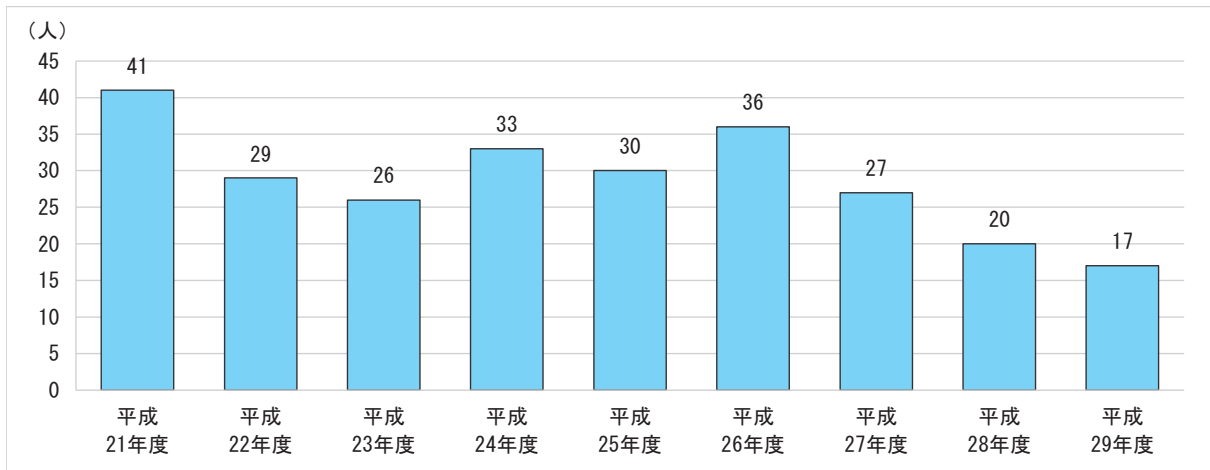
外国人人口は、平成12年の1,669人以降増加傾向が続き、平成27年には2,611人となり、15年間で942人（56.4%）増加しています。



※平成12年及び平成17年は旧焼津市と旧大井川町の合計  
出典：国勢調査（各年10月1日）

### ⑪自ら命を絶った人の人数の推移

本市において、近年自ら命を絶った人の状況は、平成 21～平成 29 年度の総数で 259 人、年平均 29 人となっています。年により幅がみられますが、平成 26 年度の 36 人以降は減少傾向が続いており、平成 29 年度には最も少ない 17 人となっています。



出典：内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



## (2) 地区別の状況（令和2年3月末時点の状況）

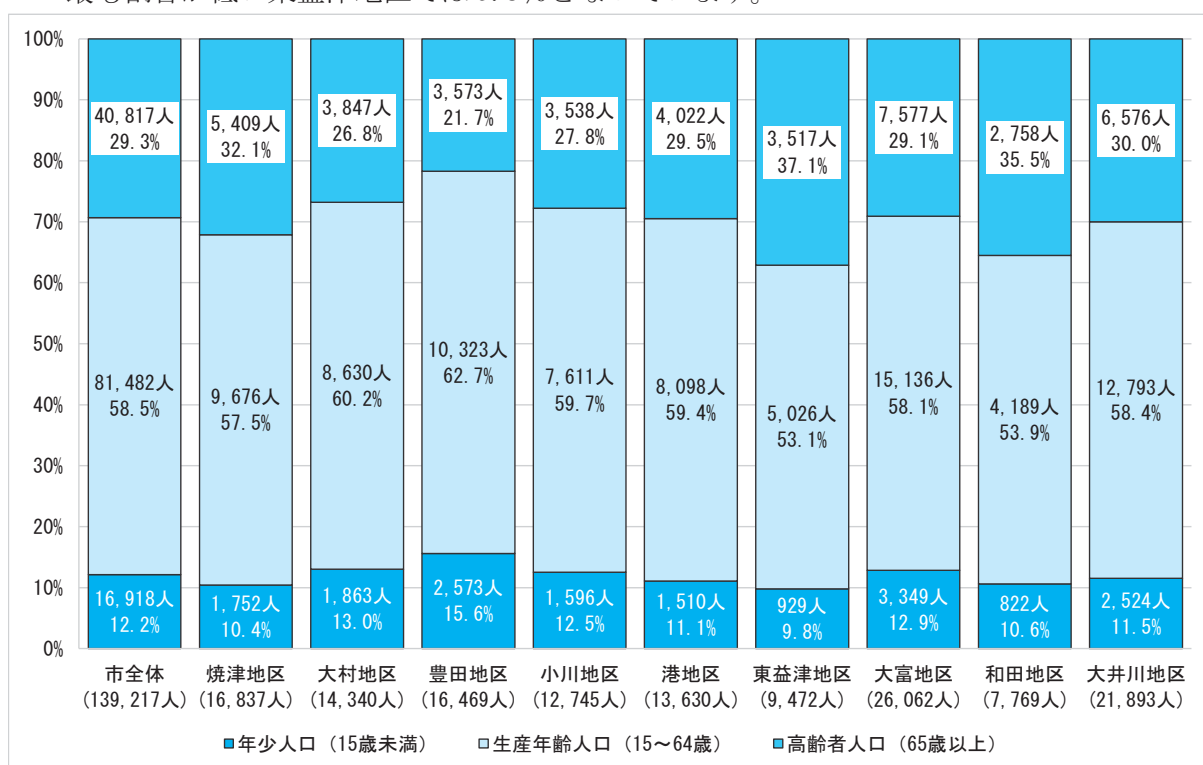
市内を、中学校区の9つの地区に区分し、地区別の状況を示します。

なお、比率（%）表示している項目について、小数点第2位で四捨五入していることから、合計が100.0%にならないものがあります。

### ①年齢構成

9地区別の年齢構成をみると、高齢者人口の割合は東益津地区で37.1%、和田地区で35.5%となっており、この2地区では住民の1/3以上が高齢者となっています。なお、最も高齢者人口の割合が低い豊田地区でも21.7%となっており、住民の1/5以上が高齢者となっています。

年少人口をみると、最も割合が高い豊田地区では15.6%となっています。その一方で、最も割合が低い東益津地区では9.8%となっています。

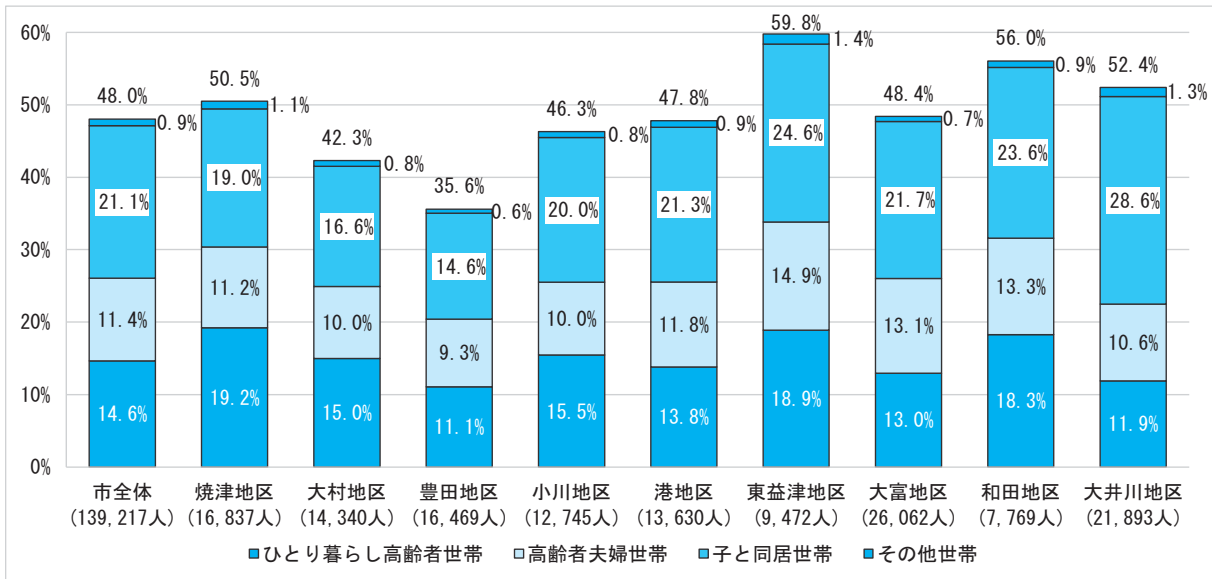


出典：住民基本台帳（令和2年3月末）

## ②高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は、東益津地区が59.8%と最も高く、地区の約6割が高齢者のいる世帯となっています。なお、高齢者のいる世帯が50%を超えているのは、東益津地区、和田地区（56.0%）、大井川地区（52.4%）、焼津地区（50.5%）の4地区となっています。

また、ひとり暮らし高齢者世帯は焼津地区で19.2%と最も割合が高くなっています。なお、最も割合が低い豊田地区でも11.1%と、すべての地区で世帯の1割以上がひとり暮らし高齢者世帯となっています。

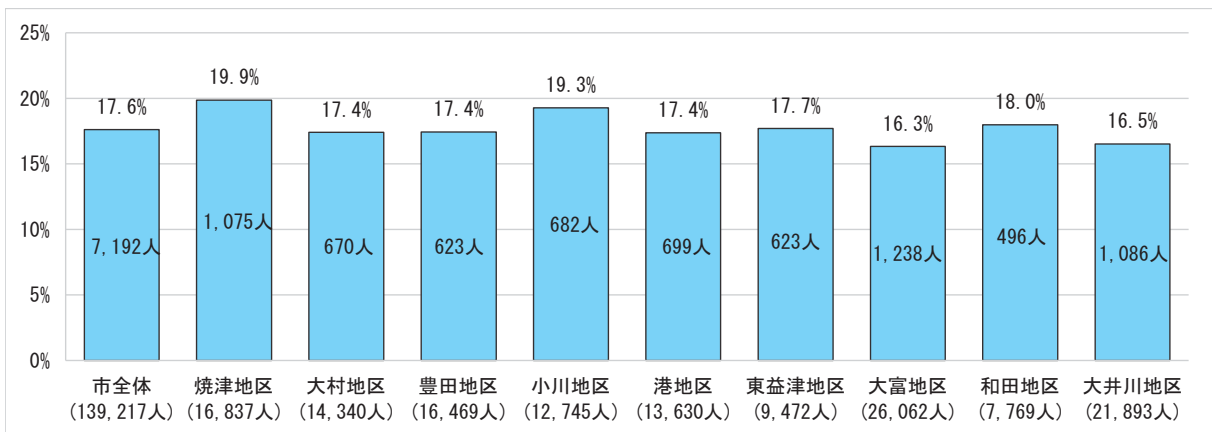


出典：住民基本台帳（令和2年3月末）

## ③要介護認定者数

要介護認定者数は、大富地区で1,238人となっています。高齢化率は低いものの地区の人口が最も多く、認定者数が最も多い地区となっています。

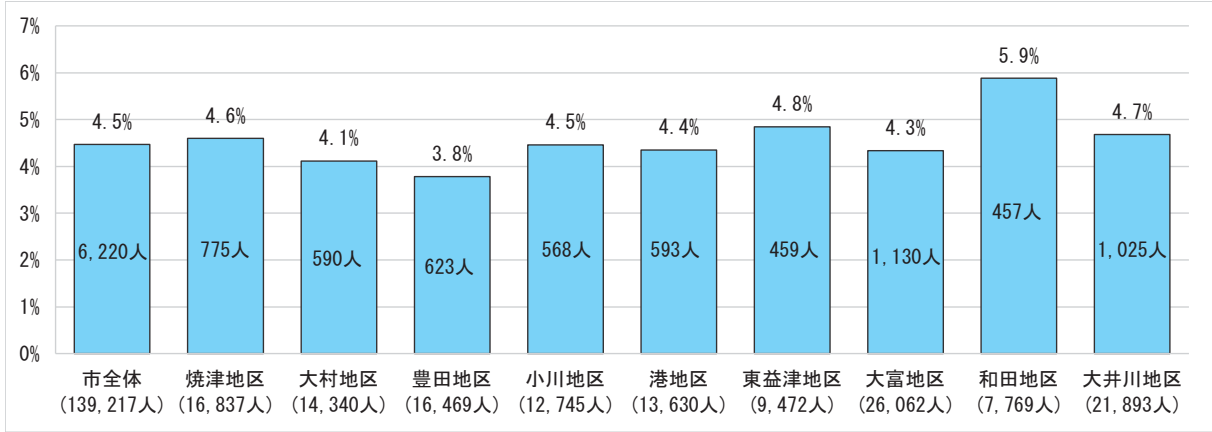
なお、2番目に多い大井川地区、3番目に多い焼津地区は1,000人を超えています。いずれも、高齢者人口が多い地区であり、その傾向が認定者数に反映されているとみられます。（※グラフには、市全体及び地区ごとの該当者数、割合を併せて表記しています。）



※有料老人ホーム、グループホーム、介護保険施設等の入所者を含む  
 ※認定者数には第2号被保険者を含む。割合は「認定者数÷65歳以上人口」  
 出典：市介護保険課、住民基本台帳（令和2年3月末）

#### ④障害者手帳所持者

障害者手帳の所持者は、最も割合が高い和田地区で5.9%となっています。なお、最も割合が低い豊田地区でも3.8%となっています。また、その他の7地区は4%台となっており、地区ごとの大きな差はみられません。（※グラフには、市全体及び地区ごとの該当者数、割合を併せて表記しています。）



※割合は「障害者手帳所持者数（3種合計）÷地区人口」  
出典：市地域福祉課、住民基本台帳（令和2年3月末）

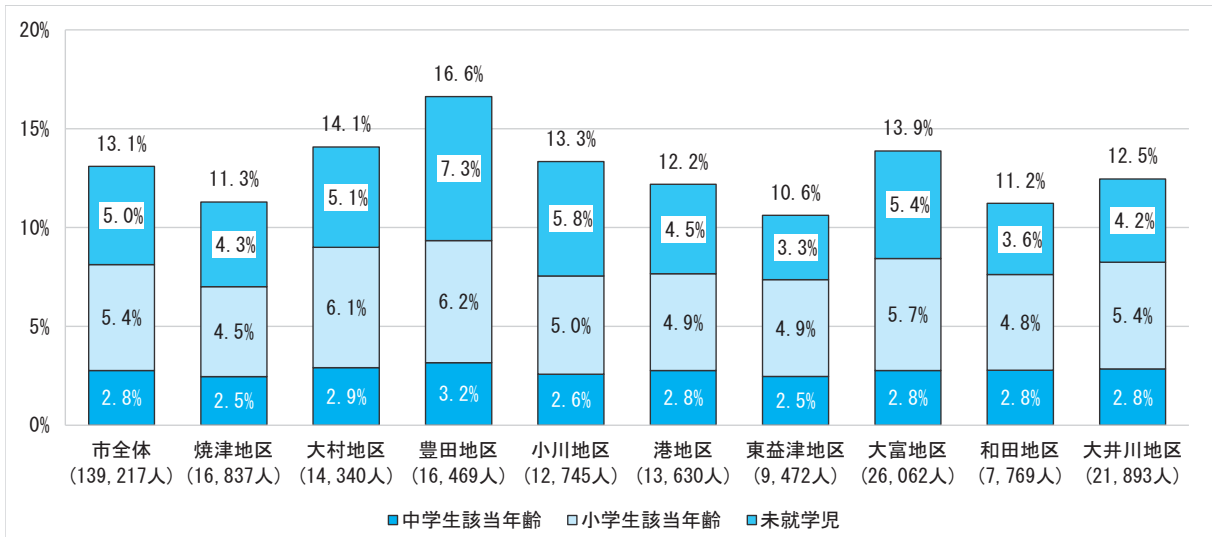
#### ⑤児童生徒該当年齢数

児童生徒該当年齢の割合は、豊田地区で16.6%と最も割合が高くなっています。なお、比較的高齢化が進んでいる東益津地区では10.6%、和田地区では11.2%、焼津地区では11.3%となっています。

未就学児の割合は、最も割合が高い豊田地区で7.3%、最も割合が低い東益津地区で3.3%となっています。

小学生該当年齢の割合は、最も割合が高い豊田地区で6.2%、大村地区で6.1%となっていますが、その他の8地区では4～5%台で大きな差はみられません。

中学生該当年齢の割合は、各地区とも2～3%台で大きな差はみられません。

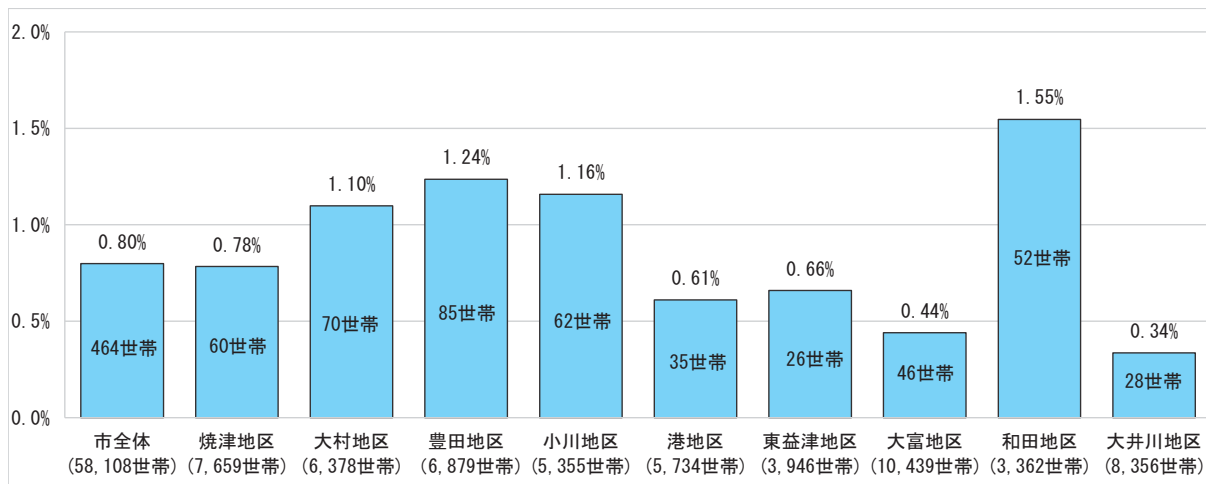


出典：住民基本台帳（令和2年3月末）



## ⑥生活保護受給世帯

生活保護受給世帯の割合は、最も割合が高い和田地区で1.55%となっています。なお、最も割合が低い大井川地区でも0.34%となっており、各地区において生活保護受給世帯がみられます。（※グラフには、市全体及び地区ごとの該当者世帯、割合を併せて表記しています。）



出典：市地域福祉課（令和2年3月末）



## 2 市民アンケート調査からみえる特徴

### (1) 調査の概要

- 調査対象：18歳以上の市民
- 調査期間：令和2年6月30日～令和2年7月15日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

	配付数	回収数	回収率
合計	2,000票	904票	45.2%

### (2) 調査結果の分析

市民アンケート調査結果の中から特徴的な項目を抽出し、計画策定の参考とします。

クロス集計表は、「上段に回答者数、下段に割合」を記載しています。また、各区分で最も割合が高い回答には着色をしています。

なお、比率(%)表示している項目について、小数点第2位で四捨五入していることから、合計が100.0%にならない場合があります。

居住地域への愛着は、「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせると66.5%。40歳代と50歳代では50%台とやや低い。

居住地域への愛着について、「どちらかといえば好き」が36.6%で最も割合が高く、次いで「好き」が29.9%、「考えたことがない」が20.5%となっています。なお、「好き」又は「どちらかといえば好き」を合わせると66.5%となり、市民の2/3程度は居住地域への愛着を持っているとみられます。

これを年齢区分別でみると、「好き」又は「どちらかといえば好き」の合計は、40歳代で58.5%、50歳代で58.0%と半数を超えているものの、他の年齢層と比べてやや低い割合となっています。また、「考えたことがない」が10・20歳代で26.8%、40歳代で26.1%、50歳代で25.2%となっており、地域への関心が弱い市民が1/4程度みられます。

	合計	問2 居住地域への愛着							【再集計】 好き+どちらか といえば好き	
		好き	どちらか といえば 好き	あまり好 きではな い	好きでは ない	考えたこ とがない	その他	無回答		
全体	904 100.0	270 29.9	331 36.6	70 7.7	26 2.9	185 20.5	14 1.5	8 0.9	601 66.5	
年齢区分	10・ 20歳代	82 100.0	31 37.8	25 30.5	2 2.4	2 2.4	22 26.8	0 0.0	0 0.0	56 68.3
	30歳代	86 100.0	24 27.9	43 50.0	5 5.8	1 1.2	13 15.1	0 0.0	0 0.0	67 77.9
	40歳代	142 100.0	45 31.7	38 26.8	13 9.2	5 3.5	37 26.1	3 2.1	1 0.7	83 58.5
	50歳代	131 100.0	31 23.7	45 34.4	12 9.2	9 6.9	33 25.2	1 0.8	0 0.0	76 58.0
	60歳代	187 100.0	54 28.9	80 42.8	15 8.0	4 2.1	32 17.1	2 1.1	0 0.0	134 71.7
	70歳代	222 100.0	66 29.7	84 37.8	19 8.6	3 1.4	41 18.5	8 3.6	1 0.5	150 67.6
	80歳代	48 100.0	19 39.6	16 33.3	4 8.3	2 4.2	7 14.6	0 0.0	0 0.0	35 72.9

**居住地域への愛着が高い人ほど、近所付き合いの満足度は高い。**

近所付き合いの満足度について、「ある程度満足している」が46.2%で最も割合が高く、次いで「満足している」が23.2%、「どちらともいえない」が19.4%となっています。

これを居住地域への愛着別でみると、居住地域が「好き」であるほど、近所付き合いの満足度が高くなっています。なお、居住地区への愛着を「考えたことがない」回答者では「どちらともいえない」が38.9%と最も高い割合となっていますが、「満足している」が16.2%と比較的高く、意識をしていなくても、地域に愛着を感じている住民は多いとみられます。

		合計	問8 今の近所付き合いの満足度					無回答
			満足している	ある程度満足している	あまり満足していない	満足していない	どちらともいえない	
全体		904 100.0	210 23.2	418 46.2	62 6.9	33 3.7	175 19.4	6 0.7
居住地域への愛着	好き	270 100.0	124 45.9	120 44.4	6 2.2	2 0.7	17 6.3	1 0.4
	どちらかといえば好き	331 100.0	48 14.5	207 62.5	22 6.6	5 1.5	47 14.2	2 0.6
	あまり好きではない	70 100.0	6 8.6	17 24.3	21 30.0	6 8.6	19 27.1	1 1.4
	好きではない	26 100.0	1 3.8	2 7.7	0 0.0	12 46.2	11 42.3	0 0.0
	考えたことがない	185 100.0	30 16.2	67 36.2	10 5.4	5 2.7	72 38.9	1 0.5
	その他	14 100.0	1 7.1	2 14.3	3 21.4	2 14.3	5 35.7	1 7.1

**誰もが安心してともに暮らせる地域になるために大切だと思う取り組みは、「助け合える地域づくり」、「交通体系の充実」、「防犯、防災活動の充実」の期待が高い。**

誰もが安心してともに暮らせる地域になるために大切だと思う取り組みについて、「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」が37.5%で最も割合が高く、次いで「気軽に外出できる交通体系の充実」が29.5%、「防犯、防災活動の充実」が29.1%となっています。

これを居住地区別でみると、焼津地区、豊田地区、小川地区の3地区では「防犯、防災活動の充実」、大村地区、大富地区、和田地区、港地区の4地区では「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」、東益津地区では「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」と「防犯、防災活動の充実」が同率、大井川地区では「気軽に外出できる交通体系の充実」が最も高い割合となっています。

また、同居人の状況別でみると、乳児(1歳未満)、乳児を除く小学校入学前の幼児、小学生がいる世帯では「公園等、住環境の充実」、中学生・高校生がいる世帯では「気軽に外出できる交通体系の充実」、65歳以上の方、介護を必要とする方、障害のある方、依存症傾向のある方のいる世帯では「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」、引きこもり、不登校の方がいる世帯では「気軽に集まれる場の充実」、いずれもない世帯では「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」と「防犯、防災活動の充実」が同率で最も割合が高くなっており、小学生以下の児童がいる世帯ではハード整備の期待が高いものの、その他の世帯では福祉活動、防犯・防災活動の必要性を感じているとみられます。

		問 12 誰もが安心してともに暮らせる地域になるために大切だと思う取り組み																	
		合計	住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進	気軽に集まれる場の充実	バリアフリーの推進	公園等、住環境の充実	気軽に外出できる交通体系の充実	在宅福祉サービスの充実	施設サービスの充実	身近な相談窓口の充実	専門性の高い相談支援の充実	福祉に関する情報提供の充実	防犯、防災活動の充実	健康づくりや生きがいづくりの推進	地域活動への公的な援助の充実	担う人材の育成、福祉教育の充実	その他	特にない	無回答
全体		904 100.0	339 37.5	187 20.7	62 6.9	225 24.9	267 29.5	109 12.1	113 12.5	142 15.7	69 7.6	94 10.4	263 29.1	120 13.3	49 5.4	47 5.2	25 2.8	40 4.4	18 2.0
居住地区	焼津地区	135 100.0	42 31.1	30 22.2	8 5.9	31 23.0	29 21.5	13 9.6	20 14.8	26 19.3	12 8.9	11 8.1	43 31.9	25 18.5	7 5.2	6 4.4	3 2.2	8 5.9	3 2.2
	大村地区	77 100.0	35 45.5	13 16.9	10 13.0	22 28.6	26 33.8	6 7.8	13 16.9	9 11.7	4 5.2	5 6.5	21 27.3	5 6.5	5 6.5	9 11.7	2 2.6	1 1.3	3 3.9
	豊田地区	154 100.0	52 33.8	28 18.2	11 7.1	51 33.1	44 28.6	26 16.9	17 11.0	23 14.9	8 5.2	20 13.0	53 34.4	20 13.0	10 6.5	4 2.6	6 3.9	7 4.5	1 0.6
	小川地区	79 100.0	27 34.2	12 15.2	8 10.1	14 17.7	20 25.3	13 16.5	13 16.5	16 20.3	11 13.9	4 5.1	29 36.7	13 16.5	2 2.5	6 7.6	4 5.1	4 5.1	0 0.0
	東益津地区	64 100.0	21 32.8	18 28.1	1 1.6	13 20.3	20 31.3	5 7.8	7 10.9	5 7.8	5 9.4	6 9.4	21 32.8	6 9.4	4 6.3	3 4.7	2 3.1	4 6.3	2 3.1
	大富地区	142 100.0	58 40.8	29 20.4	8 5.6	38 26.8	43 30.3	13 9.2	11 7.7	23 16.2	13 9.2	20 14.1	33 23.2	20 14.1	5 3.5	6 4.2	3 2.1	4 2.8	5 3.5
	和田地区	48 100.0	23 47.9	11 22.9	2 4.2	11 22.9	16 33.3	4 8.3	8 16.7	5 10.4	1 2.1	3 6.3	13 27.1	3 6.3	3 6.3	1 2.1	0 0.0	1 2.1	2 4.2
	港地区	85 100.0	36 42.4	24 28.2	6 7.1	15 17.6	22 25.9	12 14.1	7 8.2	21 24.7	7 8.2	10 11.8	22 25.9	14 16.5	4 4.7	7 8.2	1 1.2	5 5.9	0 0.0
	大井川地区	108 100.0	43 39.8	22 20.4	6 5.6	25 23.1	44 40.7	17 15.7	13 12.0	14 13.0	7 6.5	13 12.0	27 25.0	14 13.0	9 8.3	5 4.6	3 2.8	5 4.6	0 0.0
	わからない	3 100.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0
	同居人	乳児(1歳未満)	13 100.0	3 23.1	3 23.1	2 15.4	8 61.5	0 0.0	2 15.4	2 15.4	2 15.4	3 23.1	1 7.7	6 46.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
乳児を除く小学校入学前の幼児		69 100.0	27 39.1	16 23.2	5 7.2	41 59.4	12 17.4	8 11.6	13 18.8	9 13.0	6 8.7	3 4.3	32 46.4	6 8.7	1 1.4	1 1.4	1 1.4	1 1.4	0 0.0
小学生		95 100.0	34 35.8	21 22.1	4 4.2	40 42.1	25 26.3	11 11.6	15 15.8	9 9.5	5 5.3	9 9.5	28 29.5	14 14.7	7 7.4	2 2.1	3 3.2	4 4.2	3 3.2
中学生・高校生		116 100.0	33 28.4	20 17.2	6 5.2	33 28.4	38 32.8	14 12.1	18 15.5	17 14.7	15 12.9	12 10.3	36 31.0	15 12.9	4 3.4	4 3.4	2 1.7	3 2.6	3 2.6
65歳以上の方		420 100.0	178 42.4	88 21.0	32 7.6	80 19.0	137 32.6	54 12.9	51 12.1	64 15.2	29 6.9	50 11.9	112 26.7	68 16.2	24 5.7	26 6.2	11 2.6	14 3.3	8 1.9
介護を必要とする方		69 100.0	21 30.4	12 17.4	8 11.6	10 14.5	18 26.1	11 15.9	8 11.6	12 17.4	10 14.5	13 18.8	20 29.0	8 11.6	7 10.1	3 4.3	2 2.9	5 7.2	0 0.0
障害のある方		89 100.0	34 38.2	16 18.0	8 9.0	13 14.6	16 18.0	13 14.6	6 6.7	19 21.3	7 7.9	15 16.9	17 19.1	10 11.2	9 10.1	6 6.7	2 2.2	8 9.0	3 3.4
依存症傾向のある方		7 100.0	4 57.1	0 0.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	0 0.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	1 14.3	1 14.3	2 28.6	0 0.0	0 14.3	1 0.0	0 14.3	1 0.0
引きこもり、不登校の方		13 100.0	4 30.8	6 46.2	0 0.0	2 15.4	5 38.5	1 7.7	1 7.7	3 23.1	1 7.7	3 23.1	4 30.8	3 23.1	0 0.0	0 0.0	2 15.4	0 0.0	0 0.0
いずれもない		243 100.0	76 31.3	54 22.2	12 4.9	59 24.3	73 30.0	27 11.1	27 11.1	50 20.6	20 8.2	16 6.6	76 31.3	30 12.3	9 3.7	11 4.5	7 2.9	12 4.9	4 1.6

「手助けしてほしい」ことは、「特にない」が36.4%と最も高い。期待する支援の内容では「安否確認や声かけ」、「災害時の手助け」の期待が高い。

「手助けしてほしい」ことについて、「特にない」が36.4%で最も割合が高く、次いで「安否確認や声かけ」が33.4%、「災害時の手助け」が32.4%となっています。

期待する支援の内容を年齢区分別でみると、50歳代以下では「災害時の手助け」、60歳代以上では「安否確認や声かけ」が最も高い割合となっています。

また、同居人の状況別でみると、乳児(1歳未満)、中学生・高校生、介護を必要とする方、依存症傾向のある方のいる世帯、いずれもない世帯では「災害時の手助け」、乳児を除く小学校入学前の幼児、小学生のいる世帯では「子どもたちの登下校時の見守り」、65歳以上の方、障害のある方、引きこもり、不登校の方のいる世帯では「安否確認や声かけ」の割合が最も高くなっており、日常、緊急時における安否確認・安全確保に関する支援を期待しているとみられます。

	合計	問17 (1)「手助けしてほしい」こと																
		安否確認や声かけ	話し相手や相談	日用品等のちよつとした買物	ごみ出し	家具の移動等の力仕事	短時間の子ども預かり	下校時の見守り	子どもたちの登下校時の見守り	き添いや送迎	通院や外出の付	認知症高齢者等の短時間の見守り	電球交換等、高所での軽作業	災害時の手助け	草刈りや水やり等の庭の手入れ	ペットの世話	その他	特にない
全体	904 100.0	302 33.4	136 15.0	46 5.1	44 4.9	49 5.4	32 3.5	99 11.0	49 5.4	42 4.6	48 5.3	293 32.4	64 7.1	18 2.0	13 1.4	329 36.4	29 3.2	
年齢区分	10・20歳代	82 100.0	23 28.0	8 9.8	4 4.9	4 4.9	2 2.4	5 6.1	20 24.4	1 1.2	3 3.7	1 1.2	30 36.6	4 4.9	2 2.4	3 3.7	27 32.9	3 3.7
	30歳代	86 100.0	25 29.1	8 9.3	1 1.2	3 3.5	4 4.7	7 8.1	23 26.7	4 4.7	2 2.3	0 0.0	27 31.4	5 5.8	1 1.2	0 0.0	31 36.0	2 2.3
	40歳代	142 100.0	30 21.1	12 8.5	2 1.4	3 2.1	5 3.5	12 8.5	33 23.2	6 4.2	6 4.2	5 3.5	48 33.8	2 1.4	2 1.4	1 0.7	53 37.3	2 1.4
	50歳代	131 100.0	36 27.5	17 13.0	2 1.5	5 3.8	6 4.6	1 0.8	5 3.8	6 4.6	7 5.3	4 3.1	50 38.2	11 8.4	0 0.0	3 2.3	59 45.0	1 0.8
	60歳代	187 100.0	60 32.1	24 12.8	12 6.4	6 3.2	10 5.3	6 3.2	12 6.4	7 3.7	8 4.3	10 5.3	56 29.9	15 8.0	7 3.7	3 1.6	84 44.9	4 2.1
	70歳代	222 100.0	100 45.0	54 24.3	19 8.6	17 7.7	18 8.1	1 0.5	4 1.8	18 8.1	12 5.4	22 9.9	66 29.7	20 9.0	3 1.4	3 1.4	66 29.7	14 6.3
	80歳代	48 100.0	26 54.2	10 20.8	6 12.5	5 10.4	3 6.3	0 0.0	2 4.2	6 12.5	3 6.3	5 10.4	15 31.3	6 12.5	2 4.2	0 0.0	8 16.7	2 4.2
	同居人	乳児(1歳未満)	13 100.0	3 23.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7	1 7.7	4 30.8	0 0.0	1 7.7	0 0.0	6 46.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 30.8
乳児を除く小学校入学前の幼児		69 100.0	21 30.4	13 18.8	2 2.9	2 2.9	3 4.3	16 23.2	29 42.0	0 0.0	3 4.3	0 0.0	26 37.7	6 8.7	1 1.4	0 0.0	19 27.5	0 0.0
小学生		95 100.0	30 31.6	16 16.8	4 4.2	4 4.2	1 1.1	13 13.7	38 40.0	2 2.1	5 5.3	0 0.0	27 28.4	4 4.2	3 3.2	1 1.1	23 24.2	4 4.2
中学生・高校生		116 100.0	23 19.8	12 10.3	0 0.0	2 1.7	2 1.7	5 4.3	19 16.4	3 2.6	4 3.4	1 0.9	32 27.6	6 5.2	2 1.7	3 2.6	46 39.7	6 5.2
65歳以上の方		420 100.0	161 38.3	72 17.1	23 5.5	19 4.5	26 6.2	8 1.9	27 6.4	30 7.1	22 5.2	23 5.5	138 32.9	27 6.4	6 1.4	4 1.0	158 37.6	10 2.4
介護を必要とする方		69 100.0	18 26.1	13 18.8	3 4.3	7 10.1	5 7.2	2 2.9	6 8.7	3 4.3	8 11.6	1 1.4	25 36.2	6 8.7	1 1.4	1 1.4	28 40.6	0 0.0
障害のある方		89 100.0	36 40.4	15 16.9	8 9.0	8 9.0	7 7.9	3 3.4	4 4.5	9 10.1	9 10.1	5 5.6	30 33.7	8 9.0	4 4.5	2 2.2	24 27.0	2 2.2
依存症傾向のある方		7 100.0	2 28.6	1 14.3	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 42.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 42.9	0 0.0
引きこもり、不登校の方		13 100.0	9 69.2	2 15.4	1 7.7	1 7.7	2 15.4	2 15.4	1 7.7	1 7.7	0 0.0	1 7.7	6 46.2	1 7.7	0 0.0	1 7.7	2 15.4	1 7.7
いずれもない		243 100.0	71 29.2	28 11.5	12 4.9	9 3.7	11 4.5	3 1.2	12 4.9	9 3.7	8 3.3	16 6.6	76 31.3	18 7.4	4 1.6	4 1.6	101 41.6	10 4.1

※「期待する支援の内容」を太枠で表示

**「手助けできる」ことは、「安否確認や声かけ」が 56.9%と半数以上。**

「手助けできる」ことについて、「安否確認や声かけ」が 56.9%で最も割合が高く、次いで「話し相手や相談相手」が 31.0%、「災害時の手助け」が 28.8%となっています。

これを年齢区分別でみると、各年齢層とも「安否確認や声かけ」が最も高い割合となっています。また、2番目に多い項目は、60歳代以下では「災害時の手助け」、70歳代以上では「話し相手や相談相手」となっています。

		問 17 (2) あなたが「手助けできる」こと																
合計		安否確認や声かけ	話し相手や相談相手	日用品等のちよつとした買物	ごみ出し	仕事 家具の移動等の力	預かり 短時間の子ども	校時 子どもの登下校時の見守り	添いや送迎 通院や外出の付き	短時間 認知症高齢者等の見守り	電球交換等、高所での軽作業	災害時の手助け	草刈りや水やり等の庭の手入れ	ペットの世話	その他	特にない	無回答	
全体	904 100.0	514 56.9	280 31.0	210 23.2	204 22.6	72 8.0	59 6.5	112 12.4	55 6.1	44 4.9	84 9.3	260 28.8	97 10.7	54 6.0	10 1.1	151 16.7	31 3.4	
年齢区分	10・20歳代	82 100.0	39 47.6	24 29.3	17 20.7	15 18.3	11 13.4	13 15.9	7 8.5	3 3.7	12 14.6	32 39.0	9 11.0	9 11.0	0 0.0	12 14.6	3 3.7	
	30歳代	86 100.0	43 50.0	23 26.7	13 15.1	15 17.4	8 9.3	8 9.3	12 14.0	2 2.3	6 7.0	24 27.9	6 7.0	6 7.0	0 0.0	15 17.4	0 0.0	
	40歳代	142 100.0	75 52.8	41 28.9	38 26.8	30 21.1	16 11.3	14 9.9	14 9.9	13 9.2	10 7.0	25 17.6	54 38.0	16 11.3	11 7.7	3 2.1	24 16.9	3 2.1
	50歳代	131 100.0	70 53.4	37 28.2	32 24.4	28 21.4	13 9.9	7 5.3	10 7.6	10 7.6	6 4.6	18 13.7	40 30.5	16 12.2	8 6.1	4 3.1	27 20.6	2 1.5
	60歳代	187 100.0	112 59.9	50 26.7	43 23.0	49 26.2	8 4.3	11 5.9	32 17.1	8 4.3	6 3.2	12 6.4	54 28.9	17 9.1	10 5.3	1 0.5	33 17.6	4 2.1
	70歳代	222 100.0	144 64.9	85 38.3	59 26.6	57 25.7	9 4.1	7 3.2	28 12.6	15 6.8	14 6.3	9 4.1	53 23.9	26 11.7	7 3.2	2 0.9	31 14.0	15 6.8
	80歳代	48 100.0	28 58.3	16 33.3	7 14.6	9 18.8	0 0.0	1 2.1	3 6.3	0 0.0	2 4.2	2 4.2	3 6.3	7 14.6	2 4.2	0 0.0	8 16.7	3 6.3

※ 2番目に割合が高い項目を太枠で表示

**ボランティア活動に参加している市民は9.2%。**

ボランティア活動に参加した経験について、「参加したことはない」が68.5%で最も割合が高く、次いで「過去に参加したことはあるが、今は参加していない」が18.9%、「参加している」が9.2%となっています。

このうち、「参加している」について年齢層別でみると、50歳代以下では5%以下ですが、60歳代で10%を超え、80歳代では18.8%となっており、高齢になるほど参加する割合が高くなっています。

		合計	問18 ボランティア活動に参加した経験			
			参加している	過去に参加したことはあるが、今は参加していない	参加したことはない	無回答
全体		904 100.0	83 9.2	171 18.9	619 68.5	31 3.4
年齢	10・20歳代	82 100.0	3 3.7	18 22.0	58 70.7	3 3.7
	30歳代	86 100.0	2 2.3	20 23.3	64 74.4	0 0.0
	40歳代	142 100.0	5 3.5	25 17.6	111 78.2	1 0.7
	50歳代	131 100.0	5 3.8	16 12.2	108 82.4	2 1.5
	60歳代	187 100.0	20 10.7	38 20.3	122 65.2	7 3.7
	70歳代	222 100.0	39 17.6	39 17.6	133 59.9	11 5.0
	80歳代	48 100.0	9 18.8	15 31.3	19 39.6	5 10.4

市に期待する福祉の方向性は、「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」が32.3%、「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」が31.5%とほぼ同率。

焼津市に期待する『福祉のまち』の方向性について、「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」が32.3%で最も割合が高く、次いで「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」が31.5%、「家庭や地域でお互いが支え合い、助け合いのできるまち」が23.7%となっています。

これを年齢区分別でみると、10・20歳代では「家庭や地域でお互いが支え合い、助け合いのできるまち」、30歳代から50歳代では「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」、60歳代以上では「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」が最も高い割合となっています。

また、同居人の状況別でみると、乳児(1歳未満)では「家庭や地域でお互いが支え合い、助け合いのできるまち」と「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」、乳児を除く小学校入学前の幼児、小学生、引きこもり、不登校の方がいる世帯といずれもない世帯では「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」、中学生・高校生、65歳以上の方、障害のある方がいる世帯では「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」、介護を必要とする方のいる世帯では「家庭や地域でお互いが支え合い、助け合いのできるまち」が最も高い割合となっています。

		合計	問34 焼津市がどのような『福祉のまち』になるとよいと思うか						
			家庭や地域で お互いが支え 合い、助け合 いのできるま ち	行政のリード のもと、充実 した福祉サー ビスを受け ることので きるまち	行政と住民が 協力し合い、 ともに福祉 の課題に 取り組むこ とのできる まち	ボランティ アやNPO法 人等の市民 活動が活発 に行われ るまち	その他	わから ない	無回答
全体		904 100.0	214 23.7	292 32.3	285 31.5	23 2.5	6 0.7	62 6.9	22 2.4
年齢区分	10・20歳代	82 100.0	32 39.0	21 25.6	17 20.7	2 2.4	0 0.0	9 11.0	1 1.2
	30歳代	86 100.0	18 20.9	39 45.3	21 24.4	0 0.0	0 0.0	8 9.3	0 0.0
	40歳代	142 100.0	35 24.6	49 34.5	40 28.2	3 2.1	1 0.7	10 7.0	4 2.8
	50歳代	131 100.0	19 14.5	52 39.7	38 29.0	5 3.8	1 0.8	13 9.9	3 2.3
	60歳代	187 100.0	42 22.5	46 24.6	75 40.1	8 4.3	3 1.6	8 4.3	5 2.7
	70歳代	222 100.0	56 25.2	71 32.0	75 33.8	2 0.9	1 0.5	11 5.0	6 2.7
	80歳代	48 100.0	11 22.9	11 22.9	19 39.6	3 6.3	0 0.0	2 4.2	2 4.2
	同居人	乳児(1歳未満)	13 100.0	5 38.5	3 23.1	5 38.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
乳児を除く小学 校入学前の幼児		69 100.0	15 21.7	32 46.4	19 27.5	0 0.0	0 0.0	2 2.9	1 1.4
小学生		95 100.0	18 18.9	35 36.8	27 28.4	1 1.1	1 1.1	10 10.5	3 3.2
中学生・高校生		116 100.0	25 21.6	38 32.8	39 33.6	4 3.4	1 0.9	6 5.2	3 2.6
65歳以上の方		420 100.0	97 23.1	122 29.0	156 37.1	11 2.6	3 0.7	23 5.5	8 1.9
介護を必要とす る方		69 100.0	22 31.9	17 24.6	21 30.4	1 1.4	0 0.0	7 10.1	1 1.4
障害のある方		89 100.0	25 28.1	25 28.1	27 30.3	4 4.5	1 1.1	6 6.7	1 1.1
依存症傾向のあ る方		7 100.0	0 0.0	2 28.6	2 28.6	2 28.6	0 0.0	1 14.3	0 0.0
引きこもり、不 登校の方		13 100.0	3 23.1	6 46.2	2 15.4	1 7.7	1 7.7	0 0.0	0 0.0
いずれもない		243 100.0	56 23.0	85 35.0	68 28.0	4 1.6	1 0.4	22 9.1	7 2.9



「成年後見制度」を「名前も制度の内容も知っている」は3割程度。

「成年後見制度」について、「知らない」が35.3%で最も割合が高く、次いで「名前は知っているが、制度の内容は知らない」が31.2%、「名前も知っているし、制度の内容も知っている」が29.3%となっています。

「名前も知っているし、制度の内容も知っている」を年齢区分別で見ると、60歳代の38.5%が最も高い割合となっており、最も理解が浸透している年齢層となっています。

また、「名前も知っているし、制度の内容も知っている」を同居人の状況別で見ると、介護を必要とする方がいる世帯で40.6%、引きこもり、不登校の方がいる世帯で46.2%となっており、同居家族の状況が認知度に影響しているとみられます。

		合計	問 35 「成年後見制度」について			
			名前も知っているし、制度の内容も知っている	名前は知っているが、制度の内容は知らない	知らない	無回答
全体		904 100.0	265 29.3	282 31.2	319 35.3	38 4.2
年齢区分	10・20歳代	82 100.0	14 17.1	5 6.1	61 74.4	2 2.4
	30歳代	86 100.0	18 20.9	21 24.4	46 53.5	1 1.2
	40歳代	142 100.0	39 27.5	49 34.5	53 37.3	1 0.7
	50歳代	131 100.0	47 35.9	28 21.4	54 41.2	2 1.5
	60歳代	187 100.0	72 38.5	62 33.2	45 24.1	8 4.3
	70歳代	222 100.0	65 29.3	95 42.8	47 21.2	15 6.8
	80歳代	48 100.0	8 16.7	21 43.8	11 22.9	8 16.7
	同居人	乳児(1歳未満)	13 100.0	3 23.1	1 7.7	9 69.2
乳児を除く小学校入学前の幼児		69 100.0	17 24.6	20 29.0	30 43.5	2 2.9
小学生		95 100.0	27 28.4	28 29.5	37 38.9	3 3.2
中学生・高校生		116 100.0	29 25.0	32 27.6	50 43.1	5 4.3
65歳以上の方		420 100.0	132 31.4	142 33.8	130 31.0	16 3.8
介護を必要とする方		69 100.0	28 40.6	19 27.5	20 29.0	2 2.9
障害のある方		89 100.0	28 31.5	35 39.3	24 27.0	2 2.2
依存症傾向のある方		7 100.0	1 14.3	2 28.6	4 57.1	0 0.0
引きこもり、不登校の方		13 100.0	6 46.2	6 46.2	1 7.7	0 0.0
いずれもない		243 100.0	74 30.5	66 27.2	90 37.0	13 5.3

※年齢区分別の「名前も知っているし、制度の内容も知っている」の回答を太枠で表示

将来的な「成年後見制度」の利用希望を持つ回答者は37.6%。

将来的な「成年後見制度」の利用希望について、「はい」が37.6%となっていますが、「わからない」が36.5%となっています。

「はい」の回答者を年齢区分別でみると、60歳代で28.3%、70歳代で30.6%と他の年齢層と比較して低い割合となっています。なお、他の年齢層では40%台となっています。

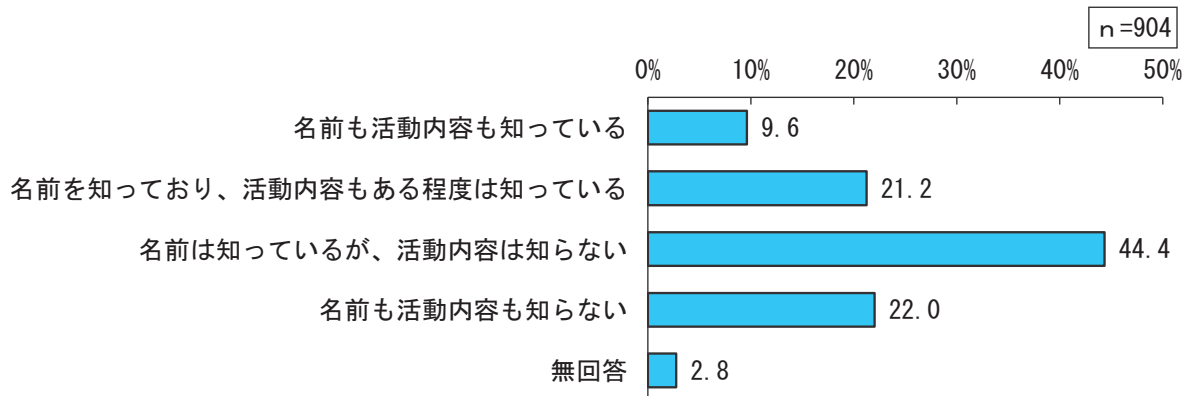
また、「はい」の回答者を同居人の状況別でみると、依存症傾向のある方がいる世帯は0%となっているほかは、30%～40%台の範囲内となっています。なお、依存症傾向のある方がいる世帯は7人全員が「わからない」と回答しています。また、いずれもない世帯では「わからない」が「はい」の32.9%を上回る39.1%となっています。

		合計	問37「成年後見制度」の利用希望			
			はい	いいえ	わからない	無回答
全体		904 100.0	340 37.6	214 23.7	330 36.5	20 2.2
年齢区分	10・20歳代	82 100.0	35 42.7	9 11.0	38 46.3	0 0.0
	30歳代	86 100.0	38 44.2	12 14.0	34 39.5	2 2.3
	40歳代	142 100.0	68 47.9	16 11.3	57 40.1	1 0.7
	50歳代	131 100.0	54 41.2	25 19.1	50 38.2	2 1.5
	60歳代	187 100.0	53 28.3	67 35.8	65 34.8	2 1.1
	70歳代	222 100.0	68 30.6	73 32.9	71 32.0	10 4.5
	80歳代	48 100.0	22 45.8	11 22.9	12 25.0	3 6.3
	同居人	乳児(1歳未満)	13 100.0	6 46.2	2 15.4	5 38.5
乳児を除く小学校入学前の幼児		69 100.0	30 43.5	16 23.2	20 29.0	3 4.3
小学生		95 100.0	36 37.9	22 23.2	34 35.8	3 3.2
中学生・高校生		116 100.0	54 46.6	17 14.7	41 35.3	4 3.4
65歳以上の方		420 100.0	163 38.8	109 26.0	145 34.5	3 0.7
介護を必要とする方		69 100.0	29 42.0	22 31.9	18 26.1	0 0.0
障害のある方		89 100.0	37 41.6	19 21.3	32 36.0	1 1.1
依存症傾向のある方		7 100.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0	0 0.0
引きこもり、不登校の方		13 100.0	5 38.5	4 30.8	4 30.8	0 0.0
いずれもない		243 100.0	80 32.9	59 24.3	95 39.1	9 3.7

### 社会福祉協議会の名前と活動内容を知っている市民は3割程度。

「社会福祉協議会」の認知度について、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が44.4%で最も割合が高く、次いで「名前も活動内容も知らない」が22.0%、「名前を知っており、活動内容もある程度は知っている」が21.2%となっています。

なお、「名前も活動内容も知っている」と「名前を知っており、活動内容もある程度は知っている」を合わせると30.8%となっており、第3次計画策定時の27.0%から3.8ポイント認知度が上昇しています。



居住地区の「地域福祉推進委員会」を「名前も活動内容も知っている」は4.2%。

居住地区の「地域福祉推進委員会」について、「知らない」が73.0%で最も割合が高く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」が20.1%、「名前も知っているし、活動内容も知っている」が4.2%となっています。

これを居住地区別で見ると、各地区とも「名前も知っているし、活動内容も知っている」は1割以下となっており、中でも小川地区では0%となっています。なお、「名前は知っているが、活動内容は知らない」は各地区で1割以上みられ、最も割合が高い港地区では31.8%となっています。

また、居住歴別で見ると、「名前も知っているし、活動内容も知っている」は30年以上では7.7%みられますが、5年未満の方では0%、5年以上から30年未満の各区分でも2%台以下となっています。

	合計	問 40 居住地区の「地域福祉推進委員会」を知っているか				
		名前も知っているし、活動内容も知っている	名前は知っているが、活動内容は知らない	知らない	無回答	
全体	904 100.0	38 4.2	182 20.1	660 73.0	24 2.7	
居住地区	焼津地区	135 100.0	4 3.0	26 19.3	102 75.6	3 2.2
	大村地区	77 100.0	3 3.9	19 24.7	55 71.4	0 0.0
	豊田地区	154 100.0	6 3.9	25 16.2	121 78.6	2 1.3
	小川地区	79 100.0	0 0.0	16 20.3	61 77.2	2 2.5
	東益津地区	64 100.0	4 6.3	12 18.8	45 70.3	3 4.7
	大富地区	142 100.0	6 4.2	24 16.9	108 76.1	4 2.8
	和田地区	48 100.0	4 8.3	12 25.0	30 62.5	2 4.2
	港地区	85 100.0	6 7.1	27 31.8	51 60.0	1 1.2
	大井川地区	108 100.0	5 4.6	19 17.6	77 71.3	7 6.5
	わからない	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0
	居住歴	3年未満	63 100.0	0 0.0	8 12.7	54 85.7
3年以上 5年未満		31 100.0	0 0.0	3 9.7	28 90.3	0 0.0
5年以上 10年未満		73 100.0	2 2.7	13 17.8	58 79.5	0 0.0
10年以上 20年未満		135 100.0	2 1.5	20 14.8	109 80.7	4 3.0
20年以上 30年未満		164 100.0	1 0.6	22 13.4	139 84.8	2 1.2
30年以上		429 100.0	33 7.7	115 26.8	265 61.8	16 3.7
わからない		1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

### 3 関係団体調査からみえる特徴

#### (1) 調査の概要

- 調査対象：市内の福祉関連活動団体、法人

分野	送付団体数
子育て関係団体	2
障害者・高齢者関係団体	14
保健関係団体	1
再犯防止関係団体	1
地域住民関係団体	2

- 調査期間：令和2年7月7日～令和2年8月14日

- 調査方法：郵送配付・回収

- 配付・回収：

	配付数	回収数	回収率
合計	20票	17票	85.0%

#### (2) 調査結果の分析

各団体等の活動地域は「市内全域」が3/4程度。

各団体等の活動地域について、「市内全域」が76.5%（17団体中13団体）と最も割合が高く、「小川地区」、「東益津地区」、「港地区」、「大井川地区」が各1団体となっており、市内全域で活動している団体等が多くみられます。

項目	回答数	%
焼津地区	0	0.0
大村地区	0	0.0
豊田地区	0	0.0
小川地区	1	5.9
東益津地区	1	5.9
大富地区	0	0.0
和田地区	0	0.0
港地区	1	5.9
大井川地区	1	5.9
市内全域	13	76.5
無回答	0	0.0
全体	17	100.0

「共生型サービス」は3事業所で実施済み。残る3事業所は実施の予定なし。

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを利用しやすくするための「共生型サービス」について、該当する6事業所のうち3事業所ではすでに実施しており、残る3事業所では「予定はない」と回答しています。なお、これとは別に「ふじのくに型福祉サービス（共生型福祉施設）」として市内に3事業所があります。

項目	回答数	%
すでに実施している	3	50.0
実施予定がある	0	0.0
予定はない	3	50.0
無回答	0	0.0
非該当	11	
全体	6	100.0

活動上の課題は、「スタッフが不足している」、「参加者が減少している」、「新しいスタッフが入ってこない」の割合が高い。

活動上の課題は、「スタッフが不足している」が47.1%、「参加者が減少している」が41.2%、「新しいスタッフが入ってこない」、「施設・設備が老朽化している」が35.3%となっています。

項目	回答数	%
参加者が減少している	7	41.2
参加者が固定化している	4	23.5
スタッフが不足している	8	47.1
スタッフが固定化できない	2	11.8
新しいスタッフが入ってこない	6	35.3
スタッフの専門性・技術が不足している	3	17.6
学習会や自己研鑽の場がない	1	5.9
支援対象者とトラブルがある	1	5.9
支援対象者の権利擁護が十分ではない	2	11.8
活動内容がマンネリ化している	1	5.9
活動内容が周囲からの理解を得られない	3	17.6
活動内容に制度上の制約がある	1	5.9
採算性が悪い・活動資金が不足している	0	0.0
活動拠点を固定化できない	0	0.0
施設・設備が老朽化している	6	35.3
他の団体や行政機関と連携できていない	1	5.9
その他	1	5.9
特に感じることはない	1	5.9
無回答	2	11.8
全体	17	100.0

今後取り組みたい活動・事業がある団体等は3団体。

今後取り組みたい活動・事業がある団体等は3団体となっています。

その内容は、「地区特性・課題に基づいた健康づくりの事業」、「施設の移転」、「友愛訪問活動と見守り活動」となっています。

項目	回答数	%
ない	9	52.9
ある	3	17.6
無回答	5	29.4
全体	17	100.0

<今後取り組みたい活動・事業>

- 地区特性・課題に基づいた健康づくりの事業
- 施設の移転
- 友愛訪問活動と見守り活動

地域共生社会に必要な取り組みは「様々な機関が協働できる体制づくり」が7割。

地域共生社会に必要な取り組みについて、「様々な機関が協働できる体制づくり」が70.6%（17団体中12団体）と最も割合が高く、次いで「市や社協による啓発活動」が47.1%（17団体中8団体）、「学校教育による啓発活動」と「地域住民の相談を包括的に受け止める場の設置」が41.2%（17団体中7団体）となっています。

項目	回答数	%
市や社協による啓発活動	8	47.1
団体・法人による啓発活動	5	29.4
学校教育による啓発活動	7	41.2
民生委員、地域福祉推進委員会、まちづくり協議会等の活動の推進	5	29.4
イベント・行事の活用	6	35.3
地域住民の相談を包括的に受け止める場の設置	7	41.2
様々な機関が協働できる体制づくり	12	70.6
その他	0	0.0
無回答	1	5.9
全体	17	100.0

困りごとを受け止めるための取り組み状況は、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、民生委員、ケアマネジャー等が中心となり取り組んでいる。

困りごとを受け止めるための取り組み状況について、3団体から以下の回答をいただいています。

地域子育て支援センター（子育て家庭へのサポート）（港地区）

「ふれあいの居場所」を地域住民と協力のもと、基本的に1か月に1回、居宅ケアマネが中心となって開催している。

○困っている人や相談があった場合は、その人の居住圏域の地域包括支援センターや担当民生委員につなげている。

○介護予防教室の開催。

## 4 本市の地域福祉の課題

### (1) 統計データ等からみえる課題

- 市全体の人口は減少傾向にあります。特に、生産年齢人口、年少人口は減少傾向が続いており、地域の福祉を担う人材の確保がこれまで以上に難しくなると考えられます。
- 令和元年度の高齢化率が29.1%となり、30%に近付いています。なお、高齢化率は地域により差がみられ、住民の1/3以上が高齢者となっている地区がみられます。
- 要介護認定者や障害者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者)、生活保護受給世帯、外国人など、支援を必要とする市民は増加傾向が続いています。
- 児童の虐待認知件数は、平成30年度に155件となっています。虐待のある家族を孤立させないことと、周囲の人たちが虐待に気づきやすい人間関係づくりが大切です。
- ひとり暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦世帯を合わせると、一般世帯の1/4を占めています。また、一部の地区では、この割合が3割を超えており、高齢化の進行とともに、この傾向が進んでいくと考えられます。このうち、ひとり暮らし高齢者の加齢が進むことにより、親族や近所との交流の減少や孤立が進むことが懸念されます。
- 経済や雇用状況の変化に伴い、生活が不安定になり、孤立する人や生活援護を必要とする人が増加することが懸念されます。
- 自ら命を絶つ人は減少傾向にありますが、地域住民同士の支え合いにより、さらに減少に向けて取り組むことが必要です。
- 市内各地区はいずれも高齢者人口の割合が高く、最も割合の低い豊田地区でも1/5以上が高齢者になっています。高齢者ができる限り自立して暮らせるような地域づくりが必要です。

### (2) 市民アンケート調査からみえる課題

- 居住地域を「好き」、「どちらかといえば好き」の回答者ほど、近所付き合いの満足度が高いことから、住民同士が関われる場をつくる必要があります。
- 手助けしてほしいことは「安否確認や声かけ」や「災害時の手助け」を中心に、年齢や世帯の状況によって期待する内容は様々です。また、手助けできることは「安否確認や声かけ」が中心です。それぞれができることを実践するためには、普段からの地域づくりが必要です。
- ボランティア活動への参加状況は、30歳代以下の年齢層では少数であり、60歳代以上の参加が中心となっています。若い年齢層にも、ボランティア活動の参加促進に向けたさらなる取り組みが必要です。
- 地域での福祉に期待することは、主に地域での互助の仕組みづくりとみられます。これまで以上の、助け合いの仕組みづくり、意識の向上が期待されています。
- 成年後見制度については、家族や身近な人にその必要性が高い人がいるときに、制度の内容を知る人が多いとみられます。必要になった人が必要な情報を入手できるよう、情報発信の仕組みや相談窓口の充実が必要です。
- 社会福祉協議会の名前と活動内容を知っている市民(名前も活動内容も知っている+名前を知っており、活動内容もある程度は知っている)は30.8%となっています。第3次



計画策定時で27.0%であったので、認知度は上昇しましたが、目標値には達しなかった  
ので、さらなる啓発が必要です。

### (3) 関係団体調査からみえる課題

- 市内で活動している関係団体等は、活動範囲を市内全体としている団体が多くを占めています。なお、分野によって、拠点のある地区で活動しています。
- 関係団体等の活動上の課題は、スタッフの不足や参加者の減少に関する内容が多くみられます。
- 地域共生社会に必要な取り組みとして「様々な機関が協働できる体制づくり」への期待が高く、団体間の連携体制の構築・充実が必要です。



## 5 第3次計画の実施状況と課題

### (1) 基本目標1 人創り

評価指標	策定時実績値	H32 年度目標値	R 2 年度実績値
「ふくしのススメ」参加率	70.0%	100.0%	94.0%
「傾聴ボランティアスキルアップ講座」参加率	55.0%	70.0%	R 1 年度 25.0% R 2 年度未実施 (コロナ禍のため)
出張福祉講座・研修の開催数	7 か所	7 か所	14 か所

#### ●主な取り組み

- ・福祉教育実践校である小・中・高全校に対し、福祉教育が円滑に進むよう活動助成を毎年実施しました。
- ・まちの課題解決に中心となって取り組む人材の発掘と育成のため、市民活動支援・実績講座等を開催しました。

#### ●課題

- ・地域の行事やボランティア活動に参加していない市民が約9割おり、活動に関心を持ってもらい、実際に参加してもらえるようにする必要があります。また、学校や地域において福祉教育のさらなる推進が必要です。
- ・自分が支援できること、参加できる活動を広げていくための啓発や情報発信などの取り組みが必要です。

### (2) 基本目標2 環境創り

評価指標	策定時実績値	H32 年度目標値	R 2 年度実績値
小地域リーダー研修会の開催地区	9 地区	9 地区	9 地区 (地域ささえあい協議体で実施)
近所での支え合いを行っている市民の割合	27.2%	28.0%	24.9% (H29)
災害時ボランティアコーディネーター登録者数	42 人	50 人	31 人
「ふれあいネット」見守り員登録数	810 人	850 人	499 人

#### ●主な取り組み

- ・中学校区単位で「地域ささえあい協議体」を設置し、地域のニーズ把握と課題抽出を行いました。
- ・地域で行う「地域ふれあいサロン」(82 か所) に対し、立ち上げ時と活動における支援を行い、地域の居場所が増加しました。

●課題

- ・これまでの取り組みを継続するとともに、時代の変化や支援対象の拡大等に対応できるよう、多様な支援体制の構築が必要です。
- ・地域福祉推進委員会を知っている市民は少数であることから、地域の福祉活動の主体をさらに知っていただけるよう、情報発信が必要です。
- ・多くの市民に福祉に関心を持っていただき、「地域ふれあいサロン」やボランティアなど様々な活動に参加していただけるよう、情報発信や活動の支援が必要です。

(3) 基本目標3 しゅくみくり

評価指標	策定時実績値	H32 年度目標値	R 2 年度実績値
「生活困窮者自立支援事業」利用者プラン作成件数	12 件	24 件	11 件
「避難行動要支援者」を支援する市民の数	2,517 人	4,000 人	3,934 人
「ふくしなんでも相談」の相談件数	1,059 件	1,000 件	380 件
「日常生活自立支援事業」の契約件数	58 件	85 件	66 件

●主な取り組み

- ・「生活困窮者自立相談支援事業」や「家計相談支援事業」(のちに「家計改善支援事業」と改称)を社会福祉協議会へ委託し、生活改善・自立・就職等において相談者に寄り添った伴走支援を行いました。令和2年度からは市が直営で業務を行っています。
- ・平成28年4月に社会福祉協議会が、焼津市社会福祉協議会権利擁護センターを設置し、権利擁護に関する相談に応じています。令和2年5月に、市が焼津市成年後見支援センターを開設し、社会福祉協議会へ委託し、業務を行っています。

●課題

- ・高齢化の進行や障害者、生活保護受給世帯、外国人の増加など、支援を必要とする市民が増えていく可能性があります。また、複数の課題を抱える人、当事者だけではなく周囲も含めた支援を必要とする人など、課題解消のために広い視点を持った支援が必要なケースも考えられます。そのため、地域社会の中でお互いに助け合う、地域共生社会の仕組みづくりが必要です。
- ・複雑化、深刻化する相談内容の増加に伴い、専門相談窓口の整備が進み、相談窓口が細分化されてきました。そのため、一極化していた窓口に選択肢が広がったため、「ふくしなんでも相談」の相談件数としては減ってきています。また、傾聴のみの件数が以前よりかなり減っています。

- ・権利擁護を必要とする高齢者、障害者は増加傾向にあるものの、成年後見制度の市長申立件数は少ない状況にあります。その一方で、権利擁護の相談は多様化、複雑化の様相を見せており、担い手の育成、確保を進めていく必要があります。
- ・市は、地域で活動する社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉事業者等の各種団体とともに、地域の情報を把握し、適した支援につなげるための状況把握や連携の仕組みの充実を図る必要があります。

#### (4) 基本目標4 基盤創り

評価指標	策定時実績値	H32 年度目標値	R 2 年度実績値
自分に必要な福祉情報が入手できている市民の割合	39.8%	53.4%	18.6%
「社会福祉協議会」の名前も活動内容も知っている市民の割合	27.0%	52.7%	30.8%
広報誌「社協やいづ」を知っていて、読んだことのある市民の割合	29.7%	53.5%	51.4%

##### ●主な取り組み

- ・介護保険事業や障害者福祉、子ども・子育て支援等の関連計画については、それぞれの計画に基づいて実施しています。
- ・ふれあいサロンのボランティアグループ、傾聴ボランティアグループ、運転ボランティアの会において連絡会を開催しました。

##### ●課題

- ・市民への情報発信、関係団体等や医療機関・専門家等との連携の充実、福祉サービス提供体制の充実に努めるとともに、定期的な計画の進捗確認、それに伴う施策・事業の改善を進める必要があります。
- ・市と社会福祉協議会との役割を明確にした上で、事業・取り組みの進捗状況や関連情報等を随時共有し、それぞれの立場・視点から意見を出し合い、より効果の高い事業・取り組みを進めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

---

# 1 基本理念

社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた取り組み、また、包括的な支援体制の構築を進めるためには、住民の互助活動や地域参加を積極的に支援することが重要です。

そこで、第3次計画の基本理念を継承し、「地域で育てる 支え合う ふだんの 暮らしの しあわせづくり」を基本理念とします。

## 地域で育てる 支え合う

## ふだんの 暮らしの しあわせづくり

この基本理念には、

**若い人も高齢の人も**

**心身に障害がある人や健康に不安がある人も**

**単身世帯の人も三世帯同居の人も**

誰もが地域で助け合い、支え合いながら、安心して、その人らしく「ふだんどおりの暮らし」、「ふつうの暮らし」ができるよう、“安心というしあわせ”にあふれた焼津市を創り続けましょう。そんな思いを込めています。

なお、本計画の推進に当たって、国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）に関連付け、意識しながら持続可能なまちづくりを目指していきます。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」は、地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指す「地域共生社会」の確立と共通する目的があります。



## 2 基本目標

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、障害の有無や年齢、性別などに関わらず、お互いに協力し、尊重し合いながら、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指して、地域福祉を推進していく必要があります。本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。

<p>基本目標1 <b>共生の意識づくり・ 人づくり</b></p>	<p>今後、地域住民がともに支え合い、地域をともに創る「地域共生社会」を実現するためには、市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、互いの個性や課題を理解し、尊重し、思いやることのできる福祉の心を育てていくことが必要です。</p> <p>そのため、学校における福祉教育や各種講座、イベントにおける啓発・人材育成等、幼少期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じた福祉教育の機会を提供し、「共生の意識づくり・人づくり」を推進します。</p>
<p>基本目標2 <b>地域のきずなづくり</b></p>	<p>障害の有無や年齢、要介護状態、世帯構成（ひとり暮らし、高齢夫婦世帯など）などで、支える側と支えられる側に分かれるのではなく、一人ひとりが生きがいと役割を持って、地域づくりに参画し、地域全体で支え合うことが必要です。</p> <p>そのため、地域住民が主体となって行うささえあい活動やボランティア活動を支援し、「地域のきずなづくり」を推進します。</p>
<p>基本目標3 <b>地域福祉のしくみ づくり</b></p>	<p>家族形態の多様化や地域の付き合いの希薄化、個人主義・プライバシー意識の浸透、社会状況の変化等により、地域の生活課題は多様化、複合化しており、支援を必要とする人も、障害者や高齢者、子ども・子育て家庭、生活困窮者といった区分けの対応では、解決が難しくなっています。また、問題を抱え込み、問題を潜在化、重度化させるケースもみられます。</p> <p>そのため、包括的な相談支援体制を推進することにより、様々な相談を受けても支援につながられるよう、関係機関との連携の拡充・強化を進め、「地域福祉のしくみづくり」を推進します。</p>

## 第4章 施策の推進

---



# 1 施策体系

基本理念の実現に向けた3つの基本目標を踏まえ、地域福祉を推進していくための体系を以下に整理します。

基本理念	基本目標	基本施策	具体的な取り組み	
地域で育てる 支え合う ふだんの くらしの しあわせづくり	1 共生の 意識づくり ・人づくり	(1) 福祉教育の推進	①学校における福祉教育の推進	
			②地域における福祉教育の推進	
		(2) 互助意識の醸成	①意識啓発・交流活動の推進	
			①地域活動、ボランティア活動に関する啓発	
		(3) 人材育成（地域の担い手、ボランティアなど）	②ボランティア活動への場の支援	
			③地域福祉活動に参加する人材の育成	
			④若者によるボランティア活動の活性化	
			(1) 小地域福祉活動への支援・活性化	①小地域福祉活動の充実
				②地域における見守りネットワークの充実
	③民生委員・児童委員活動への支援の充実			
	④世代間の交流			
	⑤助成金の交付			
	2 地域の きずなづくり	(2) 地域ネットワークの構築と周知	①社会資源のコーディネート機能の充実	
			②社会福祉法人等の連携推進	
		(3) 住民活動の支援	①「顔の見える地域づくり」の実践	
			②地域における交流の場・拠点づくりへの支援	
		(4) 防災・防犯活動の促進	①防災・防犯の地域づくりの促進	
	(5) 福祉団体、市民グループの活動の促進	①団体活動（市民活動団体、福祉関係団体等）への支援の充実		
		②ボランティア活動促進のための支援		
	3 地域福祉の しくみづくり	(1) 福祉施策実施体制の充実	①組織内連携、組織間連携の充実強化	
			②緊急措置対応	
(2) 包括的な相談支援体制の充実		①相談体制の充実		
		(3) 福祉サービスの充実	①福祉サービスの充実に向けた支援	
②移動に関する支援				
(4) 重点的な対応が必要な市民への支援強化		①多様な課題への対応		
		②生活困窮者の自立支援		
		③外国人住民への支援		
		④再犯予防活動の支援		
(5) 情報提供の充実		①制度やサービスに関する情報の提供		
	②市ホームページや広報紙を活用した意識啓発			

## 2 施策の方向性・具体的な取り組み

### 基本目標1 共生の意識づくり・人づくり

身近な地域には、年齢や家族形態、健康状態、生活状況について、多様な課題を抱えた人が暮らしています。地域のつながりの希薄化が進み、お互いに関わりを持ったり、地域の活動に関心を持ったりする人が減っており、同じ地域で生活しているという意識が弱くなっています。

今後は、地域にどのような人が住み、生活しているか、どのような支援が必要か、どのような活動があるか、地域住民一人ひとりに関心を持っていただき、地域を知り、福祉を学び、さらには地域の活動を知って参加していただくため、様々な取り組みを進めていきます。

#### (1) 福祉教育の推進



#### 【現状と課題】

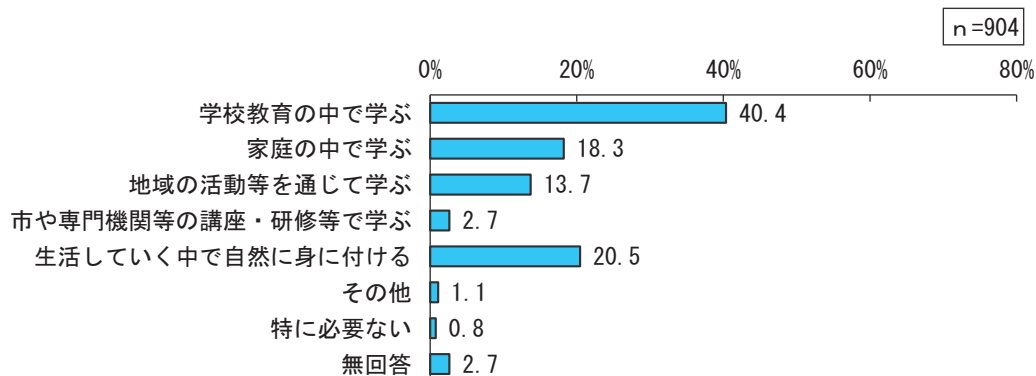
##### 「地域の福祉は、行政と住民が協力して支える」という意識の醸成

市民アンケートによると、期待する福祉施策の方向性について、「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」が32.3%となっており、行政主体の福祉サービスの提供を期待する回答が多くみられます。

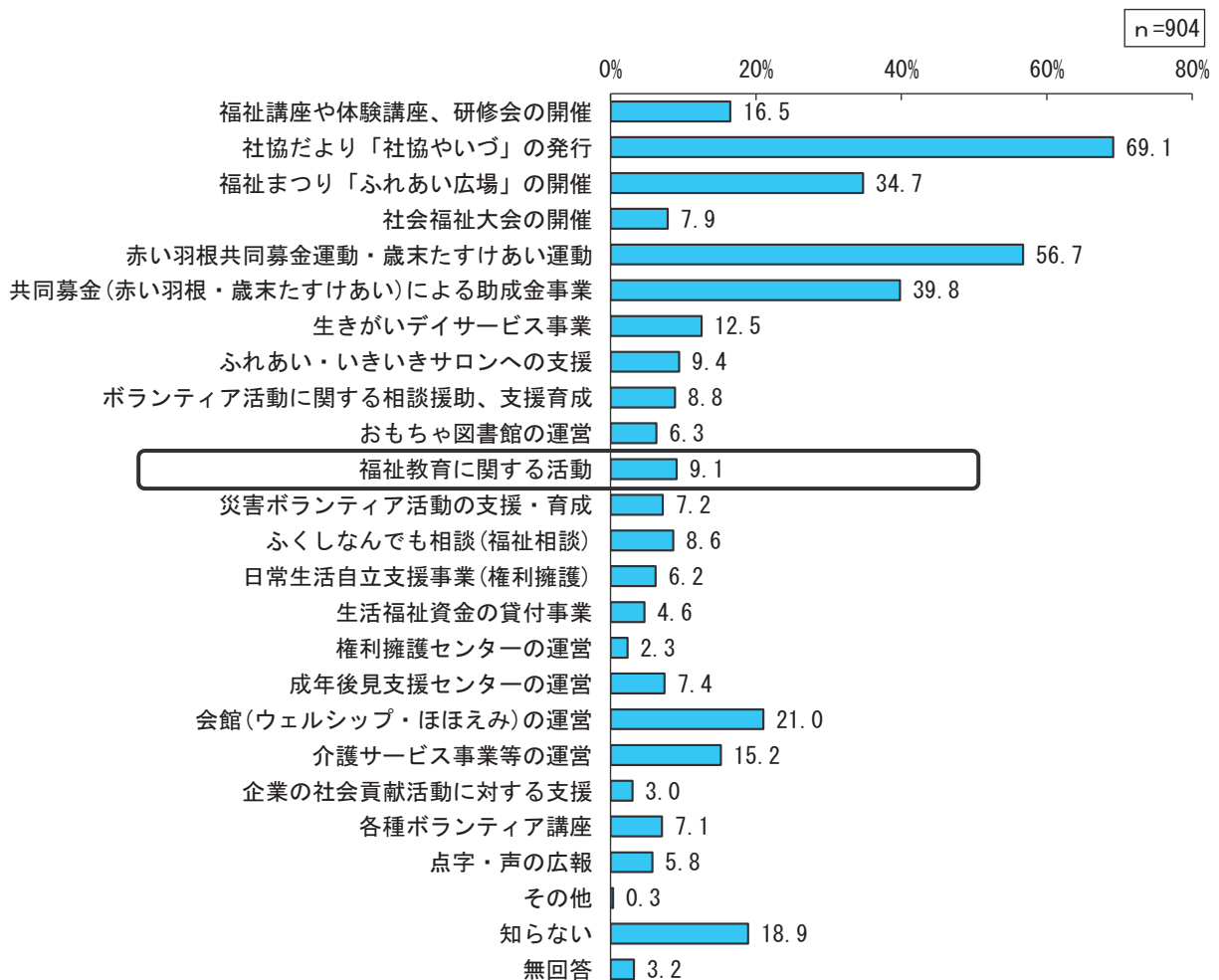
また、「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」が31.5%、「家庭や地域でお互いが支え合い、助け合いのできるまち」も23.7%となっており、「行政と地域住民」や「家庭や地域」など、幅広い主体が支え合って、ともに取り組んでいくという意識の醸成が必要です。

## 幼少期から高齢期まで、福祉を学び続ける環境の整備

市民アンケートによると、子どもへの福祉教育で重要なことは、「学校教育の中で学ぶ」が40.4%となっており、学校教育への期待が高くなっています。その一方で「生活していく中で自然に身に付ける」が20.5%、「家庭の中で学ぶ」が18.3%みられ、地域や家庭の中において学べる意識を持っている人も多くみられます。



また、社会福祉協議会の取り組み内容として、「福祉教育に関する活動」を知っているという回答が9.1%にとどまっており、福祉教育活動が浸透していないことがうかがえます。



今後は、幼少期から学校及び地域で行う福祉教育を、高齢期になっても学び、意識を高めていけるよう、福祉教育の環境を整備・改善するとともに、市民に福祉教育の重要性や有効性を周知し、研修や講座への参加を促すことが必要です。

### 【施策の方向性】

- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの年齢・発達に応じた福祉教育を推進します。
- 子どもから高齢者まで、あらゆる年齢層の人が福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう取り組むとともに、社会福祉協議会との連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を推進します。
- 地域共生社会とは何か、福祉とは何か、地域で支援が必要な人はどのような人か、など、福祉についての情報を提供し、考えるきっかけづくりを推進します。

### 【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校において、福祉教育を推進します。</li> <li>○福祉の必要性、重要性、福祉活動への参加促進についての情報発信を図ります。</li> <li>○福祉関連の講座を開催するとともに、実施内容の充実、講座開催の情報発信を行い、より多くの市民の参加を呼びかけます。</li> </ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や地域において、「特別ではない、生活の中の福祉」を発信し、市民に福祉への理解と関心を持っていただけるよう福祉教育の充実に取り組みます。</li> <li>○全世代の人が福祉の視点を養える事業を展開します。</li> </ul>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉について、学校で学んだことを、家庭に持ち帰って家族で話してみましよう。</li> <li>○地域の福祉活動、行事等に関心を持ち、可能な範囲で参加しましょう。</li> </ul>

### 【具体的な取り組み】

#### ①学校における福祉教育の推進

事業名	事業の概要	担当
小・中学校における福祉教育の推進	授業の中で福祉についても取り上げ、子どもたちが福祉について考える機会を作ります。	学校教育課
福祉教育実践校連絡会事業	福祉教育実践校担当教員との連絡会を開催し、福祉教育メニューの提供や相談に応じ、学校における福祉教育が円滑に進められるよう支援します。	社会福祉協議会

## ②地域における福祉教育の推進

事業名	事業の概要	担当
楽しく学ぶ「ふくしのススメ」開催事業	<p>地域で暮らす様々な人が講師となって福祉について学ぶ機会を提供します。</p> <p>多くの地域住民が、一緒に当事者の体験や福祉活動の話の聞いたり、福祉体験をする講座づくりに努めます。</p>	社会福祉協議会
出前講座事業	<p>市内の小・中学校において進める福祉教育が円滑に進むよう、講師の派遣等、活動支援を行います。</p> <p>地域においても、住民が行う研修や講座の講師として職員が出張します。</p>	社会福祉協議会
認知症サポーターの養成	<p>小・中学校や企業、地縁組織など幅広い年代を対象に認知症の人とその家族を見守る、身近な応援者となる認知症サポーターを養成します。</p>	地域包括ケア推進課
手話通訳者の育成	<p>聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持つ市民を対象に手話学習を行い、手話奉仕者の養成へつなげ、聴覚障害者のコミュニケーションを支援する人材を育成し、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。</p>	地域福祉課

《認知症サポーター養成講座》



## (2) 互助意識の醸成



### 【現状と課題】

#### 「住民がお互いに助け合える地域づくり」に向けた意識づくり

市民アンケートによると、誰もが安心してともに暮らせる地域になるために大切だと思う取り組みについて、「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」が37.5%で最も高い割合となっています。また、「手助けできる」ことは、「安否確認や声かけ」が56.9%で最も高くなっています。

今後は、より多くの市民が互助の意識を持てるための機会や、行動に移すきっかけを持つことが必要です。意識を持つ者同士がつどい、学び、行動することを繰り返しながら、地域福祉の必要性、役割、方向性を考え、互助意識を醸成していくことが必要です。

#### 「福祉」や「互助」の意識・関心を高める取り組み

市民アンケート調査の自由意見の中で「支援を受ける必要もなく、近所で対象となる人もいないため、関心を持ってない」という意見や、福祉の対象を問う設問について「福祉の対象を限定することがおかしい」や「全部が対象」など、福祉についての意識が多様であることがうかがえます。

今後は、「福祉」や「互助」などの意識・関心を高めるための取り組みが必要です。また、市や社会福祉協議会の主催で行われている行事の際や各種媒体を活用した情報発信も必要です。

### 【施策の方向性】

- 障害の有無や年齢などに関わらず、一人ひとりがお互いに尊重し認め合い、すべての人が役割や生きがいを持って社会参加し、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進します。
- 「支える人」と「支えられる人」という関係ではなく、地域住民一人ひとりが地域福祉の担い手であり、お互いが必要とするときに支え合える意識を市民が共有できるよう、広報・啓発活動を進めます。
- 地域を知り、身近で生活している人の状況をお互いに認識し合えるよう、学びや交流の機会を設け、互助意識を高めていくとともに、多くの市民と意識の共有・醸成を図ります。

## 【役割分担】

<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会とともに、意識啓発・交流活動のためのイベントを開催し、市ホームページや広報紙等を活用して、情報発信を行います。</li> <li>○市ホームページや広報紙等を通じて、「福祉」や「互助」等に関する情報発信を行います。</li> <li>○偏見や差別の解消に向けて、「心のバリアフリー」に関する広報・啓発を行います。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市とともに、意識啓発・交流活動のためのイベントを開催します。また、住民との協働による事業内容の検討・改善を図ります。</li> <li>○社会福祉協議会ホームページや広報誌等を通じて、「福祉活動」等に関する情報発信を行います。</li> <li>○大会や行事等の終了後は、参加者・来場者の反応や満足度の検証を行い、様々な改善に努めます。</li> </ul>
<p>市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近にどのような人が暮らしているのか、関心を持ちましょう。</li> <li>○日頃から、近所の人とあいさつを交わしたり、声をかけあったりしましょう。</li> <li>○地域のイベントや活動に積極的に参加し、地域での助け合い・支え合いについて考えましょう。</li> </ul>

## 【具体的な取り組み】

### ①意識啓発・交流活動の推進

事業名	事業の概要	担当
<p>社会福祉大会の開催 (共催)</p>	<p>社会福祉の発展に功績のあった社会福祉関係者を表彰し感謝の意を表するとともに、本表彰を通して、優れた活動内容を紹介することにより、福祉活動の普及を図ります。</p>	<p>地域福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>地域活動支援センターの活用</p>	<p>障害者の自立を支援する地域活動支援センターにおいて、地域交流活動・生産活動・レクリエーション等の機会を介し、障害者同士や地域住民との交流を深め、自立と社会参加の促進を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>「障害者週間」の啓発 広報</p>	<p>「障害者週間」に、障害への理解を促進するため、広報紙に啓発広報を掲載します。また、障害者自立支援ネットワークを介し、一般市民への周知啓発活動を行います。</p>	<p>地域福祉課</p>

事業名	事業の概要	担当
権利擁護制度の利用 推進・周知	成年後見支援センターと連携しながら、チラシ、 広報紙、講演会等で権利擁護支援や相談窓口、利 用することによるメリットの周知をし、成年後見 制度等の理解を広めます。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
焼津市「福祉を育てる 市民運動」推進協議会 主催事業	市民の社会福祉への理解と交流を深めるため、 時代にあった方法で福祉を育てる市民運動を進め ていきます。	社会福祉協議会





### (3) 人材育成（地域の担い手、ボランティアなど）



#### 【現状と課題】

##### より多くの市民にボランティア活動に参加していただける仕組みづくり

市民アンケートによると、ボランティア活動に参加した経験について、「参加したことはない」が68.5%で最も割合が高く、次いで「過去に参加したことはあるが、今は参加していない」が18.9%、「参加している」が9.2%となっています。

また、年齢層が高くなるほど参加している割合は上昇していますが、50歳代以下では5%未満となっています。

今後は、幅広い年齢層の市民にボランティア活動に参加していただけるよう、意識啓発や活動状況の情報発信等が必要です。

また、地域福祉の推進を担う人材を育成していくために、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げ、地域福祉活動に関わる人材を育成することが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 市民が、日常の中で支え合いやボランティア活動を開始・継続できるよう、各種講座の運営やサポートなどを行っていきます。また、一般市民が参加しやすくなるよう、情報発信に努めます。
- 市・社会福祉協議会が連携し、地域における福祉活動の核となるリーダーやキーパーソンを発掘し、育成するバックアップ体制を作っていきます。
- 幅広い世代の市民が地域に関心を持ち、地域活動の担い手となるよう、中学生、高校生からボランティア教育を進め、意識の普及・啓発や活動への参加を促進します。
- ボランティア活動への支援を充実させ、市民ニーズとボランティア活動をマッチングさせる仕組みを作ります。
- 大学や企業と連携して、学生や就業者のボランティア活動を促進するとともに、ボランティア活動に関心の高い若者の発想や意見、行動力を地域福祉の活動に積極的に取り入れていきます。また、若者主体の新たな活動が具体化したときや、相談を受けたときは、関係機関や団体等と連携しながら、活動を支援していきます。

## 【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校を通じてボランティア人材の育成、中・高生のボランティア活動を支援します。</li> <li>○社会福祉協議会とともに、地域での活動の核となるキーパーソンを発掘し、人材育成、活動支援、連携を図ります。</li> </ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市とともに、地域での活動の核となるキーパーソンを発掘し、人材育成、活動支援、連携を図ります。</li> <li>○ボランティアのニーズと活動する人材をマッチングさせるため、相談体制を充実します。</li> <li>○ボランティア活動に関する講座を開催し、学びの機会を提供します。</li> <li>○地域での新たな活動に対して、関係機関や関係団体等と連携しながら、活動を支援します。</li> </ul>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動に関心を持ち、講座や活動に参加してみましよう。</li> <li>○身近なボランティア活動、地域活動に参加してみましよう。</li> <li>○ボランティア活動に参加するときには、身近な人にも声をかけましよう。</li> <li>○家族でボランティア活動について話し合ってみましよう。</li> <li>○ボランティア活動に興味を持ち、自ら団体を設立したいときは、積極的に取り組みましよう。また、必要があれば、社会福祉協議会に相談しましよう。</li> </ul>

## 【具体的な取り組み】

### ①地域活動、ボランティア活動に関する啓発

事業名	事業の概要	担当
広報誌、チラシを使った啓発活動の充実	ボランティア活動の紹介や募集を広報誌だけでなく啓発チラシ等を作成し、人の集まる施設に掲示するなど啓発に努め、活動希望者の増加につなげていきます。	社会福祉協議会
ボランティア養成講座の開催	市民の多くがボランティア活動に関心を持ち、心得や基本的な考え方を学ぶための講座、活動を紹介する講座を開催します。	社会福祉協議会

### ②ボランティア活動への場の支援

事業名	事業の概要	担当
ふくしの広場ボランティアビューローの機能の充実	市内を拠点に活動するボランティアグループや福祉団体が、活動しやすい場として充実していきます。	地域福祉課 社会福祉協議会

### ③地域福祉活動に参加する人材の育成

事業名	事業の概要	担当
青少年ボランティア人材バンク事業	中・高生に社会参加の機会を提供し、ボランティア活動へ参加できる体制を整備します。	スマイルライフ推進課
市民協働人材育成講座	市民との協働によるまちづくりを推進するために、講座を開催し、まちの課題解決に中心となって取り組む人材の育成を行います。	市民協働課
ボランティア相談事業	ボランティア活動を始めたい人やボランティアを必要としている人に対して、ボランティア活動に関する様々な相談に応じます。	社会福祉協議会

### ④若者によるボランティア活動の活性化

事業名	事業の概要	担当
わんぱく寺子屋事業 (静岡福祉大学への委託)	静岡福祉大学と連携し、学生が地域住民を対象としたイベント企画・運営(地域福祉実践活動など)を行う支援を実施していきます。	家庭・子ども支援課



## 基本目標2 地域のきずなづくり

これまでも、地域社会の中には住民同士の支え合い、助け合いが行われてきましたが、近年では参加者の減少や固定化、高齢化など、活動に課題が生じています。住民同士のつながりは、何気ない日常生活では安心感につながり、災害や感染症の流行等の緊急時にはお互いに支え合う心強さにつながります。

今後は、身近な中学校区単位の小地域での活動や地域住民同士の助け合い・支え合いの仕組みの構築・充実、福祉関連の団体やグループの活動支援を進めていく必要があります。また、住民同士の交流の拠点としての居場所づくりや住民の安全を守るための防災・防犯活動の促進に向けて、様々な取り組みを進めていきます。

### (1) 小地域福祉活動への支援・活性化



#### 【現状と課題】

##### 小地域福祉活動の認知度を高める取り組みの推進

市民アンケートによると、中学校区単位で組織されている「地域福祉推進委員会」の認知度について、「知らない」が73.0%で最も割合が高く、次いで「名前は知っているが、活動内容は知らない」が20.1%、「名前も知っているし、活動内容も知っている」が4.2%となっています。

また、相談先として「地域福祉推進委員会」と回答した人は3.0%となっています。

今後は、身近な地域の福祉活動の中心である「地域福祉推進委員会」の認知度を高めるとともに地域住民の参加や活動への理解向上が必要です。

##### 相談相手としての民生委員・児童委員の認知度向上

地域の身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員を相談先として挙げた人は7.6%にとどまっています。特に、30歳代以下では0%となっており、若い世代には民生委員・児童委員の存在が浸透していないとみられます。

今後は、分野を問わず身近な相談相手である民生委員・児童委員の存在や役割等の理解促進、将来的な人材確保に向けた取り組み、啓発が必要です。

##### 地域の見守り強化による、暮らしやすさの向上

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害のある人がいる世帯等を見守りながら援助する「ふれあいネット」について、支援を必要とする市民に利用していただけるよう、さらなる利用促進を図り、登録者増によりいつまでも安心して地域に住み続けられるよう、暮らしやすさの向上につなげます。

## 【施策の方向性】

- 市内各地域において地域福祉推進委員会の認知度を高め、活動を活性化し、地域福祉の充実を図っていきます。
- 民生委員・児童委員は、市民の身近な相談者であり、住民と行政機関とのパイプ役を担うなど、福祉活動の重要な推進者です。こうした活動を支援するため、その役割について、地域住民の認知度を上げ、いざというときに、相談や協力ができる環境を作っていきます。
- 普段の近所付き合いの中での、緩やかな見守りや民生委員・児童委員との連携によって安心した暮らしを継続する「ふれあいネット」の活動を推進します。

## 【役割分担】

市の役割	○民生委員・児童委員の活動内容の啓発、活動の支援を行います。
社会福祉協議会の役割	○地域住民を対象に、地域福祉推進委員会の存在、活動内容等を啓発し、各活動の認知度向上に努めます。 ○ふれあいネット事業の啓発と利用促進を図ります。また、事業の必要性を市民に周知し、協力していただける地域住民の確保を図ります。
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	○地域の住民同士であいさつを交わしたり、お互いに関心を持ち、顔の見える関係づくりをしましょう。 ○自分が住んでいる地域の民生委員・児童委員や地域福祉推進委員会を確認してみましょう。 ○地域での行事や活動があるときは、身近な人に声をかけ、活動・参加の輪を広げましょう。 ○ふれあいネット事業など、地域住民の協力が必要な事業を知ったり、協力を求められたりしたときは、可能な範囲で事業に参加しましょう。

## 【具体的な取り組み】

### ①小地域福祉活動の充実

事業名	事業の概要	担当
地域福祉推進委員会の支援事業	地域福祉推進委員会は、社会福祉協議会や第2層地域ささえあい協議体との情報共有を積極的に行い、新たに創出された社会資源（居場所、ミニデイなど）があれば地域に情報提供します。また、地域の生活課題を把握し、社会福祉協議会や第2層地域ささえあい協議体と連携した住民主体の福祉活動を行います。地域福祉推進委員会の第2層地域ささえあい協議体等と連携した住民主体の福祉活動に対し、活動費助成や活動促進のための支援と地域力の向上・強化のための支援を行います。	社会福祉協議会
職員の地区担当制	職員の地区担当制において、アウトリーチを徹底し、地域とのより密接な支援体制を築きます。	社会福祉協議会

### ②地域における見守りネットワークの充実

事業名	事業の概要	担当
高齢者あんしんサポート事業（新聞や郵便の配達を通じた安否確認）の推進	市内新聞販売店等の協力のもと、新聞等の配達を通じて、高齢者の異変などにいち早く気づき、必要な支援などの対応が図れるよう見守りを行います。	地域包括ケア推進課
ふれあいネット事業	高齢者や重度の障害を持つ人の近所の人に、見守り員として登録いただき、緩やかな見守り活動を行います。	社会福祉協議会

### ③民生委員・児童委員活動への支援の充実

事業名	事業の概要	担当
民生委員・児童委員の活動環境の整備と活性化	市が事務局となり、地域福祉を推進する民生委員・児童委員の活動を相談窓口の紹介や情報提供等を行うことにより支援します。	地域福祉課

### ④世代間の交流

事業名	事業の概要	担当
世代間交流事業	園児が高齢者福祉施設等を訪問したり、地域のお年寄りを幼稚園・保育所（園）に招待し、季節的行事や伝承遊びを通して、世代間の交流を図ります。	保育・幼稚園課

事業名	事業の概要	担当
地域の人々に学ぶ事業	放課後児童育成健全事業（放課後児童クラブ）において、登録ボランティア（地域のお年寄りなど）による自然体験や勉強等の指導を通じて、子ども達と交流を図りながら、健やかな育ちを支援していきます。	家庭・子ども支援課

#### ⑤助成金の交付

事業名	事業の概要	担当
赤い羽根共同募金助成事業（共同募金会事業）	地域住民が赤い羽根共同募金を地域福祉活動に活用し、赤い羽根共同募金の使いみちについて理解を深めてもらうよう、申請方式による助成金事業を実施します。受付後は、審査会で助成決定を行いますが、助成状況や審査会の意見を参考に、時代に合わせて事業執行の改善を図りながら実施します。	社会福祉協議会
歳末たすけあい募金助成金事業（在宅助成／地域福祉活動助成）	<p>新たな年を迎える時期に、経済的に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように、申請方式により助成します。また、該当者に小学校入学、中学校入学、中学校卒業の児童生徒がいる場合には、新入学祝い金をお渡しします。（在宅助成）</p> <p>年末や新年に地域住民の誰もが参加できる自治会や福祉施設・団体等の活動に対し、申請方式により助成します。また、助成状況や時代に合わせて事業執行の改善を図りながら実施します。（地域福祉活動助成）</p>	社会福祉協議会

《居場所づくり講座》



## (2) 地域ネットワークの構築と周知



### 【現状と課題】

#### 「手助けしてほしいこと」と「手助けできること」の適切なマッチング

市民アンケートによると、「手助けしてほしいこと」では「安否確認や声かけ」と「災害時の手助け」の回答が多くみられます。また、「手助けできること」では「安否確認や声かけ」、「話し相手や相談相手」、「災害時の手助け」の回答が多くみられます。回答の内容は、年齢や同居している家族によって傾向に違いがみられます。

今後は、地域にどのような人が生活し、どのような支援を必要としているのか、地域住民同士で何を助け合えるのかを話し合い、相互に助け合える内容のマッチングを続けていくことが必要です。

#### 地域での助け合い、支え合いのための体制づくり

現在、住民同士の支え合い活動を考える「地域ささえあい協議体」を中学校区単位で設置しています。

今後は、それぞれの地域の状況に応じて必要な支援、緊急性の高い支援、その実現に必要な支援体制等の充実を進めていくことが必要です。

また、「ともに生きる豊かな地域社会」を目指し、地域の社会福祉法人と住民が連携しながら地域に不足している活動や人材、資源等を検証し、必要な社会資源を創出する取り組みが求められています。

### 【施策の方向性】

- 地域において、住民同士が互いを知り、必要な支援や地域の社会資源を確認し、助け合うために必要な情報を共有できる環境を整備します。
- 地域に住む人の経験や団体の活動を地域全体の財産として生かし、地域で支え合える基盤づくりを進めます。また、地域に不足している活動や資源、これから起こしている支援や基盤を確認し、新たな資源の創出・活性化を目指します。
- 生活支援コーディネーターや協議体など、今後の活動に必要な人材の確保・育成を図ります。
- 社会福祉法人の「連携・協働化」の構築を進めます。



## 【役割分担】

市の役割	<p>○生活支援コーディネーター、協議体に必要な人材の確保・育成を図ります。</p> <p>○地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>○誰もがいくつになっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、多様な社会資源の創出に向け協議を行う「地域ささえあい協議体」の理解促進と周知に努めます。</p> <p>○生活支援コーディネーターの確保・育成や協議体の充実を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会が社会福祉法人として地域に還元できる活動の創出と地域に求められる法人を目指し、市内の社会福祉法人と強固な連携体制を築きます。</p>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<p>○自分が持っている知識や技術、経験等を活用し、地域活動に参加しましょう。</p> <p>○地域でどのような団体がどのような活動をしているのか、確認してみましょう。</p>

## 【具体的な取り組み】

### ①社会資源のコーディネート機能の充実

事業名	事業の概要	担当
生活支援体制整備事業	<p>地域での住民主体の支え合いや、様々な人と機関との連携による地域の支え合い活動の発掘、新たな支え合い活動推進の役割を担う生活支援コーディネーター事業を実施します。</p> <p>さらに、「地域ささえあい協議体」により、住民や地域の関係機関が生活支援コーディネーターと協力し、定期的な情報共有及び連携強化を図ります。</p> <p>第1層地域ささえあい協議体は、市、第2層地域ささえあい協議体と連携して情報共有を行い、今後市全体で取り組む必要のある課題を把握し、住民同士のささえあい活動が一層進むよう啓発を目的とした講演会や担い手づくりを行います。また、住民同士のささえあい活動では解決が難しい課題については、市へ課題提起を行います。</p> <p>第2層地域ささえあい協議体は、自治会、地域福祉推進委員会、民生委員・児童委員、地域ふれあいサロン、地域包括支援センター等の地域の多様な関係者の協力を得て、地域住民のニーズを把</p>	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会

事業名	事業の概要	担当
	<p>握し、多様な社会資源の創出に向け協議を行い、住民主体の福祉活動の一層の強化を図ります。創出した社会資源は、地域で情報共有を図り、誰もがいくつになっても住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを行います。</p> <p>第1層協議体：市全体 第2層協議体：中学校区</p>	
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	<p>子育ての援助を受けたい人（会員）と援助を行いたい人（会員）との相互支援活動の連絡・調整等を運営し、地域の子育てと仕事の両立を応援します。</p>	子育て支援課

## ②社会福祉法人等の連携推進

事業名	事業の概要	担当
社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業	<p>焼津市社会福祉法人連絡会において、社会福祉法人の協働事業や公益的な活動の取り組みについて協議・検討します。</p>	社会福祉協議会



### (3) 住民活動の支援



#### 【現状と課題】

##### 各種サロンでの交流の促進

令和2年度（令和3年1月現在）、「地域ふれあいサロン（ミニデイサービス、居場所、子育てサロン等の通いの場の総称）」は82か所で運営されています。それぞれの対象や地域の状況に応じて、活動を続けており、計画どおりの運営を続けています。

今後は、より多くの市民に参加していただくとともに、これまで参加経験のない市民の参加、参加者同士の相互理解の促進、活動場所の拡充など、地域の誰もが気軽に集まれる交流拠点として、サロン活動の充実が必要です。

##### 多くの市民が参加しやすい拠点の設置・運営

市内では、子どもから高齢者、障害を持つ人等を支援するボランティアグループが活動をしていますが、福祉の対象は次第に拡大しており、近年では依存症や生活困窮者・貧困層、DV被害者、犯罪被害者・加害者家族等も対象として考えていく必要があります。これらの人たちは、悩みの深さや困窮状況が外部から見えず、わかりにくいケースや、地域との関わりを持たない、持ちたがらないケースもみられます。

今後は、どのような状況の人でも参加でき、参加することで安心感を持ち、地域内での支え合いにつなげられるよう、参加しやすい拠点の設置・運営が必要です。

#### 【施策の方向性】

- 地域における交流の場や活動の拠点づくりを引き続き支援していきます。利用したい人、居場所を必要とする人が気軽に利用できるよう「地域ふれあいサロン」等の周知にも努めます。
- ボランティアや福祉団体の活動が活発化するよう、「場」の提供や拠点づくりの支援を続けていきます。
- 多様化する市民のニーズを見極め、いきいきした地域づくりや市民の学ぶ場を引き続き提供し、市民による各種活動につながるよう支援していきます。
- 表面化しづらい課題を抱えた人が参加し、悩みの共有や課題の理解促進につながる場の設置、運営を進めるとともに、これらの活動を周知することで、特に支援を必要とする人の情報アクセスがしやすくなるよう、発信方法や内容を検討します。

## 【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サロン活動の支援、拡充を支援します。</li> <li>○活動拠点となりうる施設、場所の選定、調整を行います。</li> <li>○サロン等の通いの場の内容や趣旨、意義等の情報発信を行い、支援を必要とする人、孤立しやすい人の参加促進につなげます。</li> </ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが参加しやすく、対象を限定しない地域の通いの場の拡充と支援を図ります。</li> <li>○制度によるサービスだけでなく、住民同士で支えることの意義について、住民が理解し納得できるよう働きかけを行います。</li> </ul>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の公会堂や施設等を地域活動のために積極的に活用しましょう。</li> <li>○身近にあるサロン活動について調べてみましょう。また、参加したい、悩みを知ってほしい、などの希望があるときは、遠慮なく参加しましょう。</li> <li>○サロン活動の運営に興味を持ったら、運営の立場で参加しましょう。また、新たなサロン等の通いの場を設立し、運営しましょう。</li> </ul>

## 【具体的な取り組み】

### ①「顔の見える地域づくり」の実践

事業名	事業の概要	担当
「居場所づくり」の推進	地域住民が気軽に集まれる「居場所」を住民主体でつくり、運営できるよう、市内各地域で設立のための講座を開設し、活動を促進します。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会

### ②地域における交流の場・拠点づくりへの支援

事業名	事業の概要	担当
地域ふれあいサロン (ミニデイ・居場所・子育てサロン) 推進事業	年2回の連絡会を開催し、情報交換の場を設けます。また、サロンへのアウトリーチを定期的に行い、活動上の相談に応じるとともに、活動費助成を行います。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
おもちゃ図書館運営支援	おもちゃ図書館のPRと、活動に対する支援を行います。	社会福祉協議会
さわやかクラブ(老人クラブ)活動への支援	高齢者の生きがいとなる活動や健康づくりを行うさわやかクラブ(老人クラブ)の活動に対して支援します。	地域包括ケア推進課

## (4) 防災・防犯活動の促進



### 【現状と課題】

#### 「防犯、防災活動の充実」の期待への対応

市民アンケートによると、誰もが安心して暮らせる地域になるために大切な取り組みとして「防犯、防災活動の充実」は29.1%と、比較的高い割合となっています。また、災害から身を守るために地域で最も重要だと思うものについて、「隣近所の助け合い」が41.5%で最も高い割合となっています。

今後は、地域住民が参加しながら、地域の防犯、防災意識を高めるとともに、地域住民の安全・安心のための活動に必要な支援の実施が必要です。

#### 災害時に備えた災害ボランティア本部機能の充実

現在、定期的に災害ボランティア本部開設訓練を行い、発災時にスムーズな対応ができるよう備えています。訓練を行う際は、各関係機関等と連携を図って行うことが重要になります。

今後は、この取り組みを継続し、災害時に適切な被災者支援を行えるよう、災害ボランティア本部機能を充実していくことが必要です。

### 【施策の方向性】

- 高齢者や子どもをねらった犯罪等を防止するため、防犯に必要な視点・着眼点を共有して地域ぐるみの見守りを促進するとともに、防犯活動に取り組む団体との連携強化を進めます。
- 市内で発生した犯罪情報等を市民向けに発信し、防犯意識の啓発、防犯活動の促進を図り、被害防止につなげていきます。
- 地域の防災意識を高め、災害時に助け合うことができる地域づくりを進めます。
- 避難行動要支援者への支援に当たっては、平時から避難行動要支援者を把握し、その情報を市の防災担当や福祉担当だけでなく、自治会組織も含めて共有することが重要であり、避難行動要支援者台帳と避難行動要支援者避難支援計画の作成を推進します。
- 災害時に適切な被災者支援を行えるよう、災害ボランティア本部機能を充実していきます。

## 【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの登下校時の見守りや、高齢者の消費者被害の防止に向けて、地域ぐるみの防犯活動の促進、防犯に向けた情報発信を行います。</li> <li>○地域での防災意識の重要性を周知し、防災活動を促進します。</li> </ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発災時のスムーズな災害ボランティア本部の立ち上げと、運営等に向けて、定期的な訓練等を行います。</li> <li>○災害ボランティアの活動内容の周知と養成を行います。</li> </ul>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近所の子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないように見守りましょう。</li> <li>○地域でどのような犯罪や事故が発生しているか、情報を確認しましょう。</li> <li>○地域の防災訓練に参加しましょう。</li> <li>○地域の危険箇所や避難方法の確認、非常持出品、家庭内備蓄品を確認しておきましょう。</li> <li>○近所で防犯・防災の話題を出し、意識を高めましょう。</li> <li>○自身に要介護の必要や障害があり避難時に支援が必要になると思われる場合、周りの人に声をかけておきましょう。</li> </ul>

## 【具体的な取り組み】

### ①防災・防犯の地域づくりの促進

事業名	事業の概要	担当
防犯・交通安全の推進活動に取り組む団体との連携強化	子どもの登下校時の見守りや、高齢者の消費者被害の防止など、地域ぐるみの防犯活動や関連機関と連携した交通安全活動を促進します。	くらし安全課
高齢者等の見守りネットワークの設置	高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人の消費者被害を防ぐため、地域で見守り支え合う体制を構築します。	くらし安全課
園児等の安心安全のための職員向け防犯講座	幼稚園、保育園、放課後児童クラブなどの職員向けに防犯講座を実施します。	子育て支援課 保育・幼稚園課
自主防災会の体制強化	地域住民の防災意識を高め、地域で協力し合う体制を強化します。	地域防災課
市民防災リーダー育成講座	防災の専門家等による講話、実技訓練などを通して広く防災に関する知識や技術を身に付け、日頃の防災対策推進や災害発生時の応急対応で地域防災の牽引役となる人材を育成するとともに自主防災組織等の地域防災力の向上を図ります。	地域防災課

事業名	事業の概要	担当
災害ボランティア本部開設と運営	南海トラフ巨大地震や台風等による被害が発生したときに備え、災害ボランティア本部の開設訓練を関係部署と連携し開催します。	地域福祉課 社会福祉協議会
避難行動要支援者への支援	毎年、自治会及び民生委員・児童委員の協力により避難行動要支援者台帳の更新を行います。 また、避難行動要支援者避難支援計画の作成を推進します。	地域福祉課
志太榛原地区社会福祉協議会との連携事業	志太榛原地区の社会福祉協議会と連携し、災害時のための講演会を開催するとともに活動する市民の輪を広げます。	社会福祉協議会



## (5) 福祉団体、市民グループの活動の促進



### 【現状と課題】

#### 福祉団体や市民グループへの活動支援

地域で活動している福祉団体や市民グループに対して、様々な支援を行っています。今後は、随時活動上の課題や活動内容の把握を行い、各団体・グループの状況にあった適切な支援を行い、活動の継続と活性化を支援します。

また、22の団体がボランティア連絡協議会に加入し、活動しています。このほか、NPO団体等の活動もみられますが、活動内容を把握できていない団体もみられるので、今後は、NPO団体等の活動上の課題等を把握し、活動が活性化するよう支援を行います。

### 【施策の方向性】

- 地域福祉を支える各活動団体・グループに対して、それぞれの課題や活動内容等に応じて、様々な支援を行っていきます。
- 福祉団体や市民グループの活動の広がりが、より地域住民の福祉や課題解決につながるよう実態把握、サポートを進めていきます。
- 高齢者が社会の現役として引き続き活躍する場を整備していきます。

### 【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉を支えるNPO団体等の活動内容等を把握し、活動への支援を行います。</li> <li>○シルバー人材センターの人材確保、活動の活性化を支援します。</li> </ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動をする人が、活動を安全に行い、継続させていくための相談や支援を行います。</li> </ul>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動やNPO団体等の活動に関心を持ちましょう。</li> <li>○身近に活動・拠点への参加、利用をためらう人がいたときは、活動の内容を伝え、参加のきっかけを持てるようにしましょう。</li> </ul>



## 【具体的な取り組み】

### ①団体活動（市民活動団体、福祉関係団体等）への支援の充実

事業名	事業の概要	担当
市民公益活動事業費補助事業	まちづくりを市民と協働で推進するため、地域の活性化や地域の課題解決を目指して活動する市民活動団体に補助金を交付し、まちづくり活動を支援します。	市民協働課
福祉関係団体への活動助成事業	福祉関係団体に対し活動費の助成を行い、円滑な活動を支援します。	社会福祉協議会
シルバー人材センターの支援	高齢者の持つ経験や知識等を生かして地域社会で働くことを通じて生きがいを得ると同時に社会に貢献することなどを目的に、種々の業務に取り組んでいるシルバー人材センターの活動を支援していきます。	商工課

### ②ボランティア活動促進のための支援

事業名	事業の概要	担当
ボランティア連絡協議会運営支援	ボランティア連絡協議会の活動が円滑に進むよう、活動費助成と運営支援を行います。	社会福祉協議会



## 基本目標3 地域福祉のしくみづくり

地域で困っている人を支えるための公的な施策・事業・サービスは、時代の変化や社会の要請に基づき、順次進められてきています。その一方で、生活課題は複雑化・多様化しており、必要としている人に情報が届いていなかったり、相談を受けても本質や背景、関連する潜在的な課題を捉えきれなかったり、体制の不備や人材不足等により必要な支援を実行できなかったりするなど、様々な課題があります。

今後は、一人ひとりが抱えている問題に対して、課題を的確に捉え、支援につなげられるよう、市や社会福祉協議会が中心となり、一つの部署・機関だけではなく、関連するあらゆる分野が連携し取り組んでいく必要があります。さらに、必要な人に対して公正・公平に必要な支援を行えるよう、適切な制度の運用を進めていくこと、さらには、支援に必要な体制整備・人材の確保育成に向けて、様々な取り組みを進めていきます。

### (1) 福祉施策実施体制の充実



#### 【現状と課題】

#### 市、社会福祉協議会の支援体制の充実、強化

地域福祉の支援が必要な人の多くは、制度の狭間で支援の対象に該当せず、周囲からの支援を必要としています。また、多様で複合的な課題を抱える困窮者もみられることから、状況がより深刻になる前に問題解決に着手するためには、市の各部署の連携はもちろん、社会福祉協議会や市内の関係機関との連携も不可欠です。こうした、横断的な支援体制の構築、充実を絶え間なく続けていくことが必要です。

また、民生委員・児童委員や地域福祉推進委員、自治会との連携強化を進めるとともに、各団体・機関の横のつながり、連携を広げ、充実し、それぞれの特長を生かしながら協働できる体制の構築が必要です。

#### 定期的に進捗状況を共有、一体的な事業の推進

主に事業主体である市と実践主体である社会福祉協議会は、これまでも連携して事業を推進してきました。今後も、引き続き事業を実施していくためには、主管課だけではなく、各関係課等を含めて進捗や課題を共有し、ともに検証し、一丸となって改善していくことが必要です。

## 【施策の方向性】

- 地域の生活課題の解決に向けて、庁内の連携体制・支援体制を構築します。
- 福祉施策の実施に当たっては、市と社会福祉協議会で施策の進捗状況を共有しながら進めていきます。また、合同で施策効果の検証を進めていきます。
- 自治会や民生委員・児童委員など、地域について詳しい団体や組織との連携・協働の強化を進めます。
- これまでの施策や事業を継続して進めると同時に、新たな課題解決や新規事業の検討・実現に向けて、職員の意識やスキルも向上させていきます。

## 【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あらゆる支援を行えるよう、庁内の連携体制、支援体制の構築、充実を進めます。</li> <li>○社会福祉協議会との連携による推進体制、事業の進捗管理体制の確立、充実を進めていきます。</li> </ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の事業者や活動団体、社会福祉法人等との協力体制の整備、拡充に努めます。</li> <li>○市との連携による推進体制、事業の進捗管理体制の確立、充実を進めていきます。</li> <li>○民生委員・児童委員や地域活動団体等との連携を強化・拡充し、地域の課題把握や支援の充実を図ります。</li> </ul>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困りごとを抱えているときは、遠慮なく民生委員・児童委員や市役所、社会福祉協議会に相談しましょう。</li> <li>○困りごとを抱えている人を知ったときは、遠慮なく相談するよう促しましょう。</li> </ul>

## 【具体的な取り組み】

### ①組織内連携、組織間連携の充実強化

事業名	事業の概要	担当
庁内連携体制の構築	制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人（世帯）について、庁内の各部署が連携し把握していきます。	地域福祉課
包括的な支援体制の構築	制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人（世帯）について、必要なサービスや支援が提供できるよう、市と社会福祉協議会及び関係機関・団体が連携し、包括的な支援体制を構築します。	地域福祉課 社会福祉協議会
生きるを支えるやいづきずなプランネットワーク会議・推進対策本部会議	市民・関係機関・団体・行政が、自ら命を絶つことに関する共通した認識を持ち、『生きるを支えるやいづきずなプラン』に関する取り組みの進行状況や新たな課題の整理を行います。	地域福祉課

事業名	事業の概要	担当
地域ケア会議及び地域ケア推進会議の推進	ケアマネジメント支援や課題解決に必要な資源の開発及びそのネットワーク化、地域課題の把握と対応策の検討等を進めるために地域ケア会議を開催します。また、その会議で指摘された課題のうち、市全体で取り組むべき課題等については、地域ケア推進会議を開催して対応していきます。	地域包括ケア推進課

## ②緊急措置対応

事業名	事業の概要	担当
貸付事業 (生活福祉資金・小口福祉資金)	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、必要な資金を貸し付けし、社会福祉協議会や民生委員・児童委員が必要な相談支援を行うことにより世帯の経済的な自立と生活の安定を図ります。 生活困窮者自立支援法と連携した制度です。	社会福祉協議会
援護事業 (旅費欠援護、火事罹災者援護)	旅費のない行旅者に、JR切符を支給します。 火災罹災者に対し、見舞金を支給します。	社会福祉協議会



## (2) 包括的な相談支援体制の充実



### 【現状と課題】

#### 多様化、複雑化する課題に対応するための相談窓口、庁内連携体制の充実

市の相談対応は、くらし安全課やこども相談センター、地域福祉課が主な窓口となっており、社会福祉協議会においても、毎週月曜日から金曜日に、市民からの悩みごとや困りごとに対応する「ふくしなんでも相談事業」を行っています。

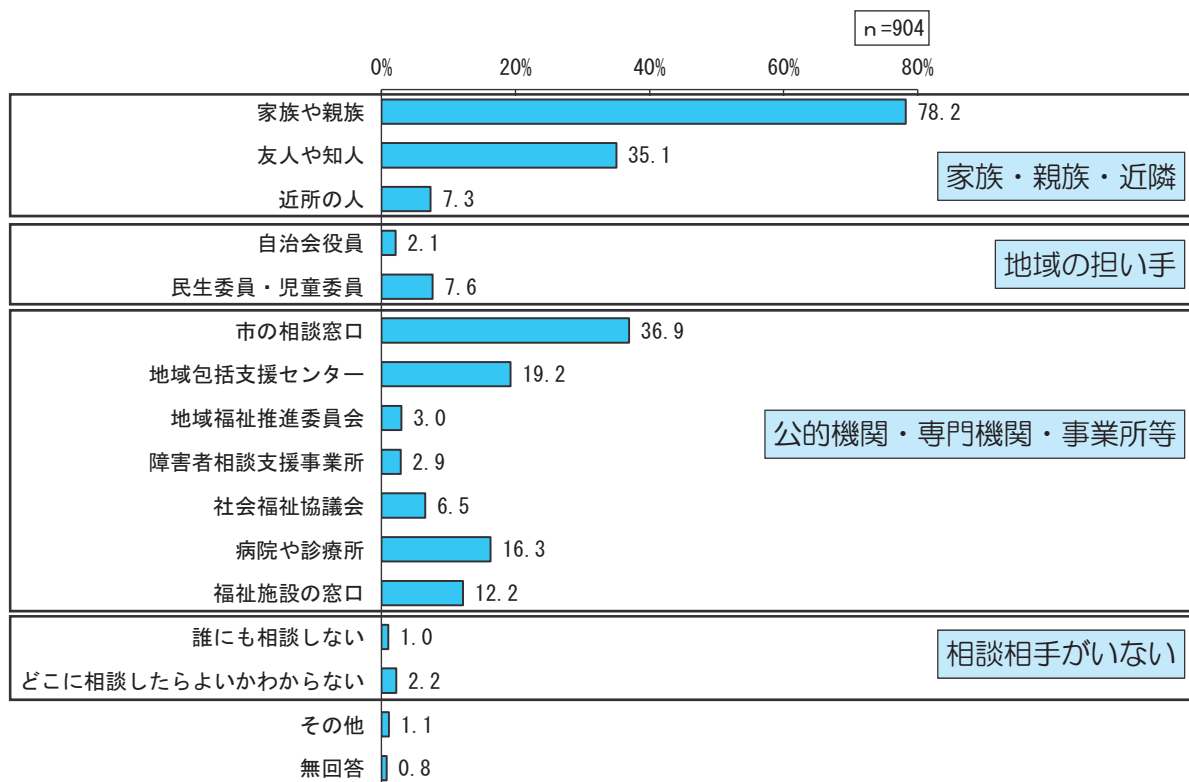
現在は、それぞれの窓口において相談対応を行っていますが、相談内容と関連して支援が必要な状況を把握した際の連携については、相談内容に応じてその都度対応しており、支援に時間を要するケースがみられます。また、相談内容の背景にある根本的な要因について、把握できず課題の解決につながらなかったケースもあります。

今後は、複数の困りごとを抱える人を連携して支援する庁内や関係機関等との連携体制の確立、充実が必要です。また、相談内容の背景にある根本的な要因や生活環境、本人だけでなく家族も含めた包括的な課題を把握し、解決につなげるための職員の資質向上や、課題解決力の向上が必要です。

#### 多様な相談窓口の推進

市民アンケートによると、生活上の困りごと、福祉サービス利用の相談先として「家族や親族」、「友人や知人」等身近な人を選ぶ回答が多くみられます。また、公的機関・専門機関・事業所等の中では「市の相談窓口」、「地域包括支援センター」、「病院や診療所」など、相談内容に応じて相談先を選んでいる人が多いとみられます。その一方で、地域の担い手である「自治会役員」と「民生委員・児童委員」はいずれも10%以下と少数になっています。多くの市民は、目的の内容に応じて相談先を選んでいるとみられますが、身近な地域の担い手である民生委員・児童委員に相談することができること、そこから必要な支援につながることを知っていただくための啓発、情報発信が必要です。

また、「誰にも相談しない」(1.0%)、「どこに相談したらよいかわからない」(2.2%)が少数ながらみられることから、困りごとは遠慮なく相談すること、身近に相談相手がいることを啓発していく必要があります。



## 権利擁護の充実

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者は年々増えています。これらの人の権利擁護支援の一つである日常生活自立支援事業の利用者数は毎年70人程度みられます。支援対象者の増加に伴い、今後制度利用が増える可能性があることから、社会福祉協議会の権利擁護センターや関係機関と連携し、支援の必要な人それぞれの状況に応じて適切な対応ができるよう、権利擁護に対する理解と啓発が必要です。

なお、成年後見制度の利用促進については、第5章に記載しています。

## 【施策の方向性】

- 支援が必要な人に対する相談体制や緊急措置対応、そのために必要な庁内及び関係機関との連携体制の充実を図ります。
- 支援が必要な人だけでなく、その家族や知人、介護者等を含めて包括的に課題を把握し、支援につなげる仕組みを充実させ、「断らない相談」の実現を目指します。
- 困ったときの相談先が多様に整備されていることを周知し、多くの市民が悩みごとや困りごとを抱え込まずに相談できることを周知します。
- 市民の悩みごとや困りごと、生活上の課題の複雑化、多様化が進んでいることから、より効果的な支援の実施に向けて、市、社会福祉協議会、関係機関等と連携した相談支援体制の構築、充実を進めます。
- 支援の必要な人に権利擁護に関する必要なサービスを提供できるよう、実施体制の充実を図るとともに、制度の理解促進に向けた情報発信を図ります。
- 対面や電話による相談支援だけでなく、リモートでも相談ができる体制の整備を検討していきます。

## 【役割分担】

<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各分野の相談窓口を一元化し、包括的な相談支援体制を構築します。</li> <li>○各相談窓口において、相談者の困りごと、その背景を的確に把握し、必要な支援につなげます。</li> <li>○相談内容に対応できるよう、庁内各課、関係機関等との事例情報の共有化、支援方法の検討等を行い、連携体制の充実を図ります。</li> <li>○身近な地域から公的機関、医療機関まで多様な相談先が整備されていることを周知、情報発信します。</li> </ul>
<p>社会福祉協議会の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の中での困りごとの把握、社会福祉協議会窓口での相談対応を行い、必要な支援につなげます。</li> <li>○あらゆる地域生活課題に対応し、個別支援と地域づくりに向けた支援を一体的に行い、重層的支援体制整備を進めます。</li> </ul>
<p>市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったことが起きたときには、一人で抱え込んだり、家族だけで解決しようとせず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。</li> <li>○子どもや高齢者への虐待、DVなどの話を見聞きしたときは、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会の相談窓口へ連絡しましょう。</li> <li>○困りごとや悩みごとを抱えている人がいたら、相談するよう伝え、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会の相談窓口を紹介しましょう。</li> </ul>

## 【具体的な取り組み】

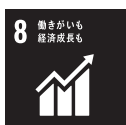
### ①相談体制の充実

事業名	事業の概要	担当
相談支援事業	市民生活の安定と向上を図るため、市民相談員や消費生活相談員等が市民からの相談に対応します。	くらし安全課
こども家庭相談	児童虐待やドメスティック・バイオレンスに関すること、子どもに関する全般的な相談を行います。	こども相談センター
子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児及びその保護者が相互に交流を図る場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言、子育て及び子育て支援に関する講習等を行います。	子育て支援課
子育てコンシェルジュ等による多様かつ総合的な子育て支援 (利用者支援事業)	子育てに関する情報をわかりやすく伝える、子育てサービスの案内人(子育てコンシェルジュ)を配置し、妊娠・出産から子育てまでの様々な不安や悩みに対して、総合的に相談支援や情報提供を行います。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当
子育て世代包括支援センター	主に妊娠・出産に関する様々な不安や悩みを相談できる窓口を設置し、母子手帳の交付以降、保健師・助産師が妊娠・出産から子育てまで総合的に相談支援や情報提供を行います。	健康づくり課
女性相談事業	女性専門の相談窓口で、女性が抱える様々な悩みを解決する手助けを行います。	市民協働課
自立相談支援事業	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、相談支援員が就労、その他の自立に関する相談に継続的に応じ、相談者とともに作成したプランを基に適切な事業の情報提供やつなぎ等の支援を行います。	地域福祉課
ふくしなんでも相談事業	生活に関する悩みごとや日常生活に関する困りごと等について、相談対応を行います。	社会福祉協議会
生きる支援総合窓口の設置	様々な悩みを持つ住民が必要な相談窓口に的確につながるよう支援します。	地域福祉課
障害者基幹相談支援センターの設置	障害者に対して、総合的な相談支援や情報提供を行います。また、相談支援事業所の後方支援の役割を担い、障害者とその家族が安心して相談できる体制づくりを行います。	地域福祉課
障害者の相談支援事業	障害を持つ人やその家族を対象に、生活上の困りごとや福祉サービスの利用に関する相談支援を行います。 また、自立した社会生活を送ることができるよう、一人ひとりに合わせたサービス等利用計画を作成します。	社会福祉協議会
地域包括支援センターによる高齢者の総合相談	介護や福祉に関わる相談、高齢者に対する虐待の防止や権利擁護に関する様々な相談に対応します。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者あんしん相談事業	ひとり暮らし高齢者で支援につながっていない人に対し、電話相談及び個別訪問を実施します。	地域包括ケア推進課
外国人のための相談体制	外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の相談体制を充実します。	市民協働課
権利擁護センター	弁護士や司法書士、社会福祉士等と連携を図りながら、あらゆる権利擁護に関する相談に応じます。また、権利擁護の理解と啓発のための講演会等を開催します。	社会福祉協議会



### (3) 福祉サービスの充実



#### 【現状と課題】

##### 福祉サービス実施主体への支援体制の充実、人材確保

公的な福祉サービスとして、高齢者保健福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、貧困対策、自殺対策等、多様な支援体制が整備されています。その一方で、地域の事業者、活動団体からは、「人材不足」、「新しいスタッフが入ってこない」等の意見がみられます。福祉人材の不足は、多くの自治体で同様の課題を抱えており、全国的な課題であるといえます。

今後は、地域を支える福祉サービスにおいて、必要な人材の確保育成など、事業者等の課題に即した支援策の検討、充実が必要です。

また、「制度の狭間」にあつて公的な支援が整備されていない課題の解消、市民への支援に向けて、福祉サービスの実施主体と市、社会福祉協議会、関係機関等との連携体制の充実、効果的な支援体制の検討、構築も必要です。

##### 障害や要介護の状況に応じた外出支援の充実

社会福祉協議会では、自力での外出が困難な障害者や高齢者を対象に、重度身体障害者移動支援や運転ボランティアの派遣、福祉車両の貸し出しを行っています。

このうち、重度身体障害者移動支援は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施するもので、重度身体障害者の外出時にヘルパーによる移動の介助等を行っています。なお、近年では、土曜日や日曜日の利用希望が増加しており、その実現の可否や、実施に当たっての人材の確保、実施体制の整備等の検討が必要です。

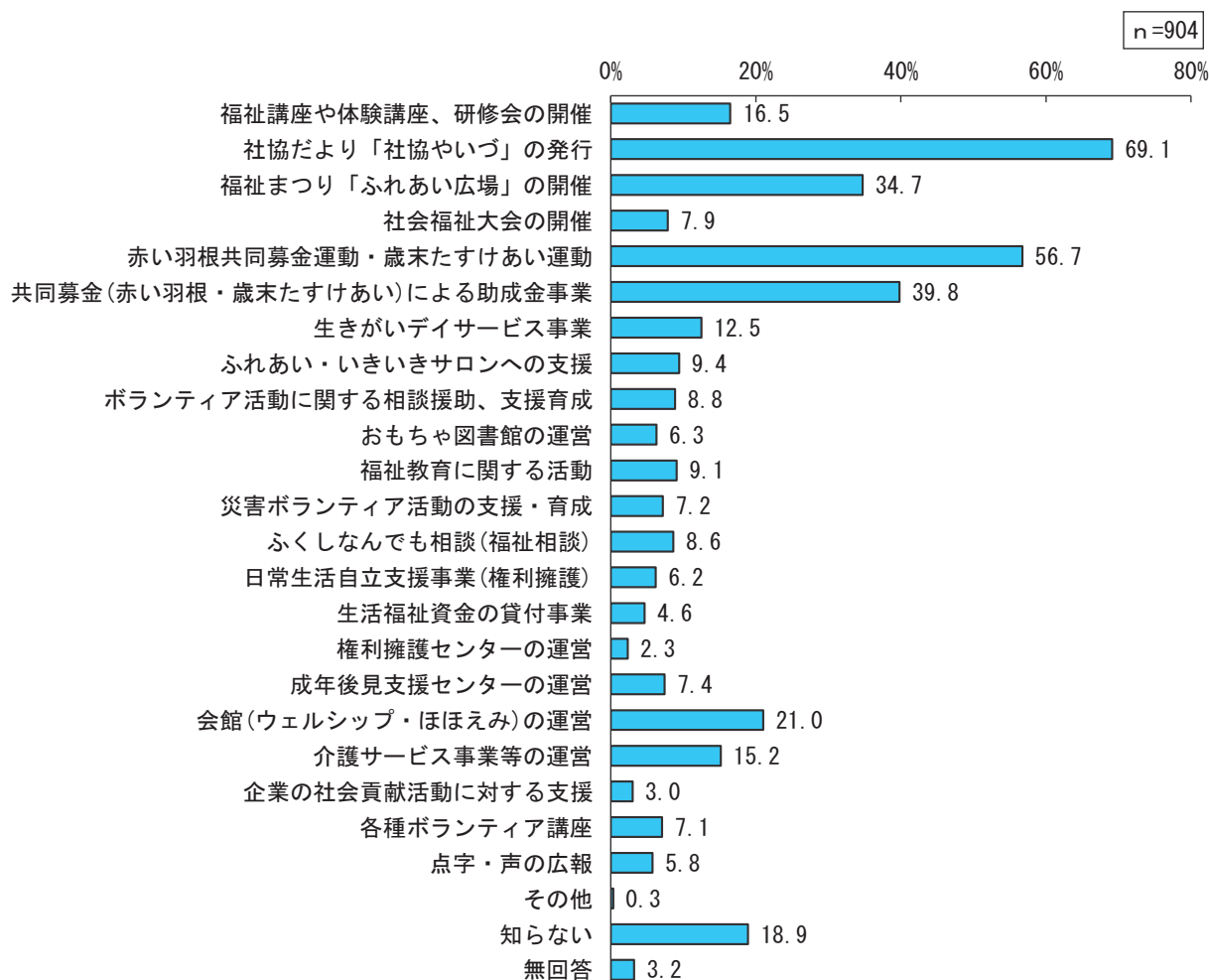
また、福祉車両の貸し出しについては年間延べ 400 件程度の利用があります。

今後は、高齢化の進行等により外出支援のニーズが増えるとみられ、事業を担える事業者や、福祉車両の運転ボランティアの確保、育成が必要です。

##### 社会福祉協議会の事業の推進

社会福祉協議会による福祉サービスは、新型コロナウイルス感染症の流行による中止・延期を除いて、ほぼ計画どおり実施できており、多くの市民や団体に参加していただいています。その一方で、市民アンケートにおける社会福祉協議会事業の認知度をみると、半数以上の市民に知られている事業は「社協やいづ」の発行、「赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動」があります。

今後は、これまでどおり社会福祉協議会の事業を着実に推進するとともに、事業のPRや市民への参加促進等の取り組みが必要です。



### 【施策の方向性】

- 公的な福祉支援制度の実施体制を充実するとともに、市民への制度の広報、PRに努めます。
- 地域の福祉を担う、民間事業所やボランティア団体、NPO団体等における、福祉サービスに必要な人材の確保、育成の効果的な支援策を推進します。
- 移動が困難な障害者、高齢者が希望に応じて外出できるよう支援を行い、自立支援の充実を促進します。
- 制度の狭間の市民を漏らさず支援し、課題解消に向かえるよう、庁内や関係機関等の連携による、情報共有、支援体制の充実を図ります。
- 高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備促進に努めます。
- 必要な支援を適切に利用できるよう、制度の周知、啓発に努めます。
- 必要な人に助成が届くよう、情報発信を充実します。また、自分に相談や支援が必要であるとの自覚がない人に、気づいていただけるような該当者別の表示を行うなど、啓発方法・内容等の工夫・改善に努めます。
- 介護現場での人材不足が進む中で、サービスの質の向上を図りながら、介護人材の確保と育成を一体的な取り組みとして計画的に推進します。

## 【役割分担】

市の役割	<p>○公的な支援体制の整備、連携体制の充実を図ります。</p> <p>○制度の狭間の支援の充実に努めるとともに、潜在的な支援ニーズを把握するため、支援要請を待つことなく介入することも含めた、支援体制の整備を推進します。</p> <p>○市民に対して的確な制度の利用促進、支援制度の内容、利用方法等の広報、PRを行います。</p>
社会福祉協議会の役割	<p>○地域福祉の充実に向けた事業の実施及び関係機関との連携体制の充実を図ります。</p> <p>○必要な人に必要な支援が届くよう、サービスの充実に努めます。</p> <p>○「どのような人がどのような支援を利用できるか」といった情報を随時発信していきます。</p>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<p>○市には、どのような福祉サービス・制度があるのか、調べてみましょう。また、自分や家族が利用条件に該当し、支援を必要としているときは、市や社会福祉協議会に相談しましょう。</p> <p>○困りごと、悩みごとを抱えたときに、「自分には支援が必要だ」ということを認識し、ためらわずに市窓口をたずね、必要な支援について、相談しましょう。</p> <p>○身近に支援が必要と思われる人がいたら、関係機関を紹介しましょう。また、民生委員・児童委員に相談しましょう。</p>

## 【具体的な取り組み】

### ①福祉サービスの充実に向けた支援

事業名	事業の概要	担当
介護入門的研修開催	元気な中高年齢者や就業していない女性を対象とした介護に関する入門的な研修を実施し、市内介護サービス事業所への就労等を促します。	介護保険課
焼津市障害者自立支援ネットワークの開催	サービス提供者が互いに情報共有や関係づくりを行い、サービスの質の向上を図れるよう、焼津市障害者自立支援ネットワークの各連絡会を継続的に開催します。	地域福祉課
会食型給食サービス事業	ボランティアグループ「あじさいの会」へ事業を委託しています。市内を10か所に分け、年8回各公民館等を会場に、ひとり暮らし高齢者にボランティアが手作りしたお弁当を会食形式で開催しています。	社会福祉協議会

事業名	事業の概要	担当
生きがい活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、日帰りで日常動作訓練や趣味活動等のサービスを保健福祉事業として提供し、生きがいを持てる健やかな生活の確保に必要な支援を行います。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。	家庭・子ども支援課 社会福祉協議会
地域包括支援センターによる支援	要支援の人のための介護予防ケアプランを作成し、必要な支援を行います。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
障害福祉サービスの提供	障害の種別に関わらず、障害のある人が安心して地域で自立した生活が送れるように身体介護・家事援助・同行援護を行います。	社会福祉協議会
高齢者等福祉サービスの提供	高齢者等が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護保険サービスやその他の適切なサービスを提供します。	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	日常生活に不安のある高齢者や、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。	社会福祉協議会

## ②移動に関する支援

事業名	事業の概要	担当
外出時の移動支援事業(重度身体障害者移動支援)	障害者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加における、外出時の移動支援を行います。	社会福祉協議会
福祉車両(ハンディキャブ)貸出事業	身体障害者や歩行困難な人に対し、車いすのまま乗れるリフト付きの福祉車両(ハンディキャブ)の貸し出しと管理を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会
移動支援(地域生活支援事業)	単独では外出困難な障害者(児)が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、移動の介助等を行います。	地域福祉課

## (4) 重点的な対応が必要な市民への支援強化



### 【現状と課題】

#### 生活困窮者の自立支援に向けた体制整備

困窮に至る要因は様々であり、それぞれのケースに対して、庁内で連携を取りながら対応に努めています。

今後は、それぞれの相談内容に対して、自立につながるよう各担当の枠にとらわれずに状況を把握し、支援につなげる必要があります。また、支援の分野を広げ、多くの生活困窮者を支援し、自立した生活ができるよう、体制整備が必要です。

#### 地域のコミュニティに入らない・入れない人への支援

本人や家族の事情により、地域のコミュニティに参加しない、又は、参加できない人がみられます。また、外国人においては、生活ルールを理解不足や文化習慣の違いにより、地域のコミュニティに参加できない人もみられます。このような住民は地域の中で孤立しがちになり、課題があっても自分では発信できず、支援が困難になります。

今後は、地域のコミュニティに入らない・入れない人の有無や実態を把握し、どのような支援が必要か検討していくことが必要です。

#### 潜在化しやすいニート、引きこもり、虐待、DV等の把握、支援の充実

生活困窮につながる可能性の高いニートや引きこもりの人は、その実態を把握することが困難です。本人の存在が知られていなかったり、家族が実態を隠すケースもみられます。また、家庭内での虐待やDVについても、本人や家族が誰にも相談できず、潜在化しやすいことが課題です。

今後は、地域住民との協力により、潜在している課題を把握するとともに、支援が必要な人及びその家族等も含めて支援できるよう体制の整備、充実が必要です。また、地域活動への参加、就労促進につなげることも必要です。

#### 生活保護制度の適切な運用

生活保護受給世帯は、平成21年度から令和元年度までの10年間で2倍近い増加となっています。高齢化により、今後も変動する可能性があります。

今後は、失業や収入の減少により生活を維持できない人の生活を守るため、法制度に基づき生活保護制度の適切な運用を図ることが必要です。

## 【施策の方向性】

- 制度の狭間で公的な支援の利用が困難な人に対して、実態を把握し、フォーマル・インフォーマル様々な施策・事業を活用し、適切な支援につなげていきます。
- 生活困窮者自立支援のメニューの拡充を図り、生活困窮者の状況に応じた早期解決・自立へ向けた支援を推進していきます。また、自立した生活が困難な市民に対して遠慮なく相談するよう、また、利用できる支援内容等について広報・啓発を図ります。
- 課題を抱え込みながらも表面化しない人、相談や支援を受け入れられない人の実態把握に努めるとともに、状況に応じて関係機関との協議、連携により、積極的な介入（アウトリーチ）の取り組みを推進します。
- 制度の狭間の市民を漏らさず支援し、課題解消に向かえるよう、庁内や関係機関等の連携による、情報共有、支援体制の充実を図ります。
- 課題解消に時間を要するケースについては、継続的な支援体制の整備を図ります。
- 地域のコミュニティに入らない・入れない外国人や特別な事情を抱えている住民に対して、本人や家族に寄り添い、必要な支援の検討、実行を図ります。

## 【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○潜在的な課題、地域コミュニティとのつながりの課題を抱えている人を把握し、必要な支援につなげます。</li><li>○支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう、適切な制度運用を推進します。</li><li>○相談をためらわず、遠慮なく市や社会福祉協議会に相談するよう啓発を図ります。</li><li>○事業実施体制の充実、支援メニューの拡充を図るとともに、相談者の自立につながるような支援の実施に努めます。</li><li>○課題の状況に応じて、積極的な介入を行えるよう体制・制度の整備を進めます。</li><li>○相談者に寄り添い、長期的な対応を視野に入れながら、伴走する支援に努めます。</li></ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○相談を受けたときは、市と情報を共有し、地域と連携しながら、課題を抱えている人への支援を行います。</li><li>○支援を必要とする人を把握したときは、市や民生委員・児童委員等と連携しながら、アプローチを図り、支援を行います。</li></ul>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域に関心を持ち、近所の人と交流の機会をもちましょう。</li><li>○自立した生活が難しくなったときには、早めに市の相談窓口にご相談し、自立のために必要な支援やサービスを受けましょう。</li><li>○生活支援が必要な人に気づいたら、関係機関への相談を勧めるとともに、市の相談窓口や地域の民生委員・児童委員にご相談しましょう。</li></ul>

## 【具体的な取り組み】

### ①多様な課題への対応

事業名	事業の概要	担当
ニートや引きこもりの人の社会参加促進	ニートや引きこもりの人が地域活動や就労できるよう、本人の状況に応じた活動の場、活動内容の検討、社会参加の促進を行います。	地域福祉課
家庭・子ども支援事業	<p>長期化・深刻化した不登校児童・生徒を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーなどの専門職やこども相談センターなどの専門機関と緊密に連携し、ケース会議をしたり家庭訪問したりするなど、家庭・子どもへの総合的な支援を行います。</p> <p>また、経済的な問題を抱える家庭へ情報提供等の支援や、様々な困りごとから学校生活に不安を感じている家庭への支援を行います。</p>	家庭・子ども支援課
学校運営協議会設置事業	「わたしたちの地域のわたしたちの学校」を合言葉に、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が両輪となった取り組みを充実させながら、学校や地域が抱える課題を解決するとともに、学校と地域が連携・協働（共育）し、当事者意識を持って子どもの成長を支えていく学校づくりを進めるコミュニティ・スクールを目指します。	学校教育課

### ②生活困窮者の自立支援

事業名	事業の概要	担当
生活困窮者自立支援事業の推進	<p>現在は、自立相談支援事業（生活困窮者が抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握）や住居確保給付金（経済的に困窮し、住居を喪失した者に対し給付金を支給）など、6つの事業による支援体制を整備しています。</p> <p>支援が必要な人の状況把握を進めながら、対応メニューを充実させていきます。</p>	地域福祉課
生活困窮者の自立相談体制の構築	生活困窮者自立支援事業の実施に当たり、関係機関との協力体制の整備を進め、対象者の自立を支援できるネットワークを作ります。	地域福祉課
経済的困窮家庭への就学費用等の支援	<p>経済的理由によって、小・中学校の教育費の負担が困難な家庭を対象にした学用品費等の援助（就学援助制度）、高等学校等の就学が困難な者を対象にした学資の貸与を行います。</p>	教育総務課 地域福祉課

事業名	事業の概要	担当
生活困窮世帯の子どもへの学習支援	生活保護受給世帯等の子どもを対象に、学習支援及び教育相談を実施し、学ぶ機会の提供により、進学促進と就職による自立促進を図ります。	地域福祉課
居住の安定の確保	住まいのセーフティネットである公営住宅を必要とする人に適切に供給されるよう市営住宅の適切な供給管理や入居者管理を行います。	住宅・公共建築課

### ③外国人住民への支援

事業名	事業の概要	担当
外国人児童生徒教育支援事業	市内小・中学校に通う日本語の習得が不十分な児童生徒のために、外国人児童生徒支援員による日本語指導や学習指導を行います。また、学校からの通知等の翻訳や面談等での通訳を行います。	学校教育課
外国人住民の地域活動への参加促進	地域団体へのサポートの充実など、関係機関、団体が協働し、外国人住民が地域社会の一員として活躍するための環境整備に努めます。	市民協働課

### ④再犯予防活動の支援

事業名	事業の概要	担当
保護司の活動支援	犯罪をしてしまった人や非行少年の更生、社会復帰を支援する保護司の活動を支援するため、その活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置運営を支援します。	地域福祉課



## (5) 情報提供の充実

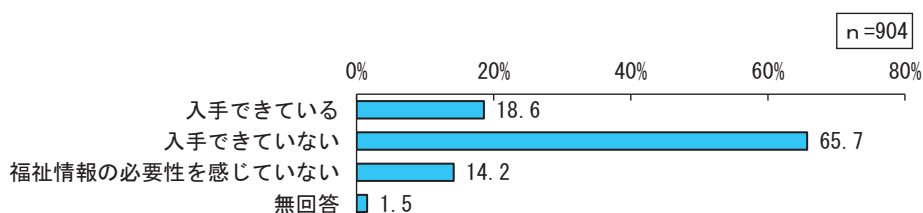


### 【現状と課題】

#### 自分に必要な福祉情報へのアクセスの改善

市民アンケートによると、必要な福祉情報を入手できていない人は65.7%となっています。市では、市ホームページや広報紙、市の窓口において、各種情報を発信していますが、多くの市民に伝わっていない状況となっています。

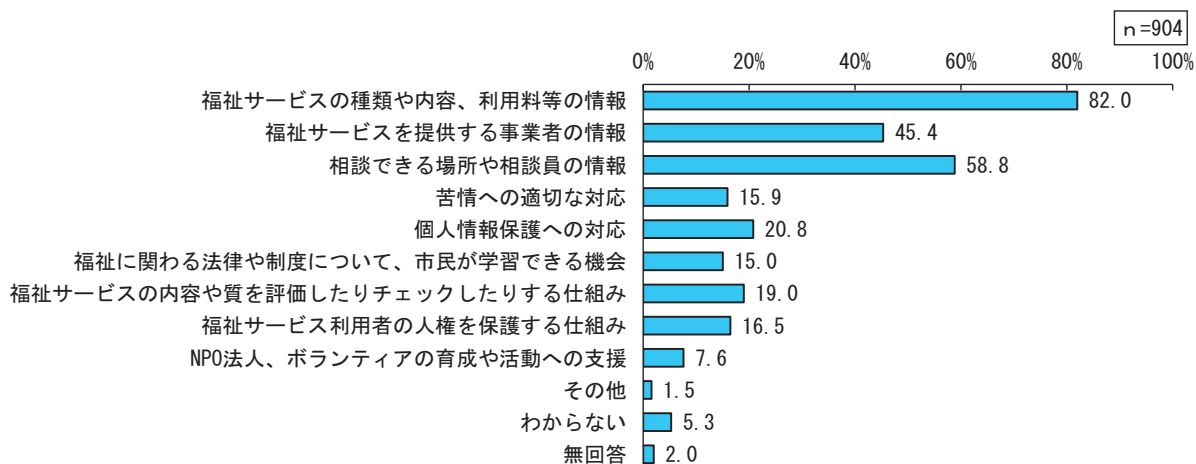
今後は、市民の誰もが、必要なときに必要な情報が得られるよう、福祉情報へのアクセスの方法の検討、改善（情報のバリアフリー）を進めるとともに、ホームページや広報紙等において、表現や紙面構成の検証、改善が必要です。



#### 市民に必要な情報の検証、発信内容の改善

市民アンケートによると、福祉サービスを安心して利用するために必要なこととして、「福祉サービスの種類や内容、利用料等の情報」が8割を超えており、サービスの情報が大きな判断材料となっています。

今後は、市民に必要な情報が何かを検証するとともに、情報がわかりやすく、すぐ見つけられ、支援を必要とする人に必要な情報が届けられるよう、発信内容・方法の改善が必要です。



## 【施策の方向性】

- 多くの市民がアクセスしやすく、わかりやすい情報発信の手段として、市ホームページの効果的な活用、改善を図ります。
- 「必要な人に必要な情報」を的確に伝えるため、また、地域福祉について関心を高める（動機や気づきとなる）ため、効果的な情報提供の方策を検討し、絶え間なく改善・効果の把握を続けながら、多様な手段を活用して情報発信を行います。
- 公共施設等を訪問する機会のない人、広報紙を読んだりホームページにアクセスしたりすることのない人に対し、必要な情報を伝えるための手段や方法を検討し、実践していきます。
- 障害のある人や高齢者、ひとり親家庭、日本語でのコミュニケーションが取れない人など、情報へのアクセスが容易ではない住民に考慮した情報のバリアフリーを進めていきます。
- 広報紙や情報冊子等を読みやすくなるよう改善していきます。

## 【役割分担】

市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○多くの市民が必要とする福祉情報をわかりやすく、アクセスしやすい手段として、SNS や市ホームページ、広報紙を活用した情報発信を行います。</li><li>○相談窓口に、コミュニケーションボードや外国語のガイドブックを配置します。</li></ul>
社会福祉協議会の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○伝わりやすく、興味を持ってもらえる広報誌、チラシづくりを行います。</li><li>○時代の変化に即した、情報発信手段、内容の検討、導入を行います。</li></ul>
市民、地域の役割 (できること、お願いしたいこと)	<ul style="list-style-type: none"><li>○耳寄りな情報があれば、近所の人にも伝えましょう。</li><li>○支援やサービスを必要とする人に、知っている情報を伝えましょう。</li></ul>

## 【具体的な取り組み】

### ①制度やサービスに関する情報の提供

事業名	事業の概要	担当
地域福祉の事業、活動、サービスの情報提供の充実	ホームページや広報紙で、わかりやすい情報を随時更新し伝えます。	地域福祉課 社会福祉協議会
市ホームページの充実	市民にわかりやすいホームページになるように努めます。	シティセールス課
多言語での情報提供	広報紙や生活ガイドブックなどにより、多言語で情報提供を行います。	市民協働課
やいちゃんのA I 総合案内(チャットボット)の活用	市ホームページ及びLINE で利用できるチャットボットサービスにより市民の質問に24時間365日A I が自動回答します。	シティセールス課
LINE による情報発信	焼津市LINE 公式アカウントで利用者が希望する情報を定期的に配信します。	シティセールス課
『社協やいづ』発行事業	社会福祉協議会事業のPRや募集・報告など、読まれる広報誌の発行に努めます。	社会福祉協議会
社会福祉協議会ホームページの充実	ホームページの特性を生かし、情報更新を随時行い、社会福祉協議会活動のPRに努めます。	社会福祉協議会
点字広報・声の広報発行事業	視覚障害者や活字を読むことが困難な人に、市や社会福祉協議会が発行している広報紙等をボランティア団体が点訳・音訳をして郵送します。	地域福祉課 社会福祉協議会

### ②市ホームページや広報紙を活用した意識啓発

事業名	事業の概要	担当
市ホームページや広報紙を活用した関連情報の発信	市ホームページや広報紙において、地域福祉を多くの市民に知っていただけるよう、福祉や障害等の関連情報を掲載します。	地域福祉課

## 第5章 成年後見制度の利用促進

---

この章を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」という。)第14条第1項に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)として位置付けます。

# 1 制度の概要

## (1) 成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、その他の精神上の障害等により、自分一人で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に利用促進法を施行し、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

利用促進法第 14 条第 1 項には、市町村の講じる措置として、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

本市においては、平成 28 年 4 月に焼津市社会福祉協議会が権利擁護センターを開設し、成年後見制度に関する相談受付や、制度の普及啓発活動を行い、申立や適切なサービスにつなげています。

また、令和 2 年 5 月に市が焼津市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」という。）を開設し、焼津市社会福祉協議会に業務を委託しています。成年後見支援センターでは、地域包括支援センターなどが受けた権利擁護相談を、本人にふさわしい支援につなげるためのコーディネーターや、市民後見人の育成などの業務を行っています。

近年、本市においても認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の増加傾向が続いており、本人の権利財産を守るために成年後見制度を適切かつ効果的に利用促進を図っていくことの必要性が高まっています。そのため、本市において支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画にその施策を盛り込むこととし、もって「第 1 期焼津市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「成年後見促進計画」という。）として位置付けることとしました。

## (2) 施策の推進と進捗確認

成年後見制度に関わる関係団体の協力のもと、庁内関係部署が連携して本章に定める施策を推進するとともに、施策の進捗状況の確認は、広く関係者の意見を聴取することを目的に開催する焼津市成年後見制度利用促進懇話会を中心に行います。

## 2 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況

### (1) 本市の制度利用が見込まれる高齢者の状況

焼津市の人口は平成 21 年度以降減少傾向が続いており、令和元年度には 139,543 人となっています。

これを年齢区分別にみると、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少している一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、令和元年度の高齢者は 40,623 人で高齢化率は 29.1%となっています。なお、高齢者人口・高齢化率は、今後も増加傾向が続くとみられ、令和 7 年度（2025 年度）に 41,566 人（30.6%）になることが見込まれています。

また、市内の近年の認知症高齢者数の推移や厚生労働省の将来推計をみると、今後認知症の人が増加していく傾向が続くとみられ、高齢者の地域での暮らしに重要な対策の一つとして、認知症の人やその家族を支える体制づくりの推進、支援の充実が求められています。

#### ①人口及び高齢化率の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総人口	141,452 人	140,671 人	139,929 人	139,543 人
65 歳以上人口	39,483 人	40,129 人	40,440 人	40,623 人
高齢化率	27.9%	28.5%	28.9%	29.1%

出典：住民基本台帳（各年 9 月末）

#### ②認知症高齢者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症高齢者数	3,768 人	3,876 人	4,182 人	4,413 人

出典：介護保険課（各年度末現在）

### (2) 本市の制度利用が見込まれる障害者の状況

令和元年度末の療育手帳所持者は 1,234 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 851 人となっており、5 年前の平成 26 年度は療育手帳所持者 1,039 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 668 人であったことから、増加傾向にあります。

障害のある人を在宅で介助・支援している家族・親族は、自分が面倒をみることができなくなった場合に、介助・支援を受けている障害のある人が自立した日常生活を送ることについて、不安に感じているという人が多くみられます。

今後も障害のある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護の体制の充実に取り組む必要があります。

### ①療育手帳所持者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 重度	402 人	414 人	424 人	425 人
B 中重度	707 人	733 人	766 人	809 人
計	1,109 人	1,147 人	1,190 人	1,234 人

出典：地域福祉課（各年度末時点）

### ②精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	81 人	74 人	68 人	63 人
2 級	454 人	500 人	485 人	501 人
3 級	225 人	259 人	258 人	287 人
計	760 人	833 人	811 人	851 人

出典：地域福祉課（各年度末時点）

## （3）本市の数値からみえる成年後見制度を取り巻く状況

令和2年11月4日時点における本市の成年後見制度の利用者数は、合計で276人であり、平成30年12月末日時点と比べ11人（4.2%）の増加となっています。なお、全体の7割程度を成年後見の類型が占めています。

### ①本市の成年後見制度の利用者数

	成年後見	保佐	補助	任意後見	計
平成 30 年 12 月 末 日 時 点	200 人	45 人	20 人	0 人	265 人
令和 2 年 11 月 4 日 時 点	192 人	54 人	30 人	0 人	276 人

出典：静岡家庭裁判所提供資料

※上記の数値は自庁統計に基づく概数であり、今後集計整理により異動訂正が生じることがある。

※後見、保佐、補助の各開始及び任意後見監督人の選任事件を対象としている。

※数値は、本人が実際に住んでいる場所（施設、病院等を含む。）を基準としており、住民票上の住所と一致するとは限らない。

### ②市長申立件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	8	8	13	10
障害者	1	1	0	0

出典：地域包括ケア推進課、地域福祉課

③成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数及び助成額）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	件数（件）	8	8	13	10
	金額（円）	59,880	52,520	82,478	85,841
障害者	件数（件）	0	0	0	0
	金額（円）	0	0	0	0
計	件数（件）	8	8	13	10
	金額（円）	59,880	52,520	82,478	85,841

出典：地域包括ケア推進課、地域福祉課

④成年後見制度利用支援事業（成年後見人等報酬助成件数及び助成額）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者	件数（件）	11	17	18	23
	金額（円）	2,523,526	3,460,513	3,624,240	4,822,048
障害者	件数（件）	2	2	2	2
	金額（円）	476,000	476,000	476,000	460,000
計	件数（件）	13	19	20	25
	金額（円）	2,999,526	3,936,513	4,100,240	5,282,048

出典：地域包括ケア推進課、地域福祉課

⑤焼津市社会福祉協議会 法人後見新規受任件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
後見	1	1	0	1
保佐	0	0	1	0
補助	0	0	0	0
合計	1	1	1	1

※R 2 年 10 月末現在の累計は 6 件

出典：焼津市社会福祉協議会

⑥焼津市社会福祉協議会 権利擁護センターにおける相談受付件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	97	54	65	52

※権利擁護センター及びふくしなんでも相談における成年後見制度に関する相談の合計

出典：焼津市社会福祉協議会

⑦焼津市社会福祉協議会 司法書士による権利擁護相談における相談件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	21	14	16	14

出典：焼津市社会福祉協議会



⑨焼津市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業利用者数（各年度3月末日時点）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症高齢者	12	10	9	9
知的障害者	24	27	27	29
精神障害者	15	16	17	16
その他	16	15	15	16
合計（人）	67	68	68	70

出典：焼津市社会福祉協議会

⑨焼津市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業から成年後見制度利用への移行件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者移行（人）	1	3	2	0

出典：焼津市社会福祉協議会

⑩焼津市成年後見支援センター 令和2年5月～11月の相談受付実績

対象者	相談受付件数（件）	割合
高齢者	58	77.3%
知的障害者	2	2.7%
精神障害者	9	12.0%
その他	6	8.0%
計	75	100.0%

出典：焼津市社会福祉協議会

⑪地域包括支援センター 権利擁護事業における相談・訪問件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
権利擁護に関する相談	232	201	403	490
権利擁護に関する訪問	145	132	173	253

出典：焼津の福祉

#### （4）3市1町市民後見人養成の取り組み状況

3市1町（本市、藤枝市、島田市、川根本町）では、広域で養成講座を開催し、市民後見人の育成を図っています。

講座修了者数と市民後見人候補者名簿に登録した人数（本市のみの集計）

	平成29年度講座 （第1期生）	平成30年度講座 （第2期生）	令和元年度講座 （第3期生）
受講者数	8	3	7
講座修了者数	5	3	5
市民後見人候補者 名簿登録者数	4	1	（令和3年4月に 登録予定）

出典：地域福祉課

### 3 成年後見制度利用に関する本市の課題

#### (1) 現状からみえる本市の課題

- ①市民アンケート調査の結果では「成年後見制度」を「名前も制度の内容も知っている」と回答された人は3割程度でした。地域として、成年後見制度を必要としている人の発見・気づきを早期に得るためにも、より多くの市民への制度の理解の浸透を図っていく必要があります。
- ②本市では、権利擁護を必要としている人は年々増加しています。市では、平成31年4月に、ひとり暮らし、もしくは、高齢者のみの世帯の認知症高齢者数、及び、ひとり暮らし、グループホーム入居、もしくは、障害者のみの世帯の知的障害者、精神障害者数を調査しました。その結果、親族以外の第三者後見人を必要とする人は約2,900人であるとの予測を立てました。その一方で、令和2年11月4日時点の本市における成年後見制度の利用者数は276人とどまっており、権利擁護を必要としている人の数に比べ、実際に成年後見制度を利用している人はかなり少ない状況にあります。

特に、「焼津市成年後見支援センター 令和2年5月～11月における相談受付件数」から、高齢者と比して極端に、障害者からの相談が少ない現状がみられます。また、市長申立件数から、障害者の制度利用が少ないことが推察されます。
- ③市民アンケート調査の結果では、将来的な「成年後見制度」の利用意向を持つ回答が37.6%でした。後見人等と本人との関係では、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が多くを占めていますが、専門職が受任できる件数にも限りがあり、今後、増加及び複雑化するニーズに応えるためにも、専門職後見人だけでなく、市民後見人、法人後見など多様な担い手が活動する環境を整備していく必要があります。

#### (2) 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所へのアンケート結果からみえる課題

- ①「成年後見制度をテーマにしたセミナーを開催しても、民生委員やサービス事業所の参加は多いが、一般の人の参加が少ない。」「制度について、理解のみが浸透したとしても、間違った解釈が独り歩きしてしまう可能性もある。」といった意見があり、制度の周知・啓発をしていくことはもとより、ケースごと丁寧な対応で理解を促していくことが求められています。
- ②「申立支援の際において親族の協力が得られない場合、申立は司法書士の先生にお願いしたり、市長申立につなげていく。直接よく知っている先生に相談し、そのままお願いしてしまっているのが現状。」といった意見からは、本人にふさわしい候補者を受任調整する仕組みが求められていることがうかがえます。
- ③「地域包括支援センターだけの検討では、法律的なニーズの判断は難しい。現状は、司法書士と社会福祉士との権利擁護勉強会、社会福祉協議会の権利擁護相談会、法テラス等に個々に相談しているので、複数の職種からアドバイスをいただける仕組みがあればと思う。」といった意見からは、適切なケース対応に向けた体制の構築が求められています。
- ④「後見人等と被後見人等の関係が悪化しているケースについて、現状としては被後見人の要望を聞いて後見人等に伝えることしかできない状況である。」という意見から、チームに

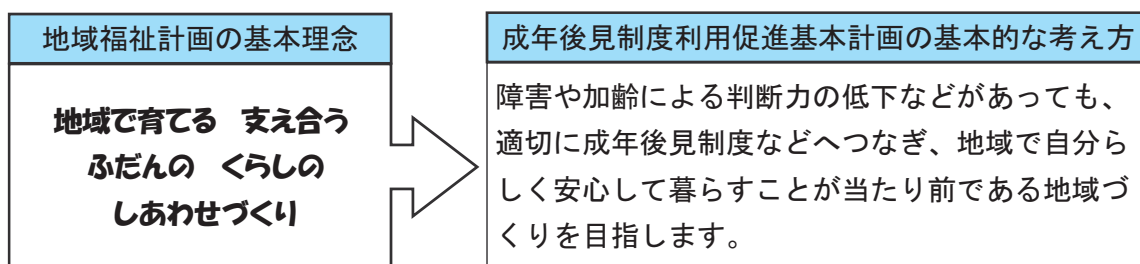
よる日常的な実態の把握と気づきの共有を図り、チームとして対応する体制づくりが求められていることがうかがえます。

- ⑤「後見ニーズがあると判断しても、制度につながらない場合がある。」と回答した障害者相談支援事業所は、4事業所のうち3事業所でした。その理由として「本人が了承しない。家族の反対がある。」「申請をする段階で生い立ちや身内の情報を聞くことになるということで、高齢の親が嫌がってしまった。」といったものが挙げられており、障害者それぞれの特性に応じた対応の工夫や、家族の理解を得ることができているかが課題となっています。

## 4 課題解決に向けた基本的な考え方、取り組み及び目標

### (1) 基本的な考え方

こうした現状把握と課題抽出を前提として、第3章で掲げた計画全体の基本理念を踏まえた成年後見制度利用促進基本計画における施策の推進の基本的な考え方は次のとおりです。



この基本的な考え方を実現するために、次の基本的な取り組みを推進します。

### (2) 基本的な取り組み及び目標

#### ①市民に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化

権利擁護を必要としている人が適切に相談窓口につながる環境整備(制度の周知・啓発)をしていきます。

制度の周知の際は、財産管理だけでなく、身上保護も重視した制度であること、いずれにおいても、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取っていく「意思決定支援」を重視した制度であるということを伝えていきます。

特に、障害者やその家族及び障害者支援を行う関係機関に対しては、そういった福祉的視点を重視した制度であることを、具体例を交えながら、わかりやすく伝えることを意識し周知を図っていきます。

事業	事業の概要	担当	令和8年度の目標
広報・啓発	チラシ、広報紙等で広く市民に成年後見制度を広報します。また、講演会では、映像などによりわかりやすく正確な情報を発信するとともに、ウェブ配信等を取り入れていきます。	地域福祉課 社会福祉協議会	市広報紙や社協だよりへの掲載(隔年掲載) 講演会の年1回開催

## ②本人の意思を丁寧にくみ取った相談対応

相談の背景に潜む様々な生活課題を見極めながら、支援の必要性や適切な支援内容の検討、本人の意思決定支援をしていきます。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、それぞれの特性に応じて、例を出してわかりやすく成年後見制度などの説明をし、制度利用によるメリットを伝えていきます。

今すぐ成年後見制度が必要でない場合であっても、いざ制度が必要になったときにスムーズに相談や手続きができるよう「こうなったら制度を利用する」というシミュレーションを、本人、家族等と共有を図れるような相談対応を目指します。ケースに応じ、任意後見制度の利用も相談者と検討していきます。

また、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業からの適切な移行と、法人後見も視野に入れた本人にふさわしい後見人等の候補者の検討をするなど、関連制度と成年後見制度との連携をより一層強化します。

事業	事業の概要	担当	令和8年度の目標
相談受付・ アセスメント・ 支援の検討	財産の保全の観点だけでなく、身上保護等、福祉的な観点も重視した制度ということを相談受付の段階で伝えていきます。いずれの観点においても、本人の意思決定支援の視点を強く意識しながら、相談対応に努めます。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会	利用者がメリットを実感できる本市の運用・仕組み(次の③～⑥が整備されている環境)を案内できるようになっている。

## ③ケース会議において専門職からの助言及び専門的判断を受ける体制の構築

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が受けた相談のうち、成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議を開催し、類型・代理権の範囲、申立人の調整、市長申立の必要性、本人にふさわしい後見人等候補者の検討などを行う体制を整備します。この際、専門職団体に派遣を依頼し、専門的な立場からの助言を得られる仕組みを整備します。

さらに、困難事例等があった場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士の各専門職が同席している3市1町成年後見推進委員会（本市、藤枝市、島田市、川根本町で構成）の場で諮ります。

事業	事業の概要	担当	令和8年度の目標
成年後見制度の 利用促進	成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議を開催します。	地域福祉課 社会福祉協議会	年12回

#### ④成年後見制度利用支援事業の継続

判断能力が不十分な人の権利を守るため、市長による後見開始の申立などにより成年後見制度利用を支援します。また、後見人等への報酬の支払いが困難な場合は、後見人等への報酬助成も行います。

事業	事業の概要	担当	令和5年度の目標
成年後見制度 の利用促進	成年後見制度利用支援事業により、申立支援及び報酬助成を行います。	(高齢者) 地域包括ケア推進課	50件
		(障害者) 地域福祉課	5件

※高齢者の目標値は、第9期ほほえみプラン21より引用。令和8年度の目標は、第10期ほほえみプラン21策定時に設定します。

#### ⑤多様な担い手の育成・人材の確保

市民後見人には、被後見人と同じ市民としての目線で、見守りや意思決定支援に重点をおいた後見活動を期待し、市民後見人養成講座を継続します。

また、焼津市社会福祉協議会が行う法人後見は、組織対応による後見活動ができる重要な担い手として位置付けていきます。

被後見人の多様なニーズに応じていくため、弁護士や司法書士、社会福祉士だけでなく、市民後見人や法人後見人など、多様な後見人等の担い手の確保に努めます。

事業	事業の概要	担当	令和5年度の目標
成年後見制度 の利用促進	市民後見人養成講座を開催します。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会	市民後見人候補者 名簿登録者 15人

※令和8年度の目標は、第10期ほほえみプラン21策定時に、整合を図りながら設定します。

#### ⑥後見人等への支援体制の整備

親族後見人や市民後見人が一人で悩まないように、日常的な相談に応じ、必要な場合は、専門職や家庭裁判所からの助言を受けて対応できる相談支援体制を整備します。

事業	事業の概要	担当	令和8年度の目標
後見人等への支援	本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって本人と後見人等を見守り、継続的に把握し適切に対応する体制を構築します。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 社会福祉協議会	法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人等を支えるチームへの支援を実施している。

## 5 成年後見制度の利用促進に向けて、重点的に取り組む事項

### 重点取組1 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営

市では令和2年5月18日に焼津市成年後見支援センターを開所し、焼津市社会福祉協議会に運営を委託しています。地域連携ネットワークが、今後、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を備えていくに当たり、焼津市成年後見支援センター及び実施主体である市が中心となり、関係機関と連携・分担しながら、推進していきます。

また、広報機能、相談機能を優先して整備しつつ、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を段階的に整備し、それぞれの機能において目指す姿を実現していくことで、政策的な判断・対応を行う市と支援の実践・連携を担う焼津市成年後見支援センターを中核機関として位置付けていきます。(地域連携ネットワークについては、重点取組2を参照)

#### (1) 焼津市成年後見支援センターの概要

- |        |                |
|--------|----------------|
| 【名称】   | 焼津市成年後見支援センター  |
| 【拠点】   | 焼津市総合福祉会館1階    |
| 【実施主体】 | 焼津市            |
| 【運営主体】 | (福) 焼津市社会福祉協議会 |
| 【設置日】  | 令和2年5月18日      |

#### (2) 焼津市成年後見支援センターが中心となり推進していくこと

##### ① 広報機能

周りの人の気づきを向上させて、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につなげるために、判断能力の低下に伴って発生する問題や成年後見制度のメリット等を周知します。

##### 【具体的に取り組む事項】

- 講演会、研修会の実施
- ホームページ作成・広報紙への掲載
- チラシを作成し、関係機関に配布

##### 【取り組みのポイント】

- 法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、任意後見を含めた早期利用を念頭においた内容を伝える。
- 市民後見人への関心を高め、養成講座の受講につなげる。
- 市民に対して制度の理解を広め、制度利用への抵抗感の解消、利用促進につなげる。

##### 【目指す姿】

- 制度を本人、家族、住民、地域の福祉関係者が理解する。
- 本人に身近な人が発見・気づき、相談につながりやすくなる。
- 相談が行われやすい環境が整う。

## ②相談機能

相談しやすい環境を整備するために、成年後見制度に関する相談窓口を常設するとともに、相談支援機関が開催する権利擁護方針等を検討する会議等に、必要に応じ成年後見支援センター職員が参加し、制度利用等に関する助言を行います。

### 【具体的に取り組む事項】

- 相談窓口の常設
- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が開催する、権利擁護方針等を検討する会議への参加

### 【取り組みのポイント】

- 関係機関や地域の専門職との連携体制の確立、充実を図る。
- 相談窓口の開設場所、相談できる内容の周知を図る。
- 制度利用につなげるため、断続的に相談対応をする。
- 本人、親族等の状況に応じた柔軟な相談対応をする。

### 【目指す姿】

- これまで、地域包括支援センター等の相談支援機関ごとに個別に行っていた、成年後見制度の利用につなげるかどうかの判断が、成年後見支援センター職員の視点が入ることで、より専門的な知見により検討が行われる。

## ③成年後見制度利用促進機能

相談支援機関が開催する会議等で、成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議の場を設定・調整します。センター職員や市職員（高齢者部門の市長申立担当、障害者部門の市長申立担当、生活保護担当、地域包括ケア推進担当等）、相談支援機関職員、その他関係機関が参加するほか、専門職団体に専門職の派遣を依頼し、法的、福祉的に複雑な案件に対応する環境を整えます。

また、市民後見人養成講座（基礎講座・実務講座）を修了した本市の修了生について、実際に市民後見人として活躍することができるよう、法人後見支援員としての実務経験を支援し、市民後見人へ移行するまでの調整を行います。

### 【具体的に取り組む事項】

- 成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催
- 市民後見人養成講座（基礎講座・実務講座）修了生のフォローアップ研修への参加促進、実務経験の場の確保、活動支援

### 【取り組みのポイント】

- ケース会議への専門職の参加をコーディネートし、後見制度申立の可否検討や、適切な後見人等候補者推薦のための検討を行う。
- 市民後見人への移行を見据えた、法人後見支援員としての実務経験と受任調整を行う。
- 後見人等候補者の的確な推薦や後見人等への支援のため、家庭裁判所と調整・連携を図る。

**【目指す姿】**

- 弁護士、司法書士等の専門職からの助言及び専門的判断を受ける体制を構築し、会議を積み上げることにより、地域包括支援センター等の相談支援機関が専門的判断を必要とする場合の解決能力の向上が図られている。
- 市民後見人養成講座の修了生が、市民後見人として活動をしている。

※市民後見人養成講座の開講等、3市1町での取り組みは後述します。

**④後見人支援機能**

十分な研修や組織的な支援を受けることができない親族後見人等が一人で悩みや問題を抱えないようにするために、日常的な相談に対応するとともに、本人の判断能力に変化があった場合など、適切な支援を継続できるように、支援チームからの相談にも対応します。

**【具体的に取る項目】**

- 相談窓口の常設
- 本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、権限の妥当性や後見人等の追加・交代を検討する必要がある場合、ケース会議を開催する。

**【取り組みのポイント】**

- 市民後見人からの相談だけでなく、親族後見人等からの日常的な相談にも対応する。
- 後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、専門職の参加をコーディネートする。
- 家庭裁判所との連絡調整により情報共有を行う。
- 本人の権利擁護の実施状況について、必要な場合は対応する。

**【目指す姿】**

- 市民後見人や親族後見人等が不明なことを相談し、適切な支援を受けられる。これらにより不正防止につながる。
- 家庭裁判所との間で連携・調整が行われ、必要と判断された場合には類型変更や、後見人等の交代等が行われる。
- 親族や後見人等の理解不足、知識不足による不正や意図的な不正行為の予防、早期発見につながる。



## 重点取組 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

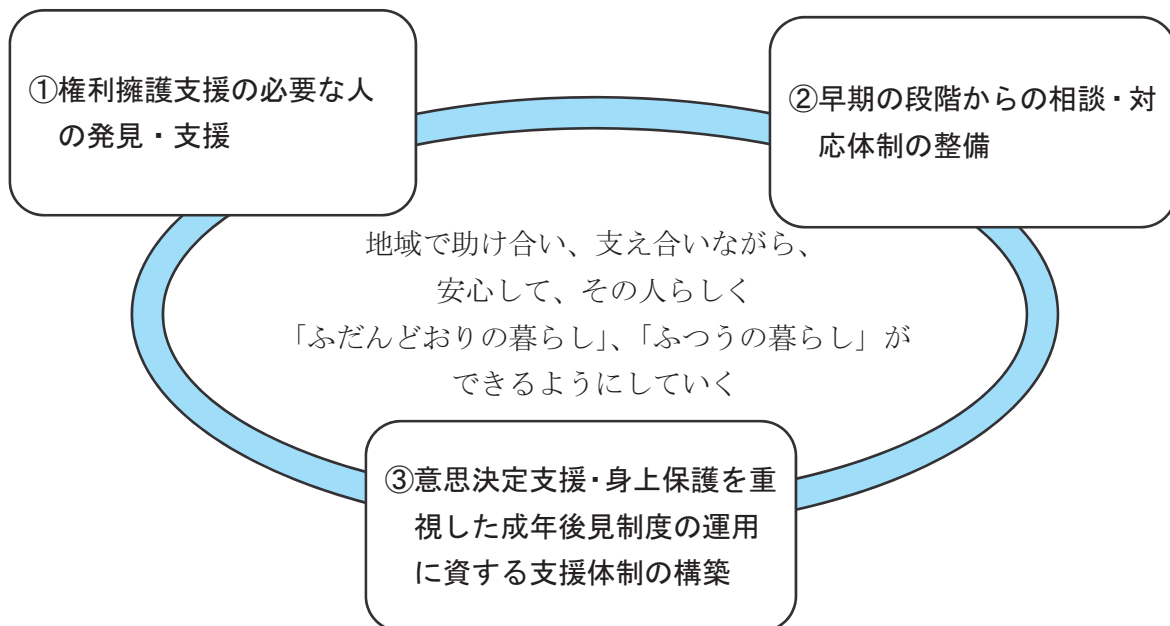
判断能力が不十分な人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を丁寧にくみ取った権利擁護支援につなげるために、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、市、社会福祉協議会などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。

また、段階ごとに関係機関が参集し、それぞれの役割を明確にして、本人をチームで支援できる体制を整えます。(図を参照)

特に、低所得者やひとり暮らし等、地域社会からの孤立のリスクが高い人のニーズを的確に把握できるよう、関係機関が課題認識を共有し、権利擁護のための連携を図っていきます。

### (1) ネットワーク構築の目的

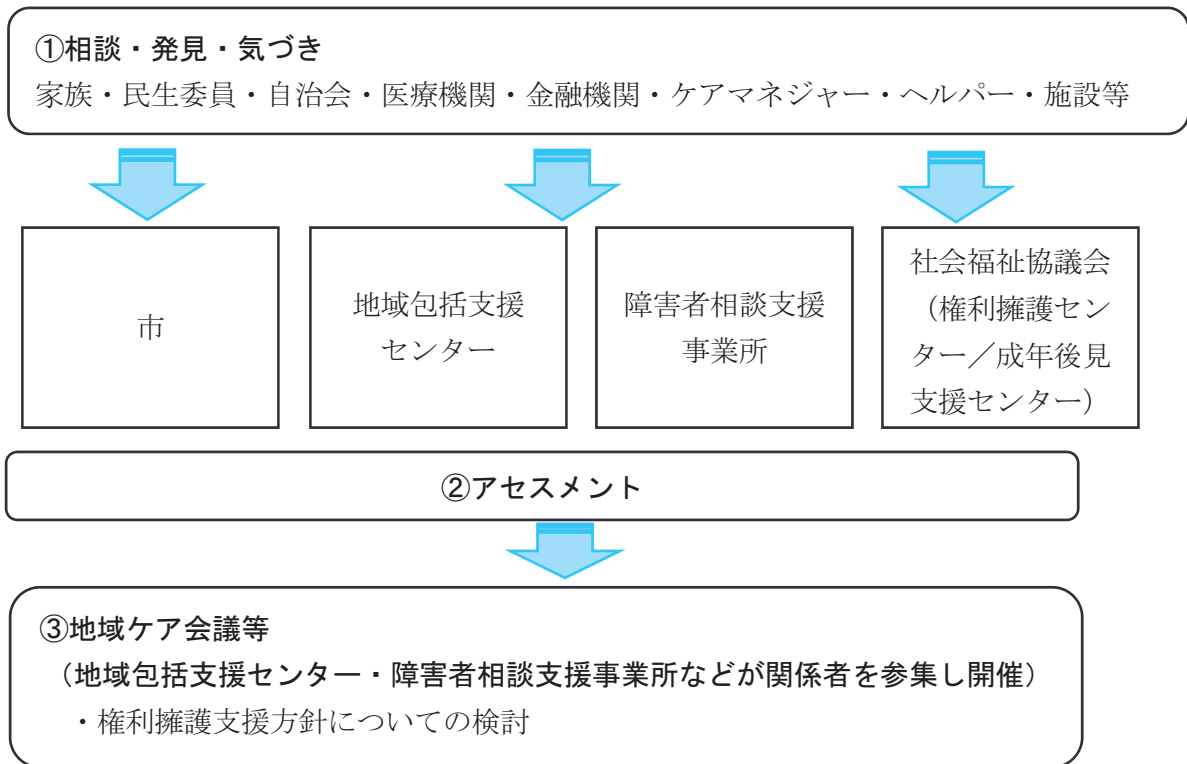
ネットワークの構築は、次の3つの目的を果たすことを念頭に行います。このことにより、地域福祉計画の基本理念に込められた思い“地域で助け合い、支え合いながら、安心して、その人らしく「ふだんどおりの暮らし」、「ふつうの暮らし」ができる”ことにつながっていくことを目指します。



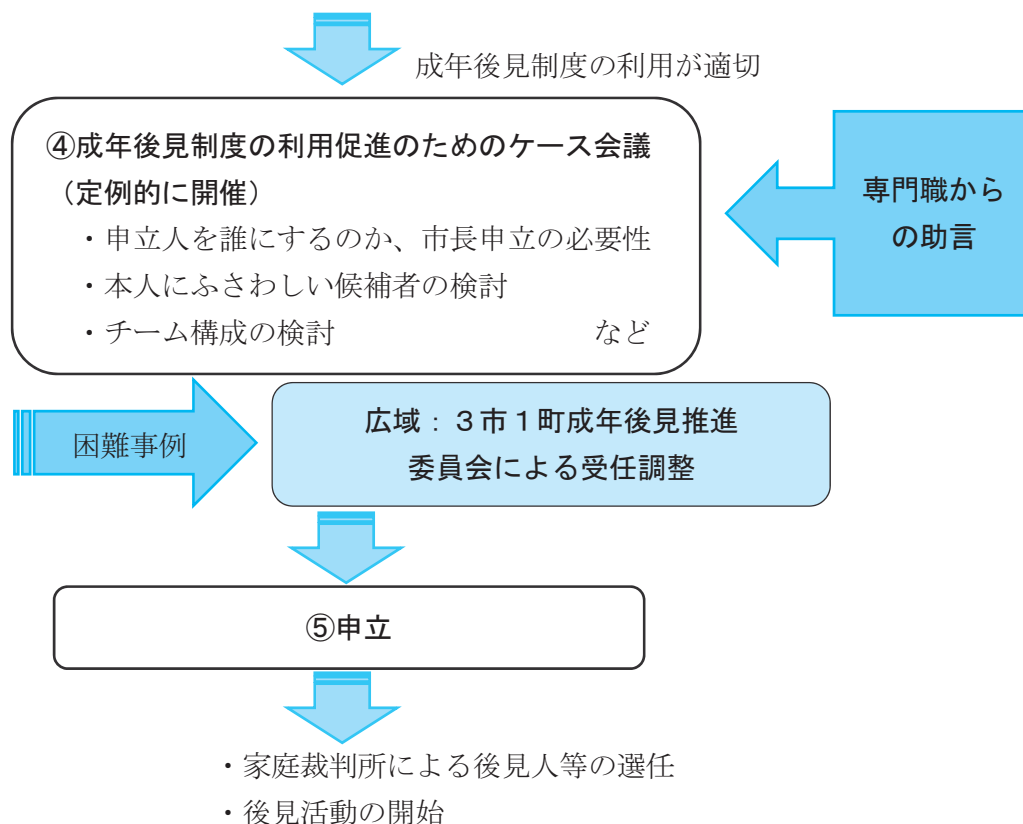
また、中核機関が中心となり、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の中で、後見人等による不正の発生防止に向けて、意識向上を図ります。

## (2) 今後の取り組み

- 身近な人が権利擁護の必要性に早期に気づけるための、周知・広報

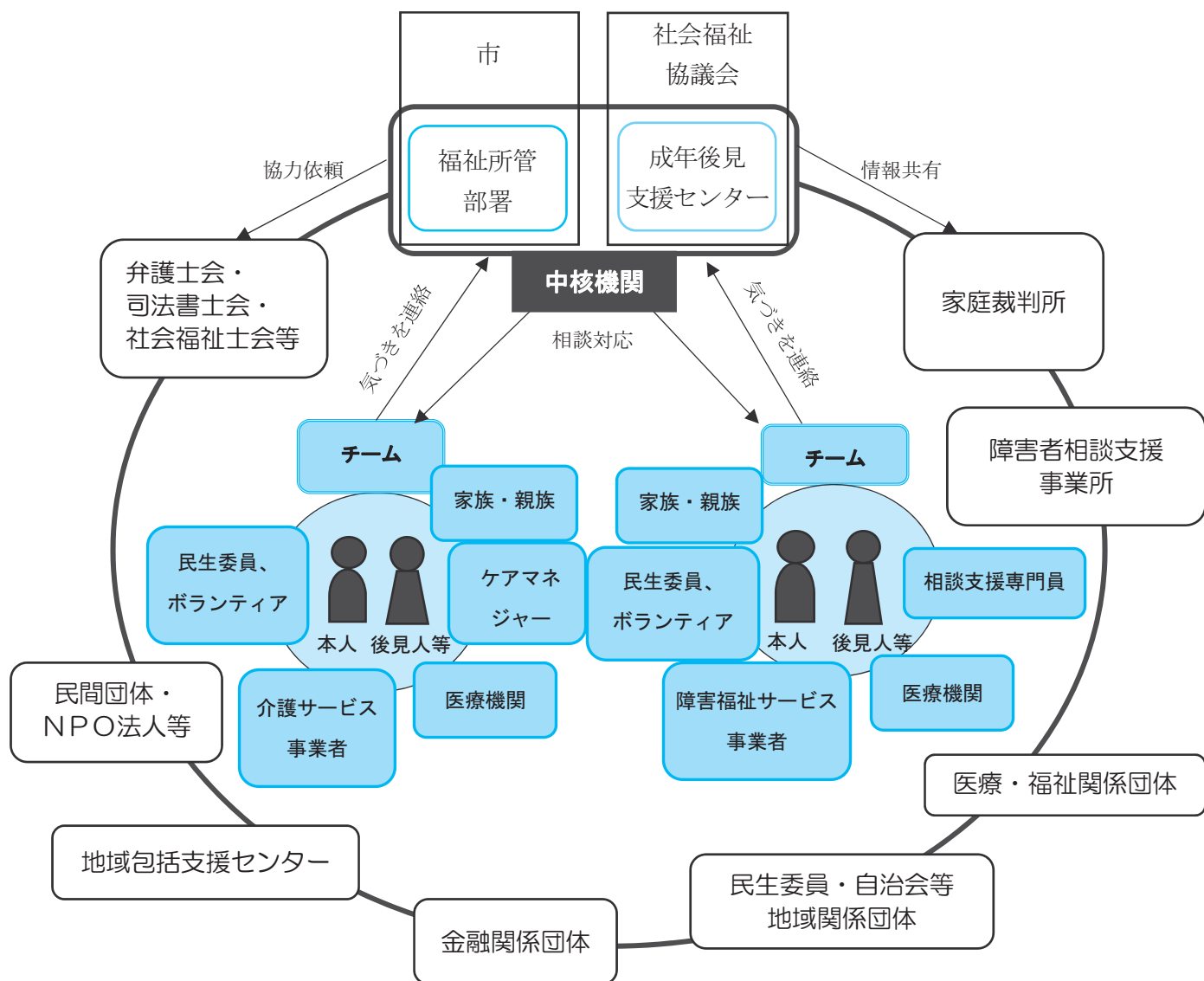


- 権利擁護としての判断や支援方針が立てられる、法律職等専門職の力を借りられる仕組み(会議等)づくり
- 本人に適切な支援ができるための受任調整等の仕組みづくり



●成年後見人等へ地域のチーム支援ができ、見守りバックアップできる仕組みづくり

後見人等が付いた後の焼津市地域連携ネットワークのイメージ



「チーム」とは「本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」です。

本人の意思がどういうところにあるか、希望やニーズはどこにあるかということを、チーム内で情報共有し、後見人と一緒になって考えていきます。

後見人とチームだけでは本人を支えられない場合は、ネットワークの中で相談ができるよう体制を整備していきます。ネットワーク間のコーディネートは中核機関が担います。例えば、前ページの④の定例的に開催するケース会議で検討する内容には、一定期間後にチームアプローチが継続できているかの確認や、類型変更、権限の追加等の検討等も含まれます。

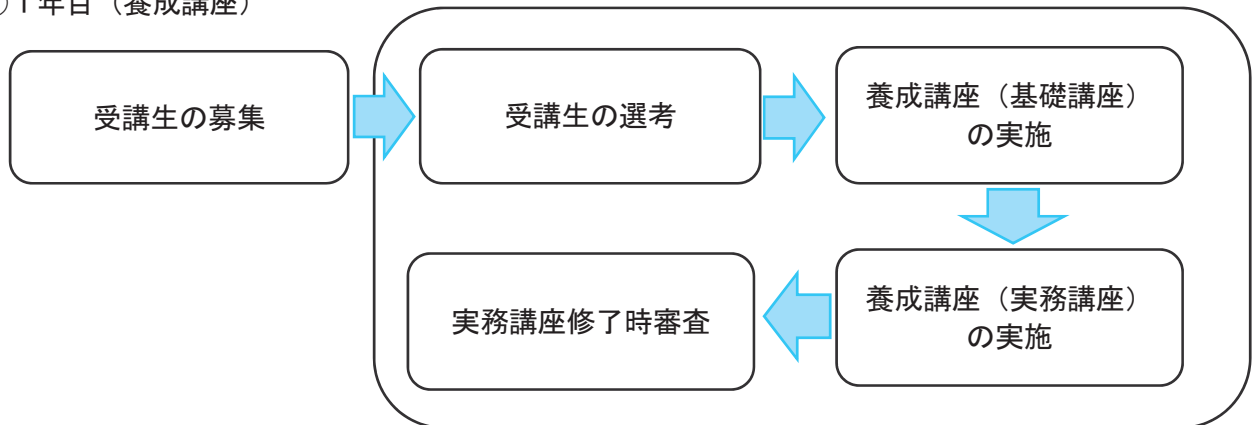
今後、関係機関から構成する焼津市成年後見制度利用促進懇話会を設置し、106～107ページのフローが機能しているかの確認や、中核機関の運営に対する意見聴取を行っていきます。

### (3) 広域（3市1町）での地域連携ネットワーク

次の図にあるとおり、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職等の協力を得ながら、今後も継続して3市1町で市民後見人の養成を行っていきます。

●市民後見人の養成課程（ は3市1町としての取り組み  は各市町・各市町社会福祉協議会の取り組み）

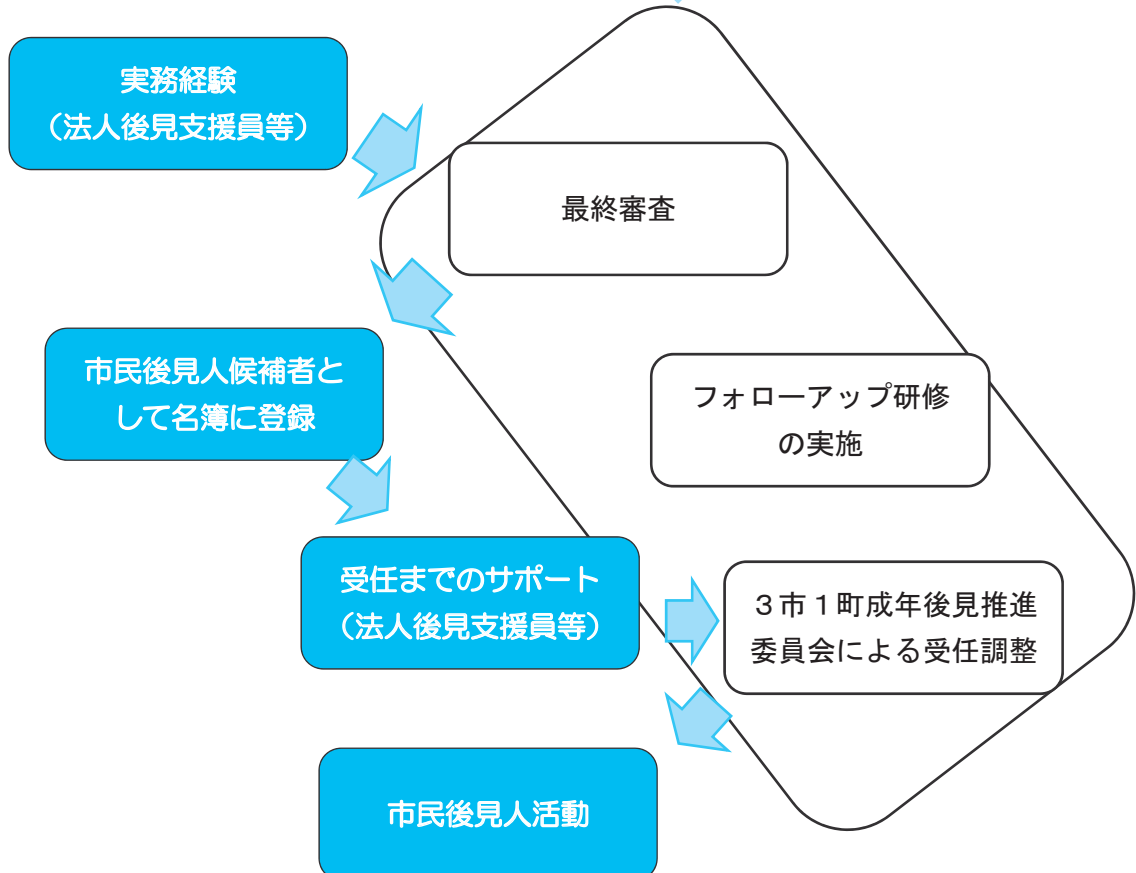
#### ① 1年目（養成講座）



※1年目の養成講座修了生は、2年目の実務経験に進む。



#### ② 2年目以降（実務経験～市民後見人活動）



### ● 3市1町成年後見推進委員会の開催

成年後見制度の利用促進のため、3市1町の担当課長、3市1町の社会福祉協議会の担当課長、学識経験を有する者（大学教授、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、県社会福祉協議会）を委員として組織し、次に掲げる事項について協議を行っています。

- ・市民後見人育成に関すること。
- ・市民後見人支援体制に関すること。
- ・市民後見人候補者の登録及び推薦に関すること。
- ・その他推進委員会が必要と認める事項

また、推進委員会では、106ページのフロー中の受任調整会議（広域）を開催しています。ここでは、困難事例であるため3市1町成年後見推進委員会の場で諮るべきと各市町が判断した困難事例について、専門的な判断を仰いでいます。

### ●本市の施策にどう結びついていくか

- 市民後見人の確保ができ、本市の成年後見制度の利用促進につながっていきます。
- 困難事例について、広域の共通の場で専門職の意見を聞くことで、本市でのケース会議等における検討に生かすことができます。

《3市1町市民後見人養成講座》



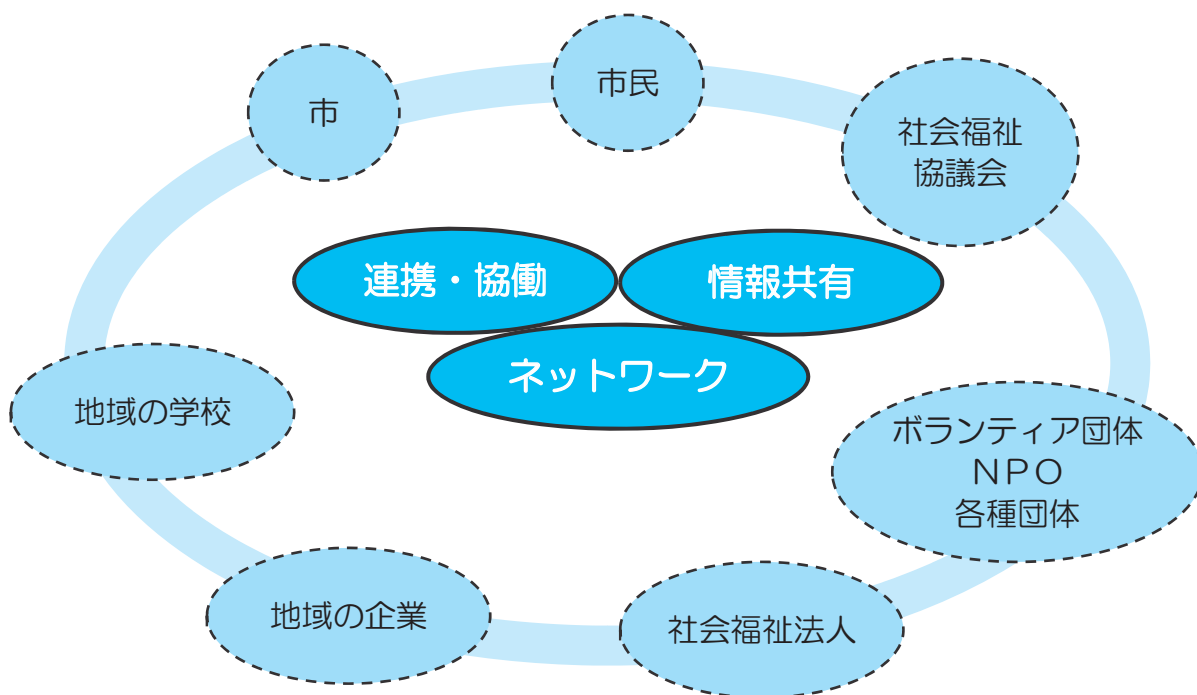
## 第6章 計画の推進

---

## 1 推進体制

本計画は、第3次計画に引き続き、市による「地域福祉計画」と、社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体化して策定したものです。市と社会福祉協議会は、今後より連携を深めながら、本計画で掲げた6か年の目標に向け、第4章で紹介した各施策を推進していきます。

計画の推進に当たるのは、市や社会福祉協議会だけではなく、地域福祉を担う各主体が連携を取って協働し、それぞれの強みを生かして補い合いながら地域福祉の実現を目指していく必要があります。



## 2 計画の指標・評価と進行管理

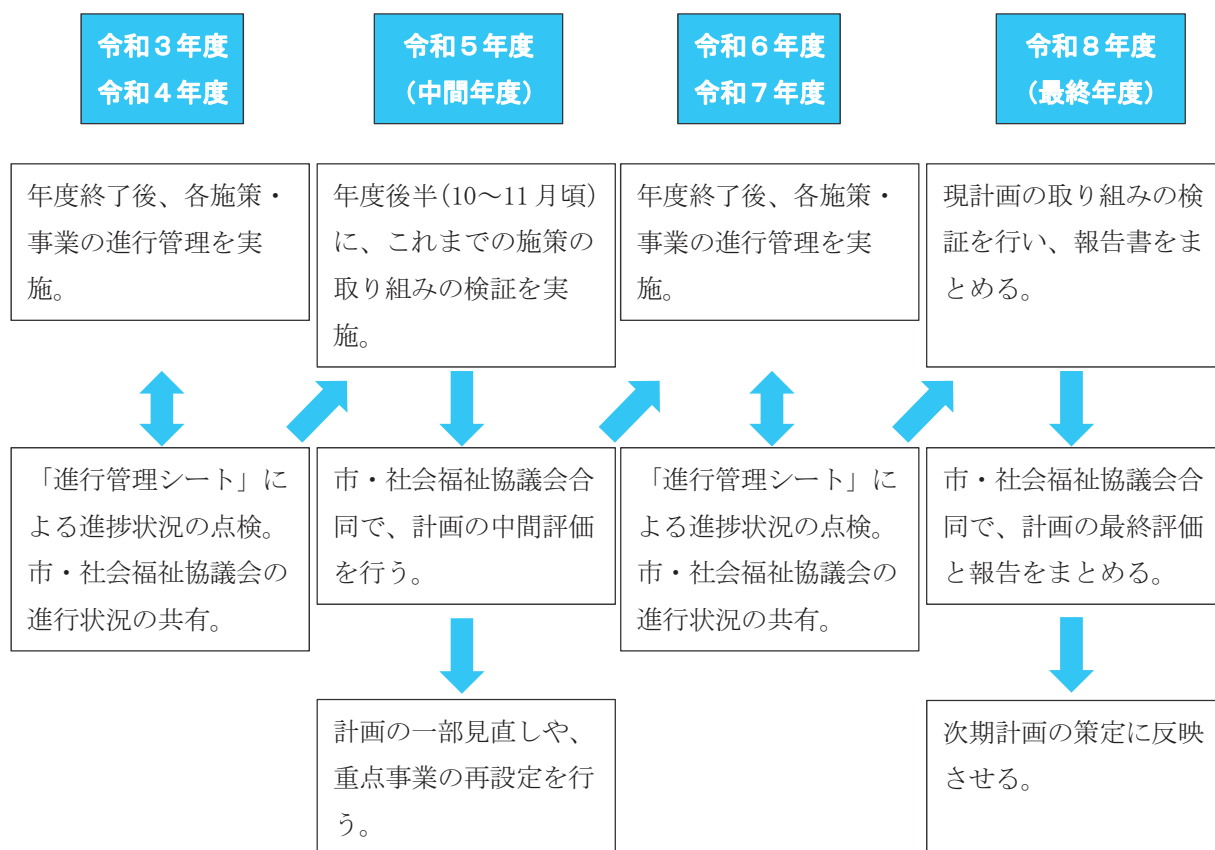
### (1) 進行管理と検証の方法

本計画は、基本理念に掲げた焼津市の地域福祉の目標を目指し、施策ごとに「どのような調査、立案、実践を行ったか」、「どのような検証・改善を行ったか」、「新たに始めた取り組みは何か」など、6年後の次期計画の策定まで、進行管理と検証を行っていきます。評価項目は、第4章・第5章の各基本目標の項目において設定します。

次期計画策定時に向けて、本計画の課題解消、施策・事業の進捗状況を管理できるよう、毎年度に「進行管理シート」を作成します。また、本計画に関連する保健福祉分野の各計画・施策について、庁内関連部署や担当部署と連携して施策を進め、進行管理と検証をしていきます。

なお、制度改正や施策・事業の統廃合など、計画進行に当たって計画の内容や目標等を修正する必要があるときは、市と社会福祉協議会で協議を行い、修正するものとします。

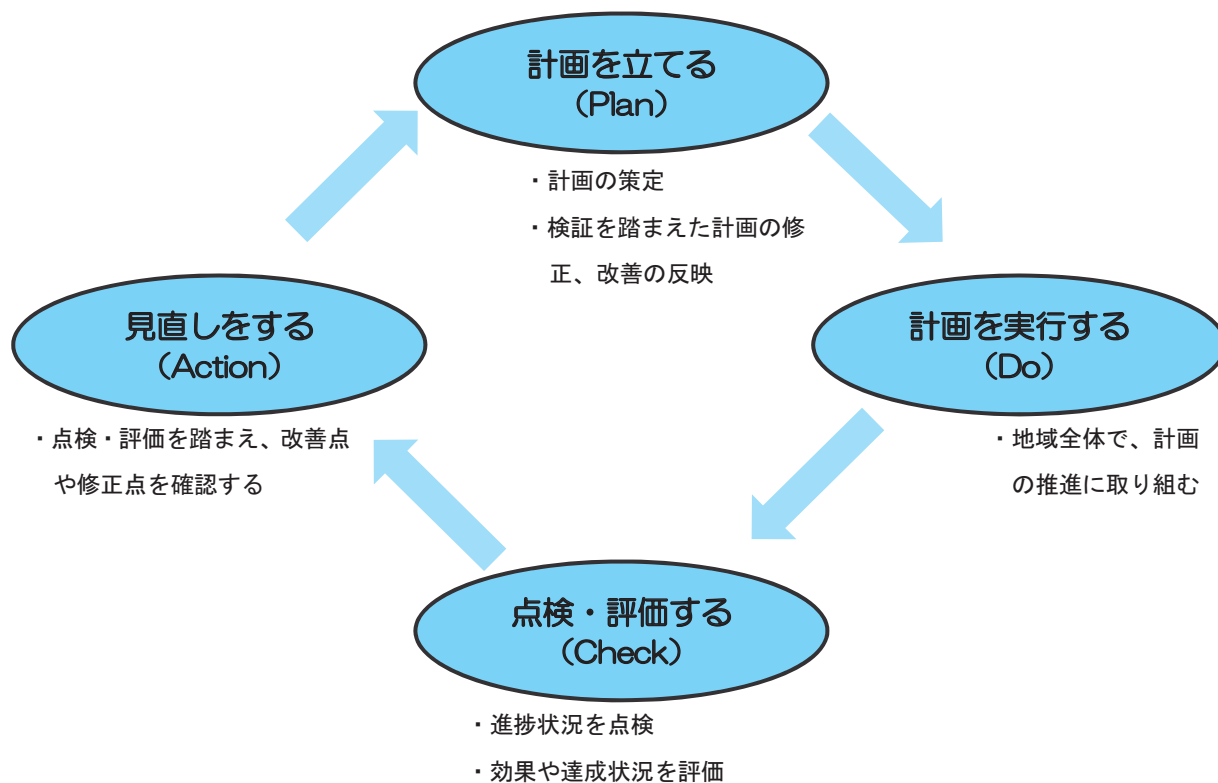
#### ●評価行程のイメージ





## (2) 進行管理体制 (PDCAサイクル)

進行管理は「計画を立てる (Plan)」→「計画を実行する (Do)」→「点検・評価する (Check)」→「見直しをする (Action)」の、いわゆるPDCAサイクルに基づいて行い、定期的・継続的に改善をしながら計画を進めていきます。



### 3 成果目標

※令和2年度は見込み

#### 基本目標1 共生の意識づくり・人づくり

項目	現 状		目 標		備 考
	年 度	実 績	年 度	目標値	
ふくしのススメ参加人数	R 2	47 人	R 8	100 人	社会福祉協議会
出前講座の実施回数	R 2	14 回 673 人	R 8	20 回 800 人	<b>重点</b> 社会福祉協議会
コミュニティ・スクール導入学校数	R 2	0 校	R 8	22 校	<b>新規・重点</b> 学校教育課
認知症サポーター人数	R 2	12,502 人	R 5	14,800 人	<b>重点</b> 地域包括ケア推進課
手話通訳者の人数	R 2	6 人	R 8	8 人	地域福祉課
社会福祉大会の参加者数	R 2	350 人	R 8	700 人	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会の加入団体数	R 2	23 団体	R 8	25 団体	社会福祉協議会
ボランティア相談件数	R 2	400 件	R 8	435 件	社会福祉協議会
ボランティア活動参加者数	R 2	3,600 人	R 8	3,700 人	社会福祉協議会

## 基本目標2 地域のきずなづくり

項目	現 状		目 標		備 考
	年 度	実 績	年 度	目標値	
民生委員充足率	R 2	100%	毎年	100%	地域福祉課
ふれあいネット数	R 2	396 人	R 8	440 人	社会福祉協議会
赤い羽根共同募金助成数	R 2	20 件	R 8	26 件	社会福祉協議会
歳末助け合い募金助成数 (地域福祉活動助成)	R 2	37 件	R 8	50 件	社会福祉協議会
歳末助け合い募金助成数 (在宅助成)	R 2	422 件	R 8	450 件	社会福祉協議会
地域ささえあい協議体が新たに 取り組む地域課題数	R 2	0 件	R 5	18 件	地域包括ケア推進課
地域ささえあい協議体実施回数 (第 1 層ささえあい協議体)	R 2	0 回	R 5	2 回	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
地域ささえあい協議体実施回数 (第 2 層ささえあい協議体)	R 2	25 回	R 5	45 回	<b>重点</b> 社会福祉協議会
焼津市社会福祉法人連絡会開催 回数	R 2	2 回	R 8	5 回	<b>新規</b> 社会福祉協議会
ファミリーサポート会員数	R 2	880 人	R 4	900 人	子育て支援課
居場所開設数	R 2	33 件	R 5	42 件	<b>重点</b> 地域包括ケア推進課
地域ふれあいサロンの数	R 2	82 か所	R 8	100 か所	社会福祉協議会
おもちゃ図書館利用者数	R 2	300 人	R 8	660 人	社会福祉協議会
さわやかクラブ会員数	R 2	765 人	R 5	1,100 人	地域包括ケア推進課
個別計画を作成している避難行動 要支援者数	R 2	1,676 人	R 8	1,750 人	<b>重点</b> 地域福祉課
地区安全会議の設置数	R 2	9 地区	R 8	11 地区	くらし安全課
高齢者の交通事故件数	R 2	309 件	R 8	330 件	くらし安全課
防災メール登録者数	R 2	12,966 人	R 8	15,377 人	地域防災課
市民防災リーダー育成講座の修了 者延べ数	R 2	1,345 人	R 8	1,823 人	地域防災課
災害ボランティア本部開設訓練 実施回数	R 2	1 回	R 8	3 回	社会福祉協議会
シルバー人材センター会員数	R 2	870 人	R 5	960 人	商工課

## 基本目標3 地域福祉のしくみづくり

項目	現 状		目 標		備 考
	年 度	実 績	年 度	目標値	
日常生活自立支援事業契約数	R 2	66 件	R 8	73 件	社会福祉協議会
ふくしなんでも相談対応件数	R 2	380 件	R 8	410 件	<b>重点</b> 社会福祉協議会
権利擁護センター相談件数	R 2	100 件	R 8	150 件	社会福祉協議会
会食型給食サービス事業参加者数	R 2	564 人	R 8	580 人	社会福祉協議会
生きがい活動支援通所事業の利用者数	R 2	6,223 人	R 5	7,500 人	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
地域包括支援センターでの総合相談件数	R 2	6,103 件	R 5	7,000 件	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会
ハンディキャブの利用件数	R 2	400 件	R 8	420 件	地域福祉課 社会福祉協議会
保護を受けながら自立や社会参加に向け取り組み（就労活動・健康維持・地域行事参加等）している世帯の割合	R 1	81.3%	R 8	90.0%	地域福祉課
就労支援を行った生活保護受給者の就職率	R 2	10%	R 8	15%	<b>重点</b> 地域福祉課
生活ガイドブックの多言語対応数	R 2	6 言語	R 8	8 言語	市民協働課
社会福祉協議会ホームページ閲覧数	R 2	25,000 回	R 8	28,000 回	社会福祉協議会
社会福祉協議会ブログ更新数	R 2	50 回	R 8	60 回	社会福祉協議会

## 成年後見制度の利用促進に関する成果目標

項目	現 状		目 標		備 考
	年 度	実 績	年 度	目標値	
「成年後見制度」の名称も制度の内容も知っている人の割合	R 2	29.3%	R 8	60.0%	地域福祉課 地域包括ケア推進課
次の機関※が「成年後見制度」の相談窓口であることを知っているかという問いで「いずれも知らない」と回答した人の割合	R 2	49.4%	R 8	30.0%	地域福祉課 地域包括ケア推進課
ケース会議において、専門職が参加した上で受任調整やチームへの専門的助言等が行われている	R 2	43.0%	R 8	100.0%	地域福祉課 社会福祉協議会
市民後見人登録者のうち、市民後見人として活動している割合	R 2	0.0%	R 5	40.0%	地域福祉課 社会福祉協議会

※次の機関：市役所、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会、成年後見支援センター、法テラス、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、知っている他の窓口

# 資 料

---

# 1 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

## (1) 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、焼津市における地域福祉の総合的な推進を図るための焼津市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び、その理念を実現するための焼津市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画及び活動計画の策定に関すること。
- (2) その他計画及び活動計画の策定に関し市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 地域住民代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定までとする。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(組織)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、焼津市健康福祉部地域福祉課及び焼津市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## (2) 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

任期：令和2年10月30日～令和3年3月31日

区分	団体名	役職	委員名（敬称略）
学識経験者	静岡福祉大学	講師	小林 哲也
	静岡県司法書士会	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート 専務理事	西川 浩之
	焼津商工会議所	専務理事	村松 悌三朗
保健医療関係者	焼津市医師会	副会長	谷口 正和
	焼津市歯科医師会	地域保健部理事	片岡 洋平
社会福祉関係者	焼津福祉会	ぽぷら管理者	山梨 由紀子
	春風寮	児童家庭支援センター及び相談支 援センター施設長	見原 照久
	特別養護老人ホーム つばさ	特別養護老人ホームつばさ施設長	奥川 清孝
	焼津市保育園協会	ふたば保育園園長	久保山 なぎさ
	焼津地区保護司会	会長	村松 晴一
地域住民代表者	焼津市自治会連合会	焼津第3自治会長	坂本 清
	焼津市ボランティア 連絡協議会	会長	鈴木 春子
	さわやかクラブ やいづ連合会	会長	滝澤 義雄
	焼津市民生委員 児童委員協議会	地域福祉部会長	大畑 陽子
	障害者自立支援 ネットワーク	会長	鈴木 政史



## 2 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会

### (1) 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、焼津市地域福祉計画中に盛り込む本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について広く関係者の意見を聴取することを目的に開催する焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見制度利用促進施策懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に伴い、同計画の適切な部分に成年後見制度利用促進施策を位置づけるために、成年後見制度利用促進施策に関する事項について意見を聴取する際に開催する。

(構成)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 地域住民代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 懇話会における意見の聴取を円滑に行うため、前項に掲げる者（以下「構成員」という。）のうちから座長及び副座長を置くことができる。

4 市長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ、意見を聴くことができる。

(開催)

第4条 懇話会は、市長が構成員に出席を求めることにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 市長は、予算の範囲内において、謝礼金を支払うことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康福祉部地域福祉課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## (2) 焼津市地域福祉計画策定に伴う成年後見利用促進施策懇話会委員

任期：令和2年9月1日～令和3年3月31日

区分	団体名	役職	委員名（敬称略）
学識経験者	静岡県弁護士会	法テラス静岡法律事務所	中野 聡
	静岡県司法書士会	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート 専務理事	西川 浩之
	一般社団法人 静岡県社会福祉士会	権利擁護センター ぱあとなあ静岡中部地区 相談役	古井 慶治
	静岡福祉大学	講師	小林 哲也
保健医療関係者	焼津市医師会	副会長	谷口 正和
社会福祉関係者	焼津市南部地域 包括支援センター	社会福祉士	岡村 浩佑
	生活支援センター わおん	管理者	阿部 典子
金融機関関係者	焼津警察署管内 企業等防犯連絡会	株式会社静岡銀行焼津支店 支店長	加藤 祐二
地域住民代表	焼津市民生委員児童 委員協議会	高齢者福祉部会長	川内 三郎
		障害者福祉部会長	大石 敏之

## 3 計画策定の経過

年	月日	実施内容
令和2年	6月30日～7月15日	「市民アンケート調査」、「関係団体調査」の実施
	10月30日	第1回焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	12月11日	第1回成年後見制度利用促進施策懇話会
令和3年	1月27日	第2回焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	2月9日～2月26日	パブリックコメント (計画案に対する市民の意見・提案募集)
	3月18日	第3回焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
第2回成年後見制度利用促進施策懇話会		

## 4 用語集

あ行

### アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、相談や申請を求めないなどにより支援が届かない人に対して、行政や関係機関等が積極的に踏み込んだ情報提供・支援を行うこと。

### 意思決定支援

知的障害や精神障害等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

### 居場所

仲間づくりや世代の異なる人たちの交流などを目的とした、地域住民が運営するふれあいの場。子どもから高齢者まで世代を問わず、地域住民の誰もが気軽に集える場所として設置する。

### SDGs

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

### NPO

ボランティア団体や市民団体など、自主的に構成されて営利を目的としない活動を行う民間組織・団体 (Non-Profit Organization) の総称。

か行

### 共生型サービス

介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるサービス。

### 傾聴ボランティア

様々な理由で孤独になりがちな人の心に寄り添い、相手のペースや雰囲気大切にしながら話を聞くボランティア活動。

## 権利擁護

地域で生活をしていくことに一定の困難を抱えた高齢者や障害のある人などが、「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利など）を守ること。

## 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう構築する地域、専門機関等による支援体制。ネットワークのコーディネータは中核機関が担う。大きく分けて、①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応、②地域における「協議会」等の体制づくりの基本的な仕組みをもって構築する。

## 権利擁護センター

権利擁護や成年後見制度に関する相談受付、制度の普及啓発活動を行う機関。焼津市では、平成 28 年 4 月に焼津市社会福祉協議会が開設している。

## さ行

### サロン

仲間づくりや交流などを目的としたふれあいの場のこと。

## 市長申立

成年後見制度を利用したいときに、申立ができる配偶者や四親等内の親族がいないために申立ができない場合などにおいて、市長により家庭裁判所に申立を行うこと。

## 市民後見人

成年後見制度における後見人を市民が担うもの。社会貢献として意欲的な市民に対し、行政機関が、後見活動に必要な法律、福祉の知識や実務対応能力を研修して養成する。

市民後見人は、司法書士や社会福祉士など専門職と同じように、身寄りがない人や親族からの支援を受けられない人の利益のために保護・支援を行う。

## 社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の人・場所・制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。

## 受任調整

成年後見制度の利用のため市長申立を予定している案件に関して、本人（被後見人）と後見人のマッチングを図ること。受任調整会議を開催して調整、決定される。

## 小地域

地域福祉活動を行う単位の一つ。焼津市においては中学校区（公民館区）を小地域としている。

## **身上保護**

成年後見人等の職務のうち、「生活、療養看護に関する事務」のこと。本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行う。

## **生活困窮者**

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。また、社会的孤立をしている人や複合的な課題を抱えている人も含まれる。

## **生活支援コーディネーター**

誰もがいくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民と一緒に新しい社会資源を作り出すサポートをする役割を担う人。

## **制度の狭間**

既存の制度では支援の対象に当てはまらない問題を抱えていること。

## **成年後見**

法定後見のうち、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用されるもの。3類型で最も重い類型。成年被後見人は、様々な不利益（消費者被害など）を被ってしまう可能性が非常に高いことから、本人を法的に広く保護することが重視される。

## **成年後見支援センター**

成年後見制度の利用促進を目的に設置した機関。本人や家族、関係機関等からの相談対応、支援のコーディネート、成年後見制度に関する広報・啓発、市民後見人の育成などの運営業務を行う。焼津市では、令和2年5月に開設し、社会福祉協議会に委託して運営している。

## **成年後見制度**

知的障害や精神障害、認知症などによって、判断能力が不十分な成年者を保護する制度。契約の締結を代わりに行う代理人の選任、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合の取り消しなどができるようにする。

## **セーフティネット**

経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの社会保障制度のこと。

## た行

### 地域ささえあい協議体

地域住民や社会福祉法人、民生委員等がメンバーとなり、誰もがいくつになっても住み慣れた地域で暮らしていけるようその地域にある「困りごと」を調べ、どんな住民同士の支え合いがあるといいのか話し合う場。

### 地域社会の脆弱化

社会構造の変化により、地域社会での支え合いの力が低下している状態。

### 地域福祉推進委員会

“住民による住民のための福祉活動”の中心組織として、概ね中学校区単位に設立され、地域ふれあいサロンの運営・福祉講座の開催など、地域の特性を生かした福祉活動を展開している。

### 地域ふれあいサロン

「ミニデイサービス（高齢者）」や「居場所」、「子育てサロン」など、各種事業で位置付けた交流の場の総称。共通の目的として「近所の人たちが気楽に集まり、おしゃべりを通して、仲間づくりや生きがいつくりにつながる場。気軽に立ち寄ることができ、誰もが主体となる場。」として設置する。

### チーム

成年後見制度を希望する人に、身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。

### 中核機関

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、「広報」、「相談」、「制度利用促進」、「後見人支援」の4つの機能を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

### DV

主に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を指す言葉。「Domestic Violence」の略。

## な行

### 日常生活自立支援事業

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が、地域で安心して日常生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理、書類保管などの支援を行うこと。成年後見制度と連携しながら実施される。

## ニート

仕事についておらず、教育や職業訓練も受けていない状態。あるいは、そういう状態にある人を指す表現。労働する意志、教育を受けようとする意志を持とうとしないところに特徴がある。

## 任意後見

認知症などで自分の判断能力が低下してしまった場合の備えて、あらかじめ信頼できる人を選んで、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように契約しておく制度。

## 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

## は行

### 8050 問題

「80 歳代の親が 50 歳代の子どもの生活を支える」という問題。背景には、家族や本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があるとされている。

## 引きこもり

様々な要因から自宅に閉じこもりがちで、社会参加することが少なくなっている状態。あるいは、そうした状態の人のこと。

## 避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者など。

## ふれあいネット

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者等を対象にした見守り活動。近隣住民の協力により見守りを行うことで問題の早期発見につなげ、緊急時には民生委員に連絡し、対応を行う。

## 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になること。親族、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職の成年後見人等と同じように、身寄りがない人や親族からの支援を受けられない人の利益のために保護・支援を行う。

## 法定後見

自分の意志で判断能力が落ちた後の契約を行っておく任意後見ではなく、申立人が家庭裁判所に申立を行い、審判により後見人等が選任される制度。本人の状態に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型に区分される。

## 保護司

法務大臣から委嘱された民間のボランティア。保護観察官（専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行っている。

## 保佐

法定後見のうち、判断能力が相当程度低下してしまった人に適用されるもの。3類型の中で中間に位置する類型。保佐類型の対象者は、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人でするのは不安があるような人が該当する。

## 補助

法定後見のうち、判断能力がある程度低下してしまった人に適用されるもの。3類型の中では最も軽い類型。補助類型の対象者は、日常の買物だけでなく重要な財産行為も一人でできるが、支援があったほうがいい人が該当する。

## ま行

### ミニデイサービス

ひとり暮らしの高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者などを対象に、介護予防・自立支援の観点から趣味の活動や創作活動を行ったり、会食しながら交流したりするサービス。



---

## 第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画

～地域で育てる 支え合う いだんの 暮らしの しあわせづくり～

### ■発行：

焼津市健康福祉部地域福祉課

〒425-8502 焼津市本町5-6-1

TEL 054-626-1127

FAX 054-626-2189

社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会

〒425-0088 焼津市大覚寺三丁目2-2

TEL 054-621-2941

FAX 054-626-0573

■発行年月：令和3年3月

---

